

森町こども計画

すべてのこども・若者が
楽しく自分らしく成長できるまち



令和7年3月

森町

は じ め に

森町では、平成 27 年 4 月から開始された「子ども・子育て支援法」の施行に合わせ、「子育てに夢をもてるまち」を基本理念に掲げ、第 1 期及び第 2 期森町子ども・子育て支援事業計画を策定し、推進してきました。

この間、「子ども・子育て支援新制度」が社会に根付く一方、家庭における子育ての状況や子育てに対する意識が大きく変化しています。



令和 5 年 4 月 1 日には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行されました。同年 12 月 22 日に閣議決定された「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととされています。

こうした動きを鑑み、森町では新たに「森町こども計画」を策定し、切れ目のないこども・子育て支援の充実を進めていくとともに、「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども施策の推進に取り組むことといたしました。

本計画の推進に当たっては、こども・若者のより良い育ちのため最善の利益を求めるとともに、「こども・若者・子育て当事者」が自分らしく幸せに成長できるよう、地域の皆様をはじめ、関係諸機関の方々にも御理解、御協力と御支援をいただきながら進めてまいります。

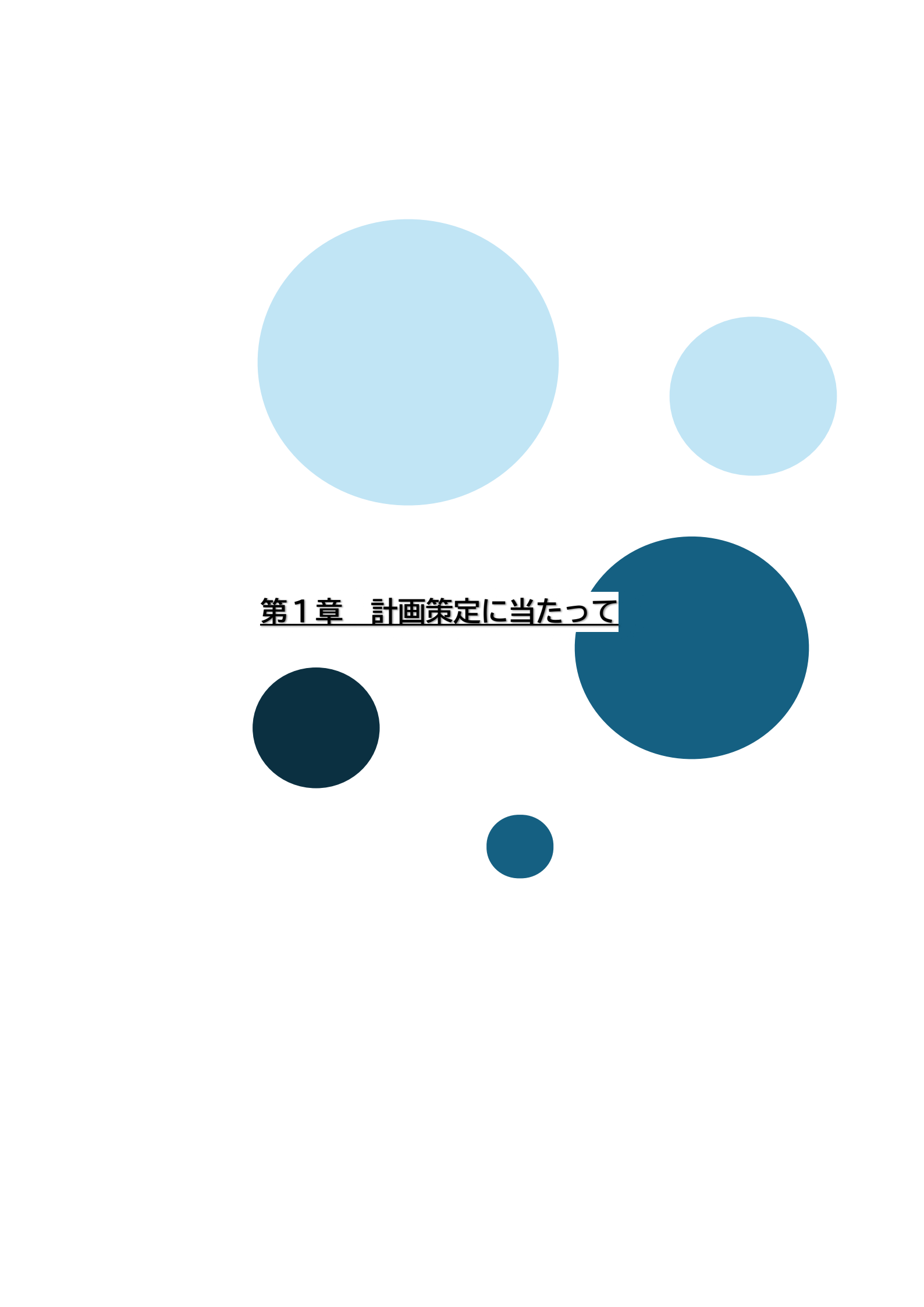
結びに、本計画の策定に当たり、貴重な御意見、御提言をいただきました森町子ども・子育て会議委員及び、アンケート調査やパブリックコメントを通じて貴重な御意見を賜りました町民の皆様に、改めて心から深く感謝申し上げます。

令和 7 年 3 月

森町長 太田 康雄

目次

第1章 計画策定に当たって	1
第1節 計画策定の背景及び趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の期間	3
第4節 計画策定の体制	3
第5節 計画の対象について	4
第6節 こども計画策定のポイント	4
第7節 SDGsについて	6
第2章 計画策定の背景	7
第1節 少子化を巡る状況	7
第2節 こどもと家庭を取り巻く環境	13
第3節 こども・若者が直面する問題	17
第4節 子育て支援に関するアンケート調査結果の概要	23
第5節 こども・若者への意見聴取の概要	37
第6節 こども・若者をめぐる本町の課題	54
第3章 計画の基本的な考え方	57
第1節 計画の基本理念	57
第2節 計画の基本的な視点	58
第3節 計画の基本目標	59
第4節 施策体系	60
第4章 施策の展開	61
基本目標1 こどもの健やかな成長と活動を支援します	61
基本目標2 こどもが元気に明るく育ち、若者が成長・活躍できる環境をつくれます	70
基本目標3 安心して子育てができる環境をつくれます	81
第5章 施策推進のために	85
第1節 こども・若者の社会参画・意見反映	85
第2節 こども施策の共通の基盤となる取組	85
第3節 数値目標（指標）の設定と進捗管理	86
第4節 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需給計画	87
第5節 計画の推進に向けて	105
資料編	107
1. 森町子ども・子育て会議委員名簿	107
2. 森町子ども・子育て会議設置要綱	108
3. 策定経過	110
4. 諮問書	112
5. 答申書	113



第1章 計画策定に当たって

第1章 計画策定に当たって

(1) 法令の根拠

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく「市町村こども計画」です。

第1節 計画策定の背景及び趣旨

近年、我が国において急速な少子化が進行する中、核家族化の進展や単独世帯数の増加に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、こどもや子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、育児休業取得の関係等、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続は依然として厳しい状況にあります。

このような状況の中、国は、平成24年に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付等を盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」を制定し、幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充等を推進していくため、市町村ごとに5年を1期とする幼児期の教育・保育、地域の子育て支援についてのニーズを反映した子ども・子育て支援事業計画を策定することとしました。

また、平成30年には、女性の就業率の上昇に伴う共働き家庭の増加に対応し、放課後のこどもの居場所を更に確保していくため、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、令和元年10月からは「幼児教育・保育の無償化」が始まるなど、こども・子育てに関する法制度を整備しています。

さらに、令和5年4月に、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されるとともに、「こども家庭庁」が発足しました。同年12月には「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング¹）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現が目指されており、行政を始め、地域社会全体でこどもたちの成長を支援していくことが求められています。

また、同年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、「加速化プラン」として今後3年間における少子化対策への集中的な取組が位置付けられたほか、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園給付である「こども誰でも通園制度」が発足し、令和8年度からの本格的な施行開始に向けて準備が進められています。

このような背景の中で、本町ではこれまで、国や県の動向を踏まえながら「第2期森町子ども・子育て支援事業計画（以下「前計画」という。）」を令和2年3月に策定し、「子育てに夢をもてるまち ～みんなで子育て いきいきまちづくり～」の基本理念の下で、様々な子育て支援施策に取り組んできました。

前計画が令和6年度をもって計画期間を満了することに伴い、社会情勢の変化や国の法制度の変更、本町の状況や前計画の進捗状況を踏まえ、新たに「森町こども計画（以下「本計画」という。）」を策定し、本町の切れ目のないこども・子育て支援の充実を進めていくとともに、本町における「こどもまんなか社会」の実現に向けたこども施策の推進に取り組めます。

1 ウェルビーイング：well（よい）と being（状態）からなる言葉。身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する概念

第2節 計画の位置付け

(2) 計画の性格

本計画は、こども大綱及び静岡県こども計画を勘案した、本町におけるこども施策についての計画です。

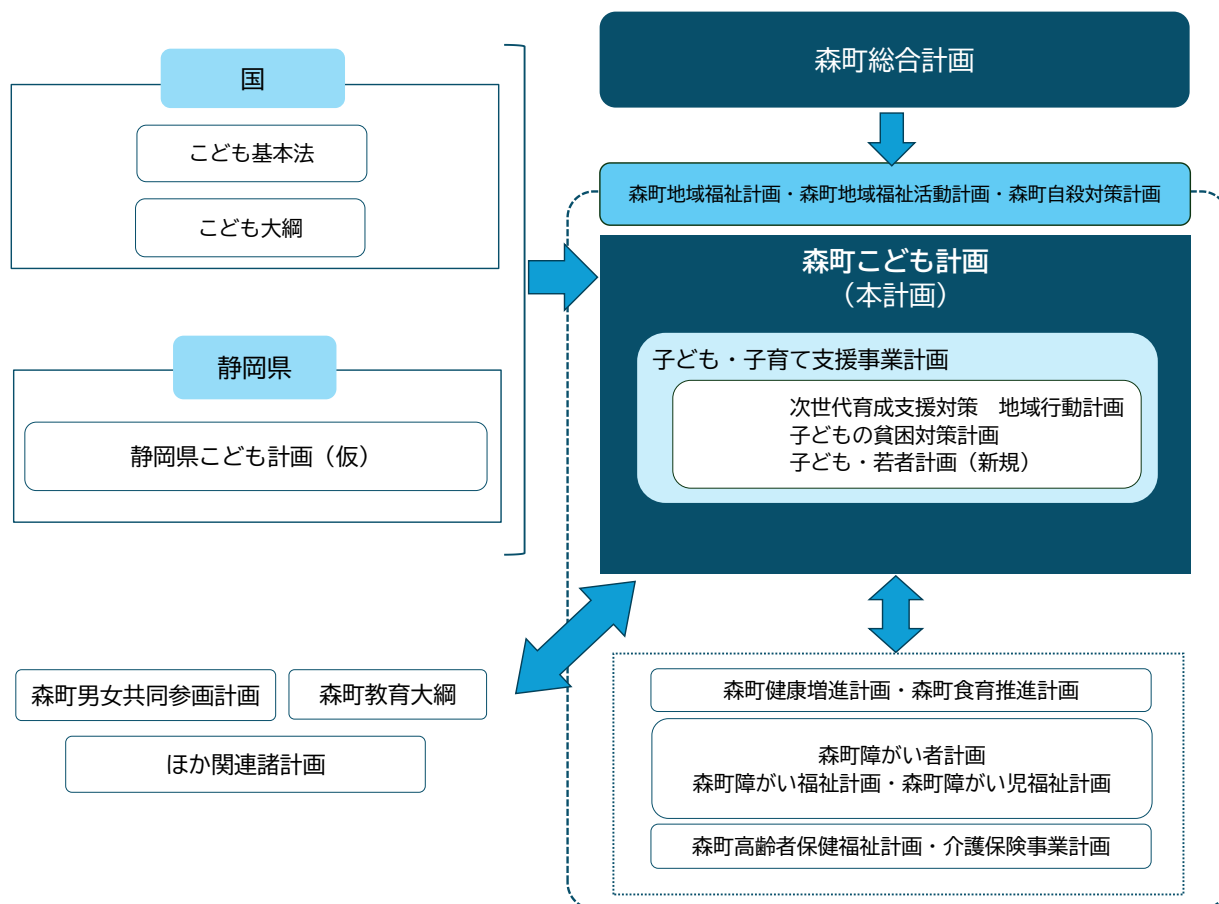
また、子ども・子育て支援法第 60 条で示す基本指針に則して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定めた、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「こどもの貧困対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に規定する「市町村子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」を含めます。

(3) 関連諸計画との関係

本計画は、「第 9 次森町総合計画」を最上位計画、「森町地域福祉計画・森町地域福祉活動計画・森町自殺対策計画」を上位計画とし、その方針に沿って策定するものです。

また、「第 2 次森町健康増進計画・森町食育推進計画」や「森町障がい者計画」、「第 7 期森町障がい福祉計画・第 3 期森町障がい児福祉計画」等に加え、「森町教育大綱」や「森町男女共同参画計画」等、関連計画との整合を図るものとします。

【図表 1－1 計画関係図】



第3節 計画の期間

こども基本法においては市町村こども計画の計画期間が定められていませんが、本計画に内包する子ども・子育て支援事業計画は5年ごとに見直しを行うこととなっているため、計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

【図表1—2 計画期間】

計画/年度	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
こども計画	第2期 子ども・子育て支援事業計画					こども計画				

第4節 計画策定の体制

本計画の策定に当たっては、こどもや子育てをめぐる状況を踏まえた上で、多様な視点からの意向を幅広く反映した計画としていくことを基本的な考えとして、以下の体制と方法で策定を行いました。

(1) 計画策定の体制

計画の策定に当たり、子育て当事者等の意見を本計画へ反映するとともに、森町におけるこども・子育て支援施策をこども及び子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、保護者代表、有識者、事業者及びこども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「森町子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議しました。

(2) 計画策定の方法

① 子育て中の保護者の現状・意向の把握

計画の策定に当たり、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童の保護者、小学生の保護者を対象として「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

アンケート調査の概要は第2章に記載しています。

② こども・若者からの意見聴取

計画の策定に当たり、こども・若者から意見を聴取し、計画に反映するため、小学校・中学校に通う児童生徒を対象に「子どもの生活実態に関する調査」を、本町に住む高校生から若者世代を対象に「子ども・若者に関する調査」を行いました。

アンケート調査の概要は第2章に記載しています。

③ パブリックコメントの実施

計画は広く町民の意見が反映されたものにしていくことが重要です。そのため、パブリックコメントの実施を通じて、広く町民の意見を集め、計画への反映に努めました。

第5節 計画の対象について

本計画の対象となる「こども・若者」の範囲は、国が定めた「子ども・若者ビジョン」を勘案し、対象年齢については30歳未満とします。

また、本計画中「こども」の標記については、ひらがなを用いることとしていますが、法律や制度に準じる場合や固有名詞を用いる場合は、「子ども」・「子供」と標記することとします。

第6節 こども計画策定のポイント

こども大綱には、こども施策に関する基本的な方針として、以下の6本の柱を示しています。

【図表1—3 こども施策に関する基本的な方針】

①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

また、こども施策に関する重要事項として、「ライフステージを通じた重要事項」、「ライフステージ別の重要事項」、「子育て当事者への支援に関する重要事項」の3つの重要事項が示されており、こども計画策定に当たってはこれらの重要事項を盛り込むことが必要です。

【図表1—4 ライフステージを通じた重要事項】

◆こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
◆多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
◆こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
◆こどもの貧困対策
◆障がい児支援・医療的ケア児等への支援
◆児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラー ² への支援
◆こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

2 ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと。

【図表1—5 ライフステージ別の重要事項】

◆こどもの誕生前から幼児期まで
✓ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ✓ こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
◆学童期・思春期
✓ こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生等 ✓ こども・若者の視点に立った居場所づくり ✓ 小児医療体制、心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実 ✓ 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育 ✓ いじめ防止 ✓ 不登校のこどもへの支援 ✓ こどもや保護者などからの意見を参考とする校則の見直し ✓ 体罰や不適切な指導の防止 ✓ 高校中退の予防、高校中退後の支援
◆青年期
✓ 高等教育の修学支援、高等教育の充実 ✓ 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ✓ 結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ✓ 悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

【図表1—6 子育て当事者への支援に関する重要事項】

◆子育てや教育に関する経済的負担の軽減
✓ 幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減 ✓ 特に高等教育について、更なる支援拡充の検討（授業料等減免、奨学金制度の充実、授業料後払い制度の本格導入など） ✓ 基礎的な経済支援としての児童手当の位置付けの明確化、拡充 ✓ 医療費等の負担軽減
◆地域子育て支援、家庭教育支援
✓ オンラインも活用した相談やプッシュ型の情報提供 ✓ 体罰によらない子育てに関する啓発 ✓ 一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進 ✓ 訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及
◆共働き・共育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
✓ 育児休業制度の強化 ✓ 長時間労働の是正や働き方改革の促進 ✓ 男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の実施 ✓ 男性の育児休業が当たり前になる社会の実現
◆ひとり親家庭への支援
✓ 児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施 ✓ こどもに届く生活・学習支援の推進 ✓ プッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化 ✓ 安全・安心な親子の交流の推進 ✓ 養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化

第7節 SDGsについて

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）とは、平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」で記載された2030年（令和12年）までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。

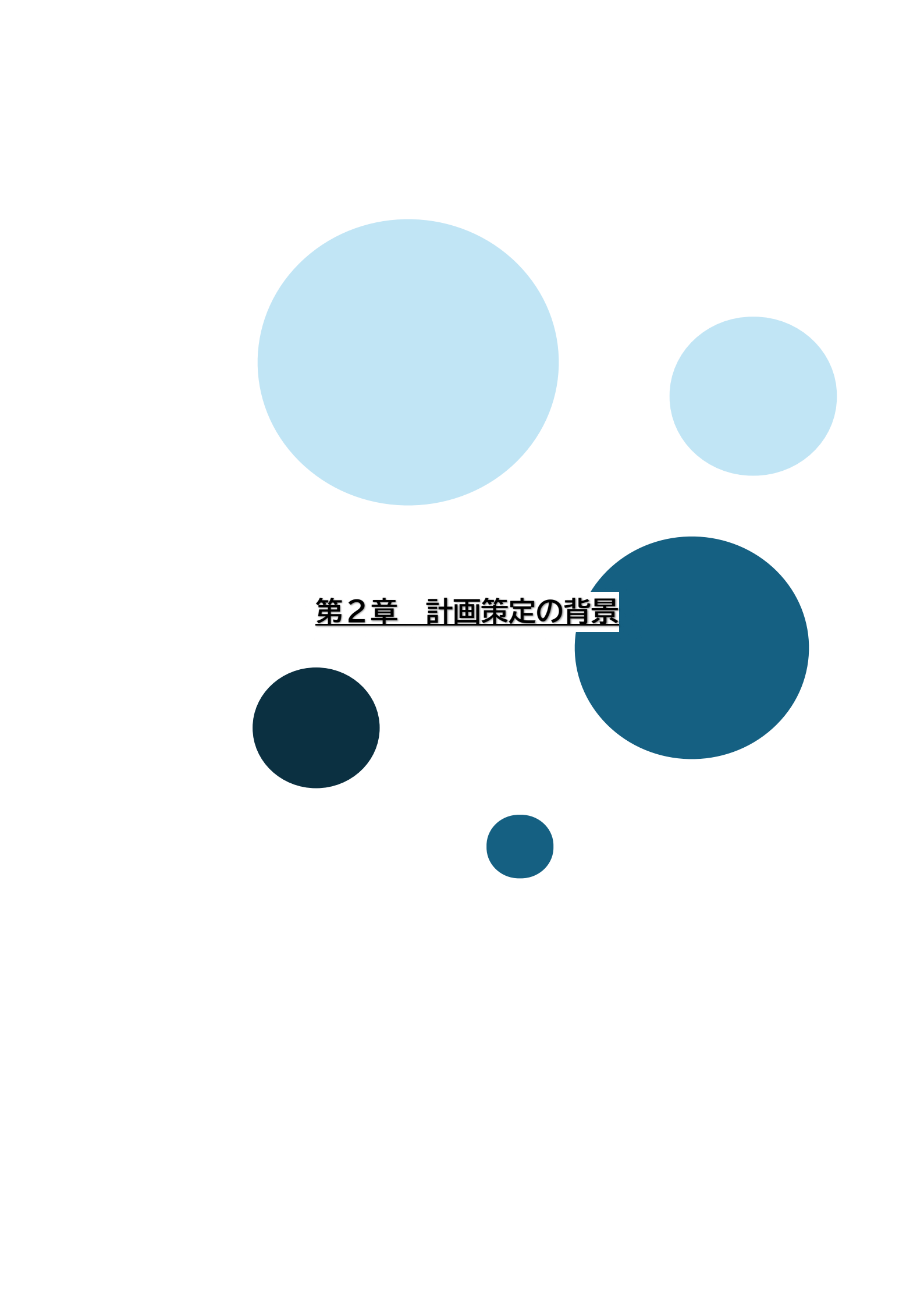
SDGsは17の目標・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを基本理念として掲げています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、我が国においても積極的に取組を進めています。

本町においても、SDGsを意識して取り組み、地域や企業、関係団体など、社会における様々な担い手と連携しながら、こどもの最善の利益が実現されるよう、こども施策を展開します。

【図表1ー7 SDGsの17の目標】





第2章 計画策定の背景

第2章 計画策定の背景

第1節 少子化を巡る状況

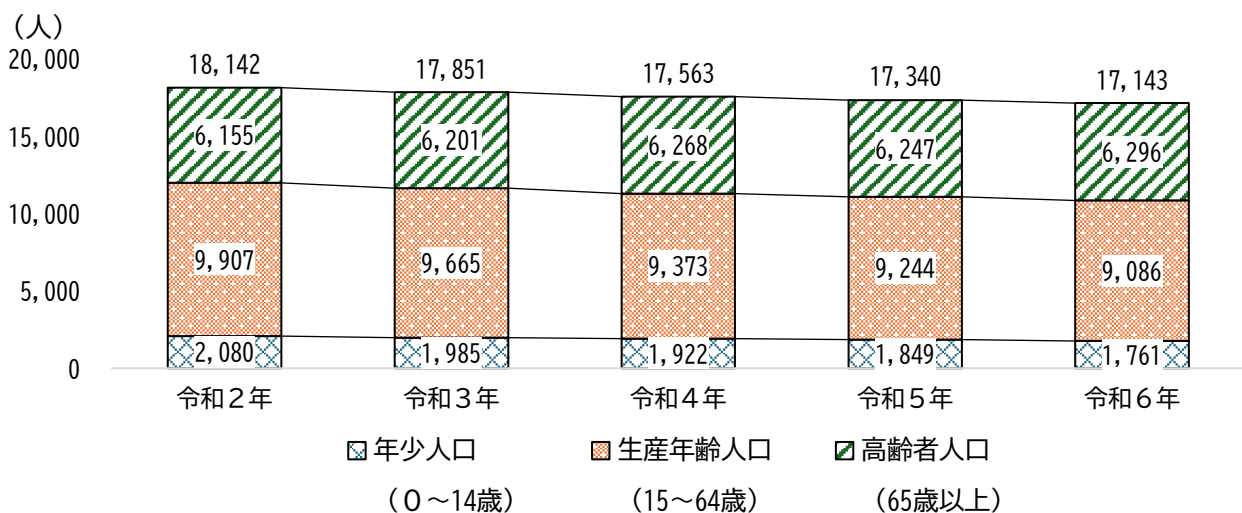
(1) 総人口の推移

本町の人口の推移をみると、総人口は減少傾向にあり、令和6年では17,143人となっています（図表2-1-1）。

年齢3区別にみると、年少人口と生産年齢人口は減少が続いており、高齢者人口は増加を続けています。

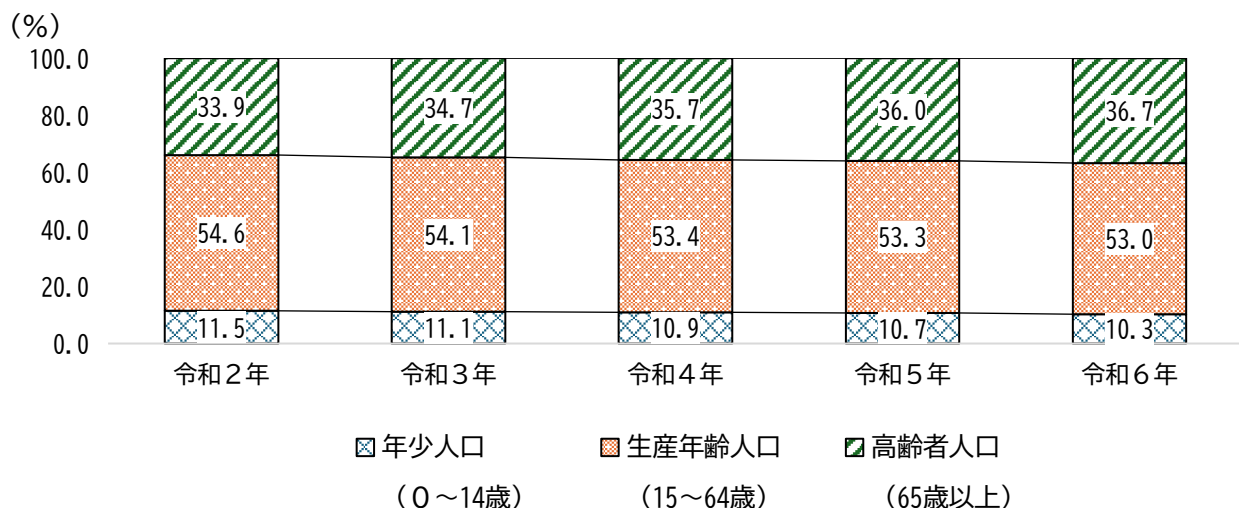
また、年齢3区別人口割合をみると、令和6年の年少人口割合は10.3%となっています（図表2-1-2）。

【図表2-1-1 年齢3区別人口の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【図表2-1-2 年齢3区別人口割合の推移】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

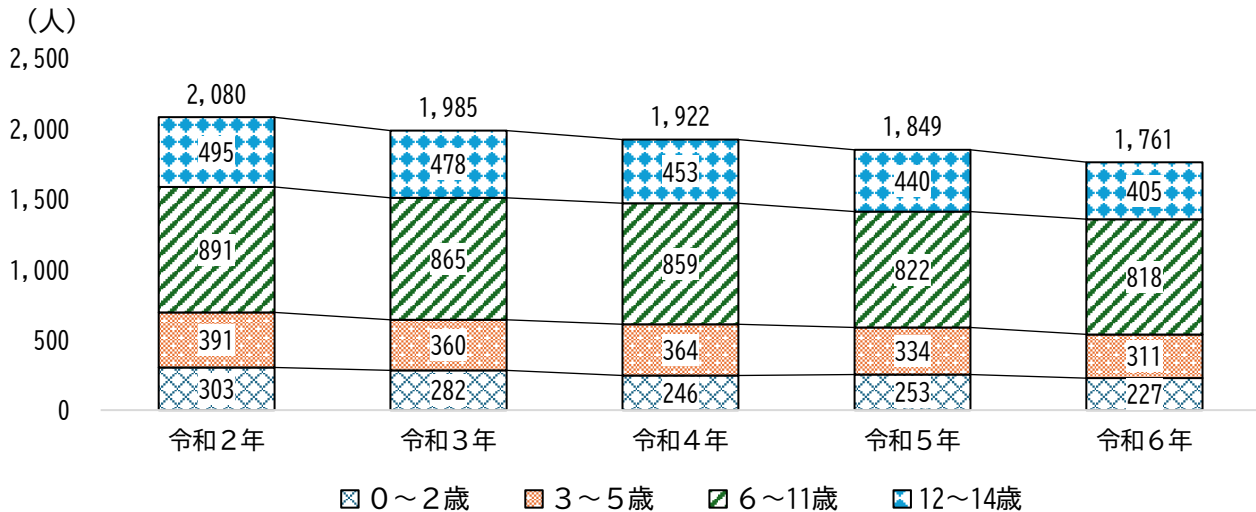
(2) こどもの人口の推移：町全域

本町のこどもの人口(年少人口：0～14歳)の推移をみると、減少傾向にあり、令和6年では1,761人となっています(図表2-2-1)。

内訳をみると、令和2年から令和6年までにかけて、0～2歳は76人、3～5歳は80人、6～11歳は73人、12～14歳は90人、それぞれ減少しています。

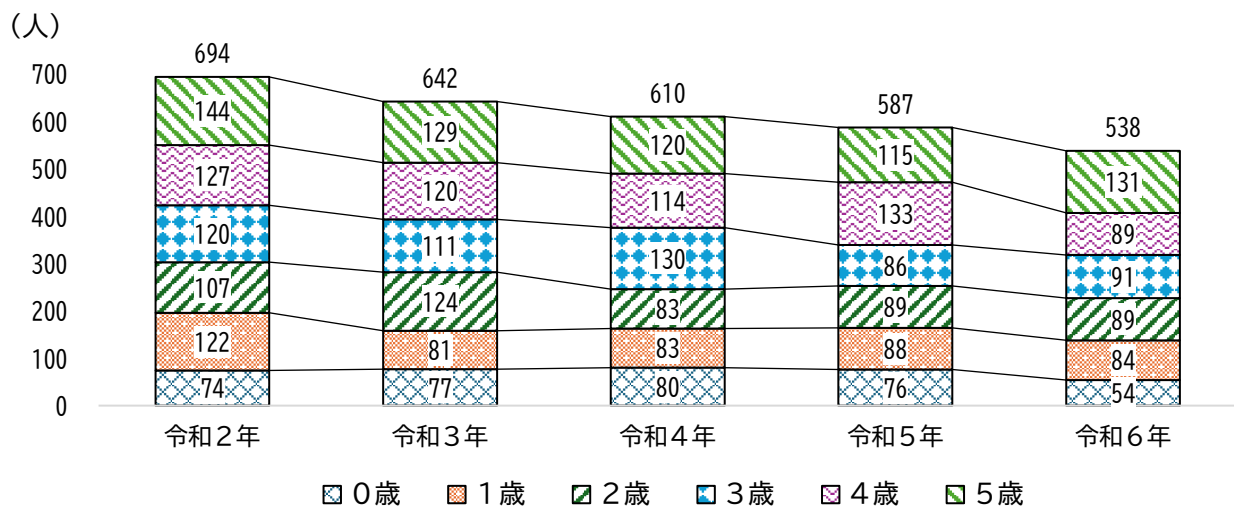
こどもの人口のうち就学前児童(0～5歳)の推移をみると、減少を続けており、令和6年では538人となっています(図表2-2-2)。

【図表2-2-1 こどもの人口(年少人口)の推移：町全域】



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

【図表2-2-2 こどもの人口(就学前児童)の推移：町全域】



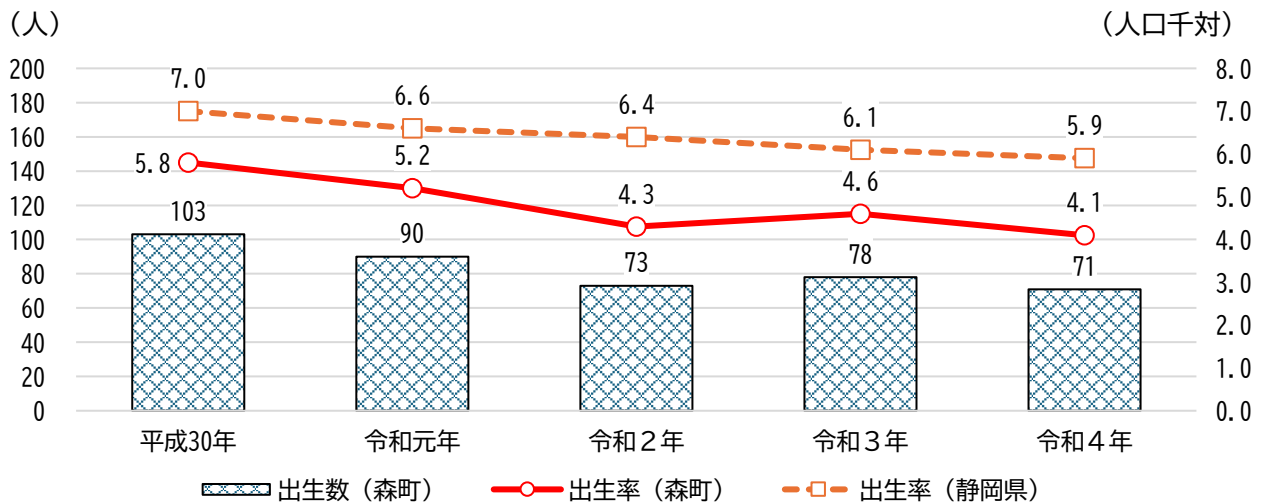
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 出生の動向

本町の出生数の推移をみると、平成30年以降おおむね減少傾向にあり、令和4年では71人となっています。また、出生率について、令和4年では4.1となっており、静岡県を下回っています（図表2-3-1）。

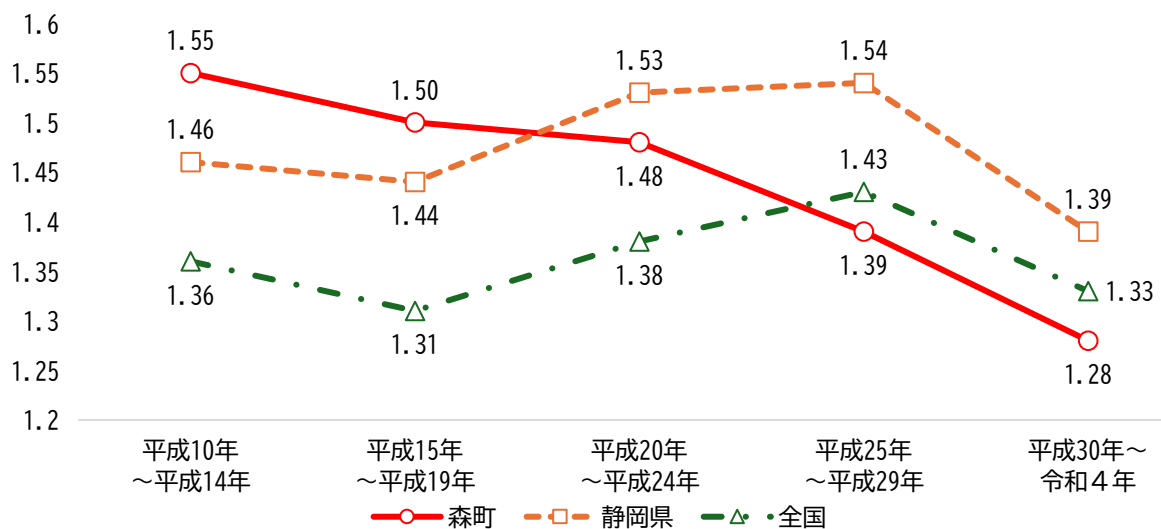
また、合計特殊出生率を全国、静岡県と比較すると、平成15年～平成19年は全国、静岡県を上回っていましたが、平成20年～平成24年以降は本町の合計特殊出生率が低下し、平成30年～令和4年では1.28と全国、静岡県よりも低くなっています（図表2-3-2）。

【図表2-3-1 出生数・出生率の推移】



資料：静岡県人口動態統計

【図表2-3-2 合計特殊出生率の推移・比較】



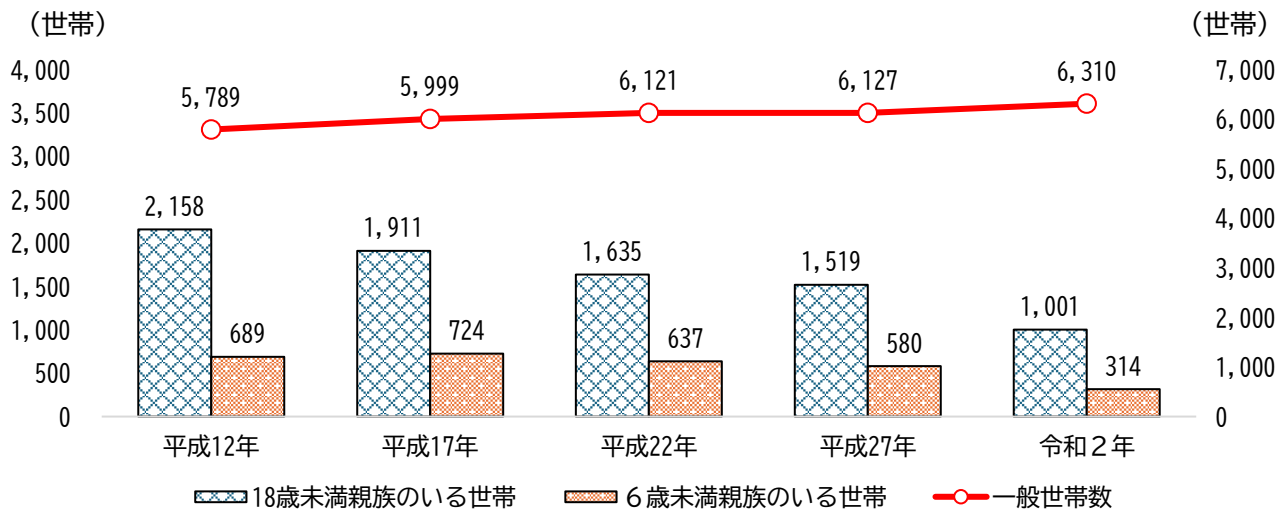
資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(4) 世帯の推移

本町の一般世帯数について令和2年では6,310世帯となっています。18歳未満親族のいる世帯、6歳未満親族のいる世帯はともに減少が続いており、一般世帯全体における「こどものいる世帯」の割合は減少しています（図表2-4-1）。

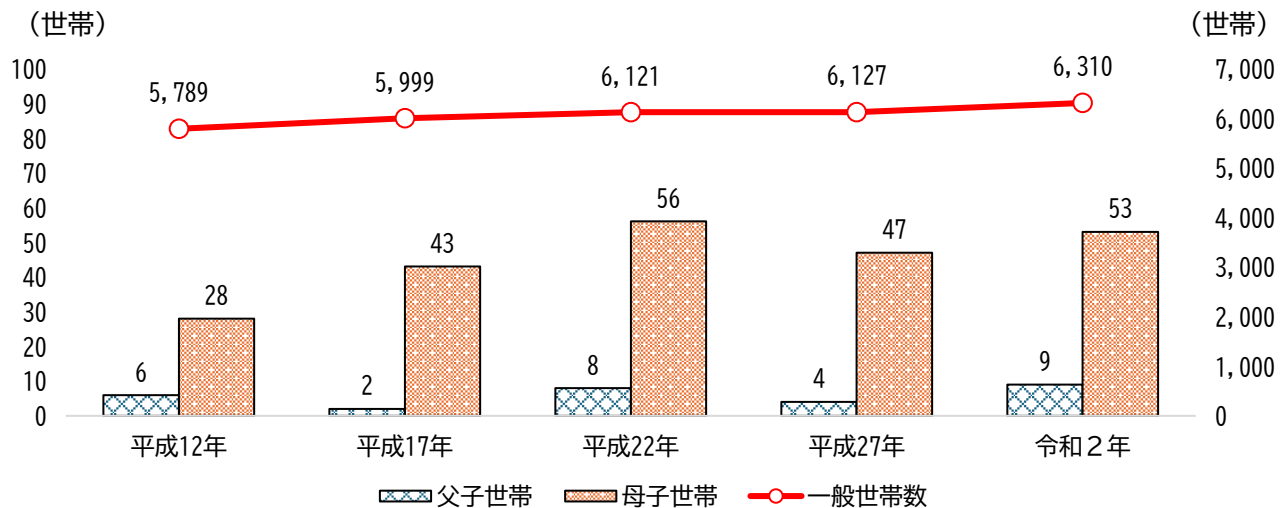
本町のひとり親世帯の推移をみると、令和2年では父子世帯が9世帯、母子世帯が53世帯となり、母子世帯が多くなっています（図表2-4-2）。

【図表2-4-1 こどものいる世帯の状況】



資料：国勢調査（各年10月1日）

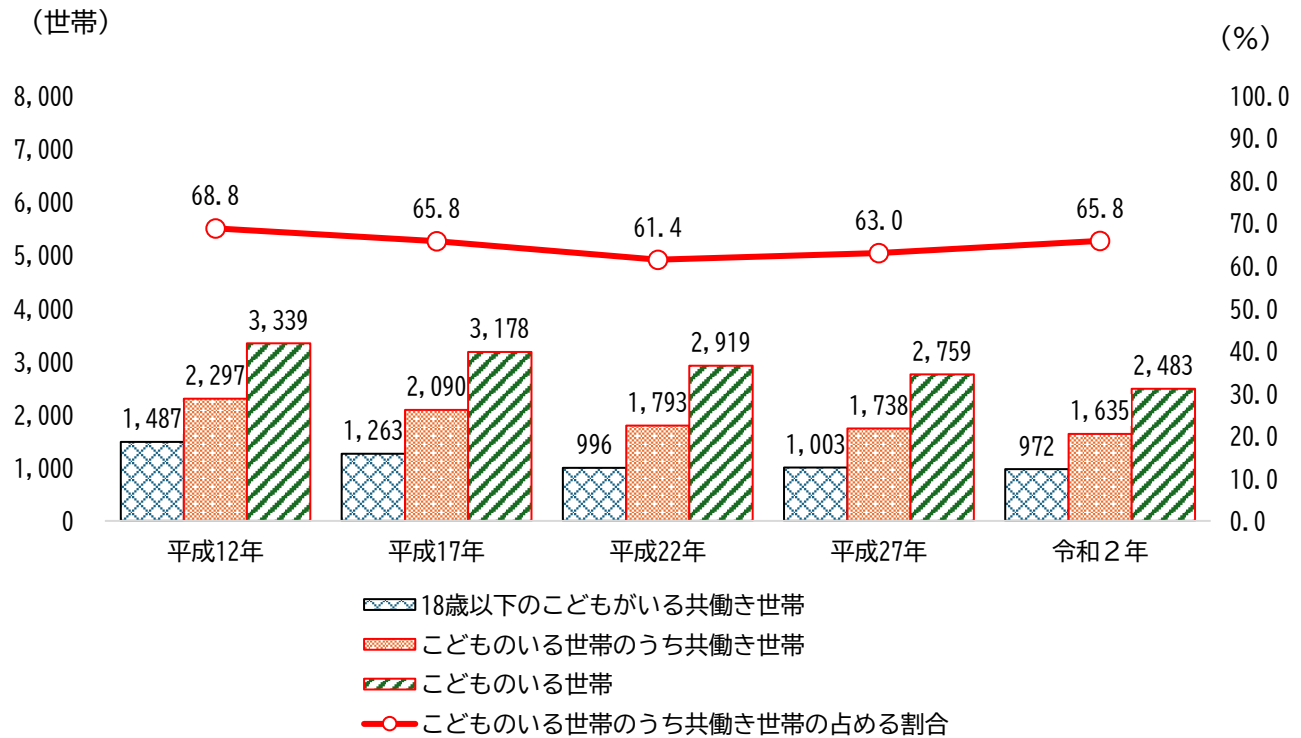
【図表2-4-2 ひとり親世帯（母子世帯・父子世帯）の状況】



資料：国勢調査（各年10月1日）

本町の18歳以下の子どもがいる共働き世帯数について、平成12年以降おおむね減少傾向にあり、令和2年では972世帯となっています。また、子どものいる世帯に占める共働き世帯の割合は、平成22年以降増加を続けており、令和2年では65.8%となっています（図表2-4-3）。

【図表2-4-3 共働き世帯の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

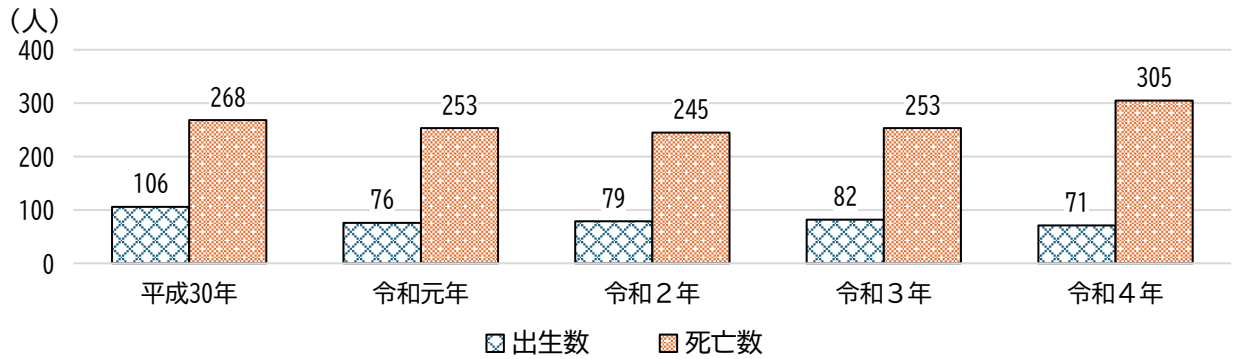
(5) 人口動態

本町の自然動態をみると、平成 30 年以降は出生よりも死亡が超過しています(図表 2-5-1)。

本町の社会動態をみると、平成 30 年と令和 4 年を除き、転入よりも転出が超過しています(図表 2-5-2)。

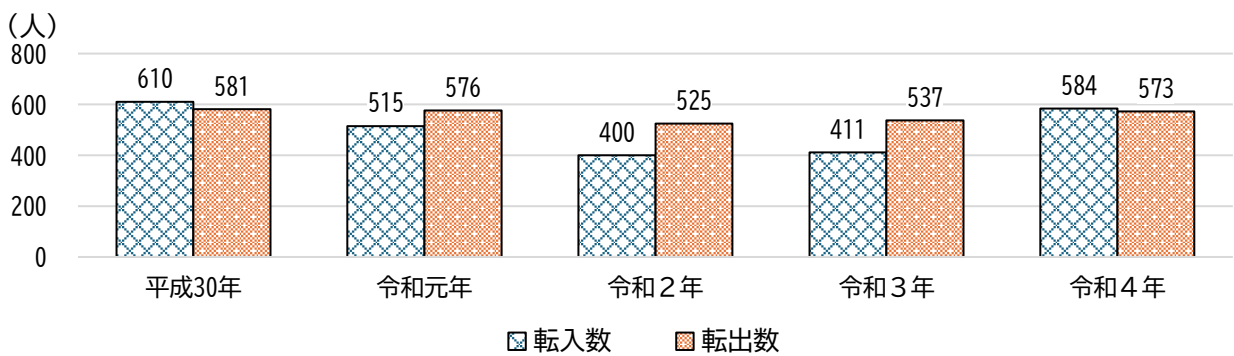
本町の人口動態をみると、平成 30 年以降は人口減少が続いています(図表 2-5-3)。

【図表 2-5-1 自然動態】



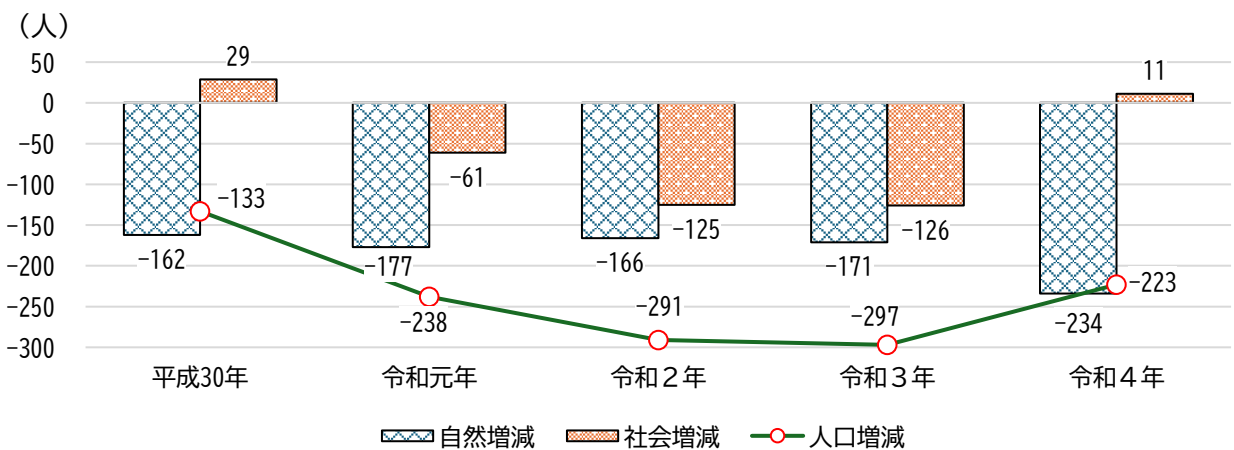
資料：森町の統計

【図表 2-5-2 社会動態】



資料：森町の統計

【図表 2-5-3 人口動態】



資料：森町の統計

第2節 こどもと家庭を取り巻く環境

(1) 教育・保育施設の状況

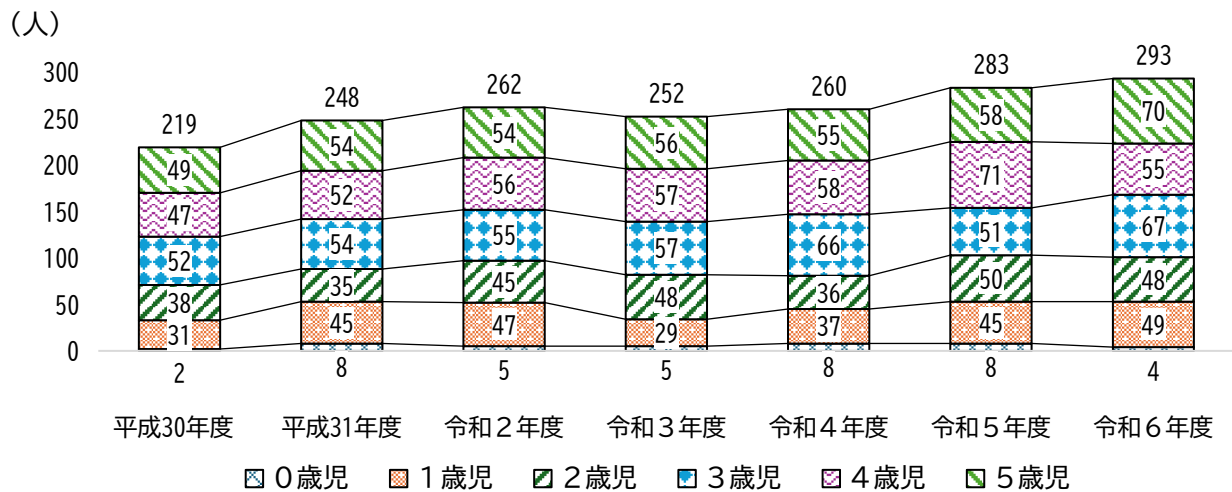
① 保育所

令和6年度現在、本町では私立保育所が3園、小規模保育所が2園あります。

保育所在園児童数について、平成30年度以降おおむね増加傾向にあり、令和6年度では293人となっています(図表2-6-1)。

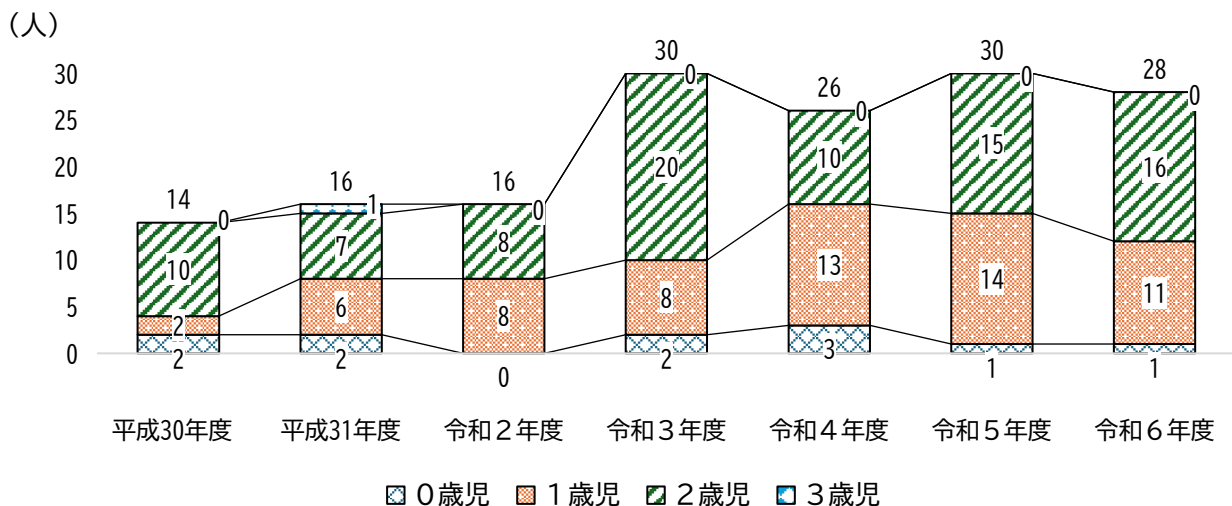
小規模保育所在園児童数について、令和3年度は30人程度推移しており、令和6年度では28人となっています(図表2-6-2)。

【図表2-6-1 保育所在園児童数の推移³⁾】



資料:健康こども課(各年度4月1日)

【図表2-6-2 小規模保育所在園児童数⁴⁾の推移】



資料:健康こども課(各年度4月1日)

3 町内の保育所に在園している児童数のみ

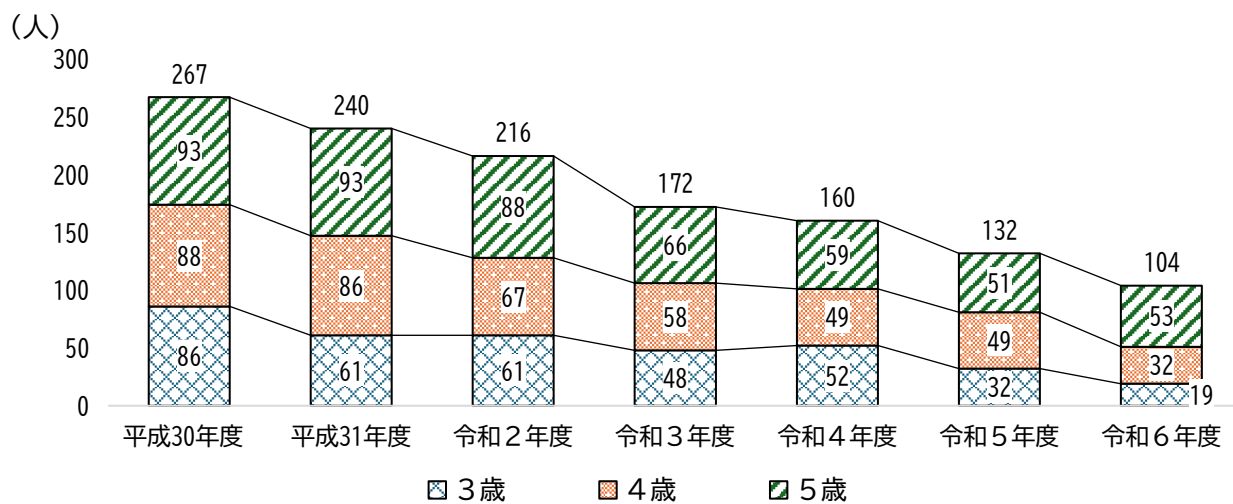
4 町内の小規模保育所に在園している児童数のみ

② 幼稚園

令和6年度現在、本町では公立幼稚園が休園2園含み5園あります。

本町の幼稚園在園児童の状況について平成30年度以降減少傾向にあり、令和6年度では104人となっています（図表2-7）。

【図表2-7 幼稚園在園児童数の推移】

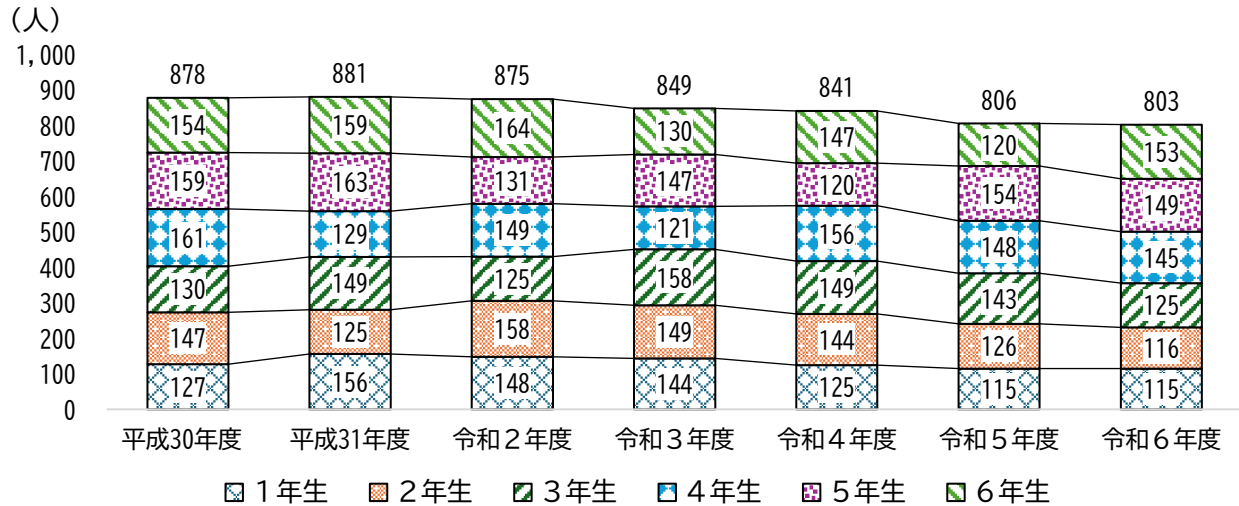


資料：健康こども課（各年5月1日）

(2) 小学校の状況

本町の小学校児童の状況について、平成30年度以降減少傾向にあり、令和6年度では803人となっています（図表2-8）。

【図表2-8 小学校児童数の推移】

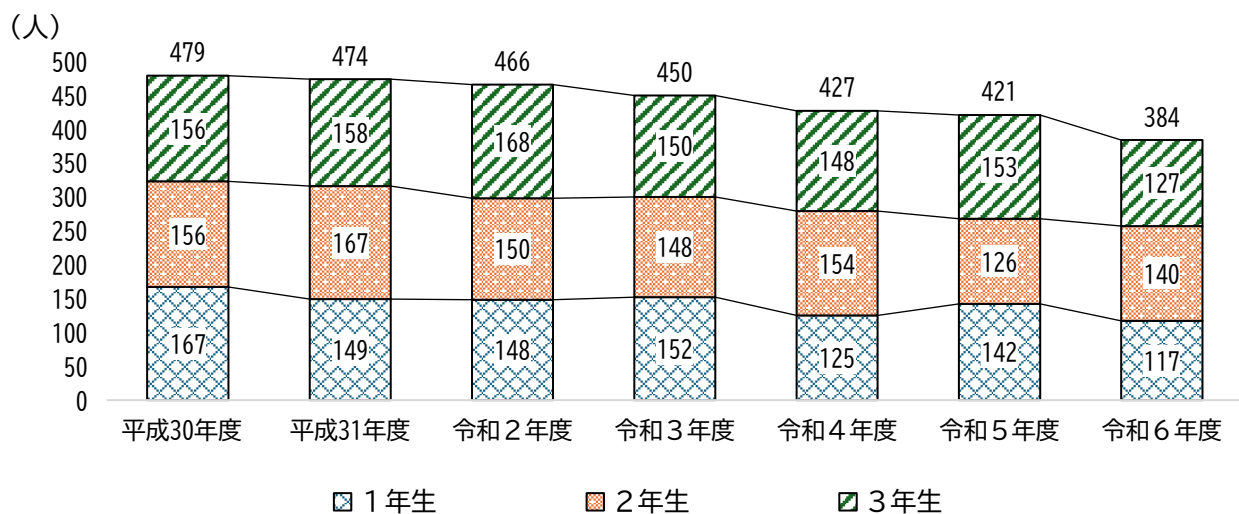


資料 学校基本調査(各年5月1日)

(3) 中学校の状況

本町の中学校生徒の状況について、平成30年度以降減少傾向にあり、令和6年度では384人となっています（図表2-9）。

【図表2-9 中学校児童数の推移】



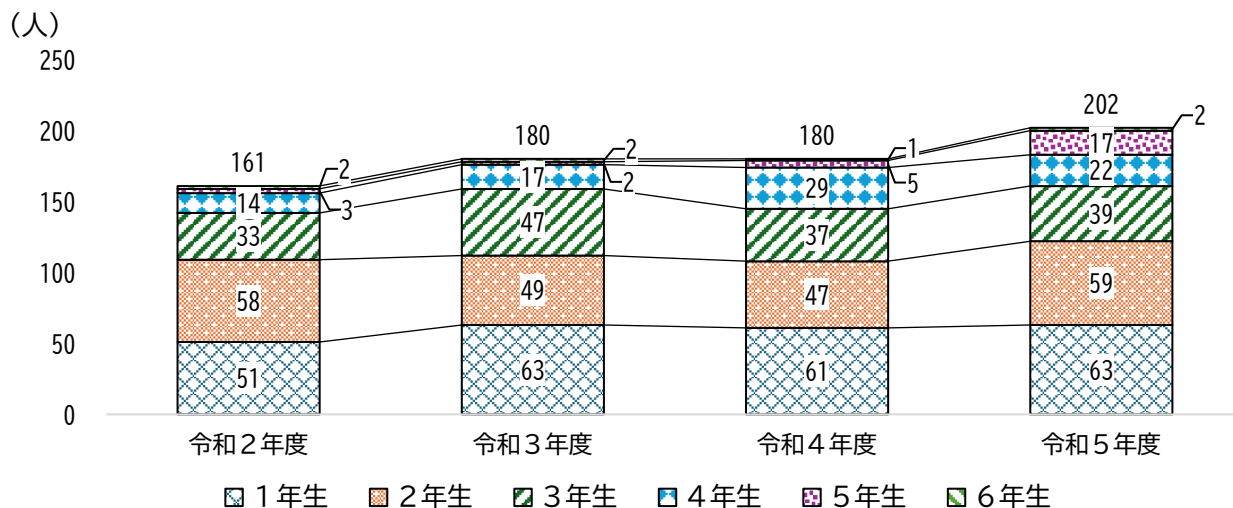
資料 学校基本調査(各年5月1日)

(4) 放課後児童クラブの状況

令和6年度現在、本町では6クラブで実施しています。

本町の放課後児童クラブの状況について、利用者数は増加を続けており、令和5年度では利用者数が202人となっています（図表2-10）。

【図表2-10 放課後児童クラブ利用者数の推移】

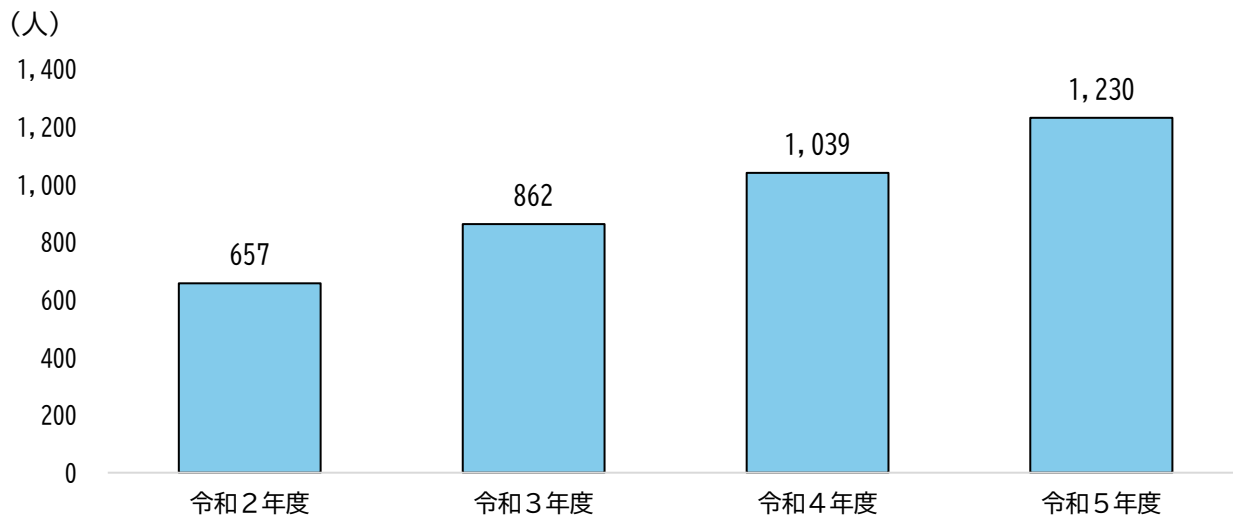


資料：健康こども課

(5) 子育て支援センターの状況

本町の子育て支援センターの利用者数について、利用者数は増加を続けており、令和5年度では1,230人の利用となっています（図表2-11）。

【図表2-11 子育て支援センター利用者数の推移】



資料：健康こども課

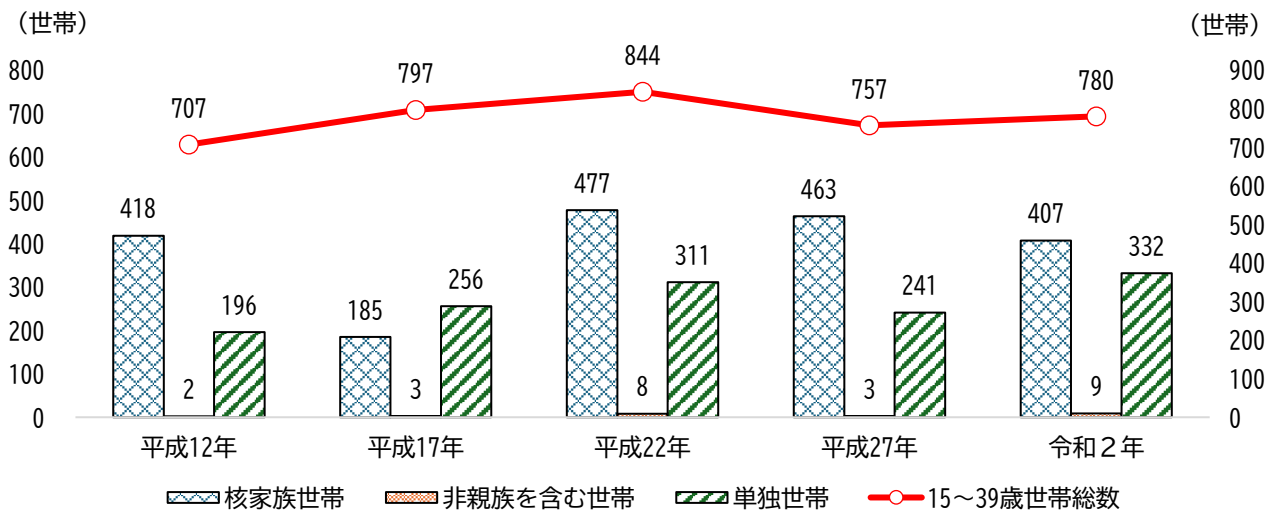
第3節 こども・若者が直面する問題

(1) 若者の世帯の状況

本町の若者(15～39歳)の世帯の状況について、令和2年の世帯総数は780世帯となっています。また、世帯構成別にみると、令和2年の単独世帯が332世帯と平成12年以降で最も多くなっています(図表2-12-1)。

令和2年の世帯の状況を5歳階級別にみると、核家族世帯は35～39歳が最も多く、単独世帯は20～24歳が最も多くなっています(図表2-12-2)。

【図表2-12-1 若者の世帯の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

【図表2-12-2 若者の世帯の状況】

単位：世帯

	総数	核家族世帯	夫婦のみ世帯	夫婦と子供から成る世帯	男親と子供から成る世帯	女親と子供から成る世帯	非親族を含む世帯	単独世帯
15～19歳	10	0	0	0	0	0	1	9
20～24歳	119	4	2	2	0	7	1	114
25～29歳	157	48	8	33	0	11	2	106
30～34歳	206	132	12	108	1	20	3	64
35～39歳	288	223	17	184	2	38	2	39
合計	780	407	39	327	3	76	9	332

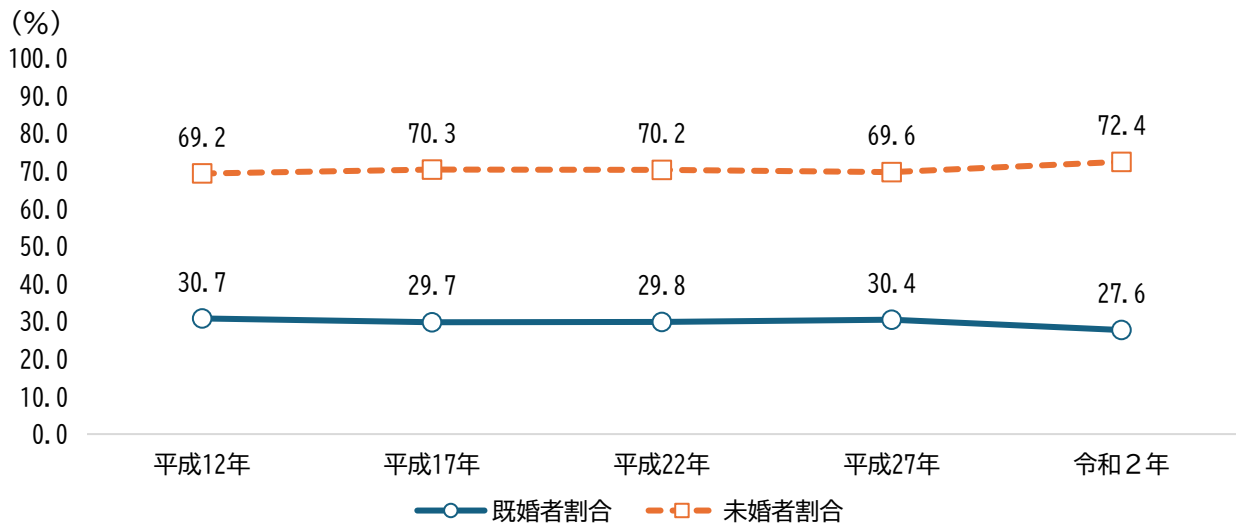
資料：国勢調査（令和2年10月1日）

(2) 若者の配偶関係の状況

本町の若者の既婚者割合・未婚者割合の推移について、男性では平成12年以降おおむね横ばいで推移しており、令和2年では既婚者割合が27.6%、未婚者割合が72.4%となっています（図表2-13-1）。

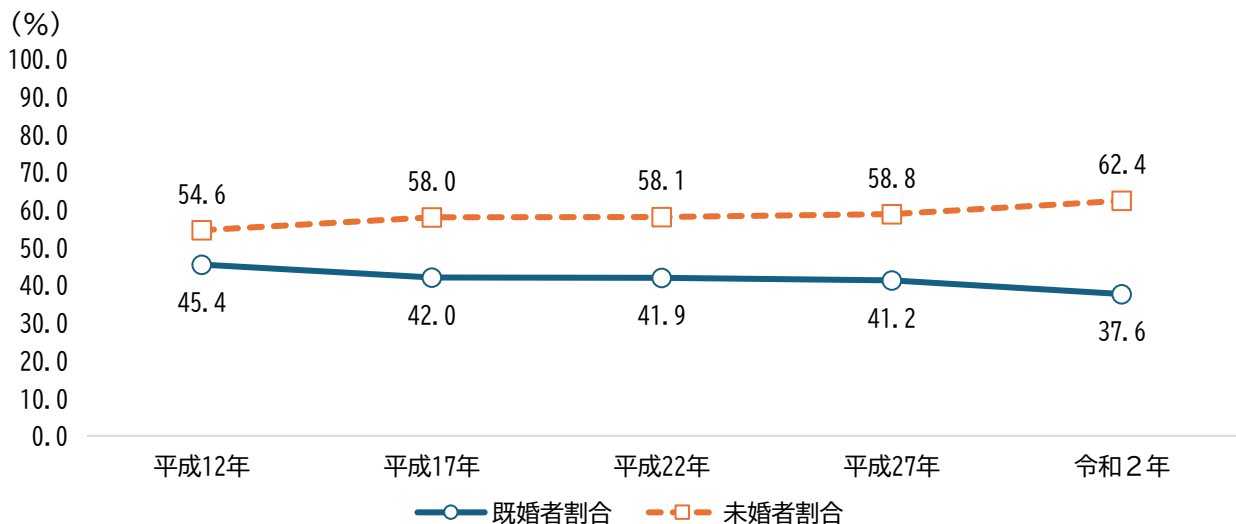
女性では平成12年以降既婚者割合が減少傾向、未婚者割合が増加傾向にあり、令和2年では既婚者割合が37.6%、未婚者割合が62.4%となっています（図表2-13-2）。

【図表2-13-1 若者の既婚者割合・未婚者割合の推移（男性）】



資料：国勢調査（各年10月1日）

【図表2-13-2 若者の既婚者割合・未婚者割合の推移（女性）】

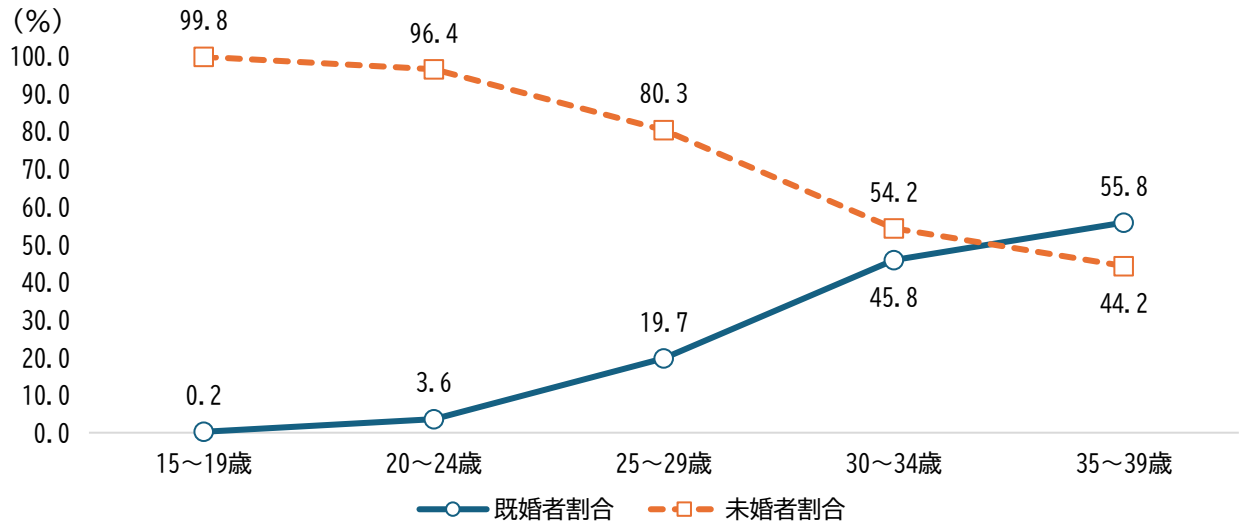


資料：国勢調査（各年10月1日）

本町の令和2年の若者の既婚者割合・未婚者割合を5歳階級別にみると、男性では35～39歳で既婚者割合が未婚者割合を上回っています。図表2-13-3）。

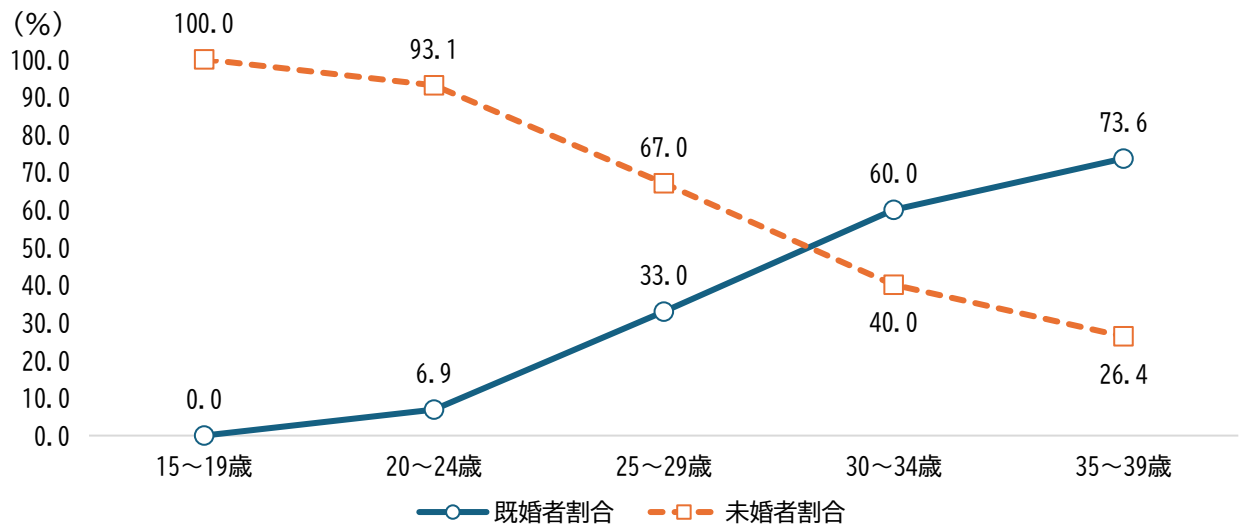
女性では30～34歳で既婚者割合が未婚者割合を上回っています（図表2-13-4）。

【図表2-13-3 若者の5歳階級別既婚者割合・未婚者割合（男性）】



資料：国勢調査（令和2年10月1日）

【図表2-13-4 若者の5歳階級別既婚割合・未婚割合（女性）】



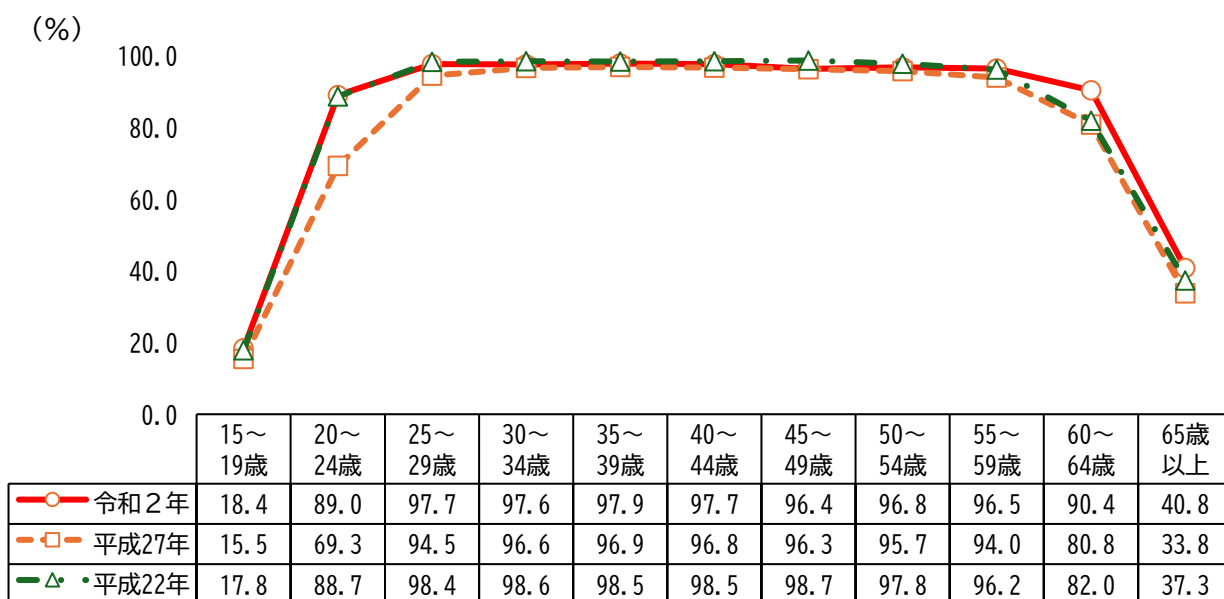
資料：国勢調査（令和2年10月1日）

(3) 若者の労働力率の状況

本町の男性の労働力率⁵の経年の変化をみると、平成 22 年から令和 2 年にかけて、特に 60～64 歳の労働力率が増加しています（図表 2-14-1）。

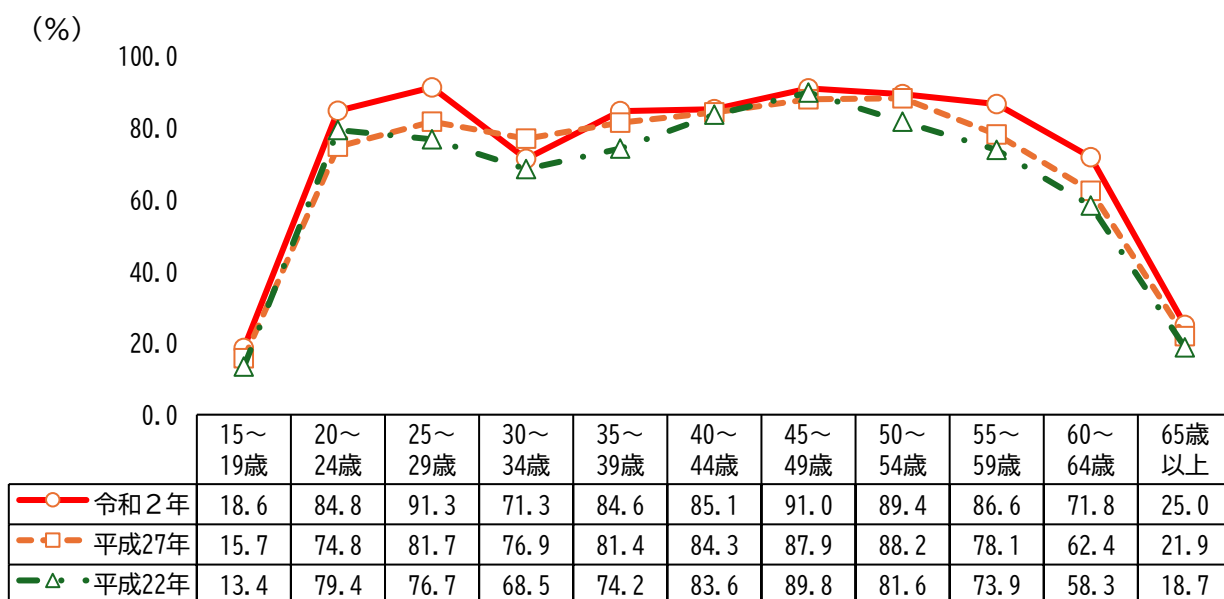
女性の年齢別労働力率をみると、出産、育児の時期に当たる 30 歳代では、労働力率が低下し、育児が一段落してきた 40 代頃から再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」となっています。経年の変化をみると、平成 22 年から令和 2 年までにかけて全体的に女性の労働力率は増加しており、特に 25～29 歳、35～39 歳、55～64 歳の労働力率は 10 ポイント以上増加しています（図表 2-14-2）。

【図表 2-14-1 男性の労働力率の推移】



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

【図表 2-14-2 女性の労働力率の推移】



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日）

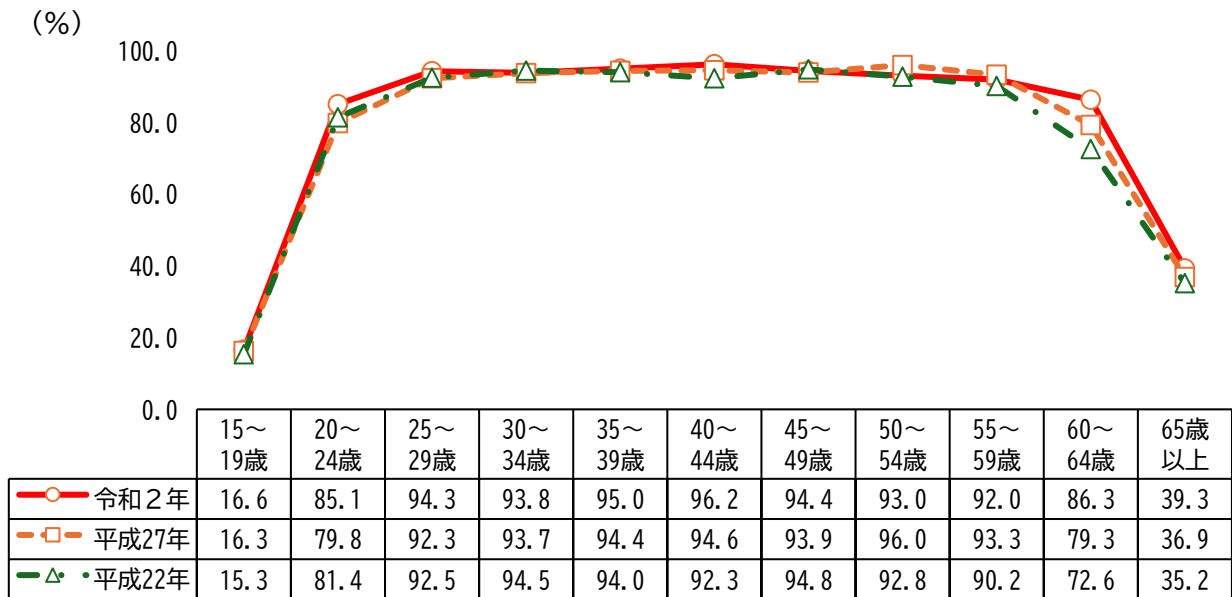
5 労働力率：15 歳以上人口のうち、労働力人口（就業者と完全失業者を合わせた人口）が占める割合

(4) 若者の就業率の状況

本町の男性の就業率⁶の経年の変化をみると、平成22年から令和2年にかけて、特に60～64歳の就業率が増加しています（図表2-15-1）。

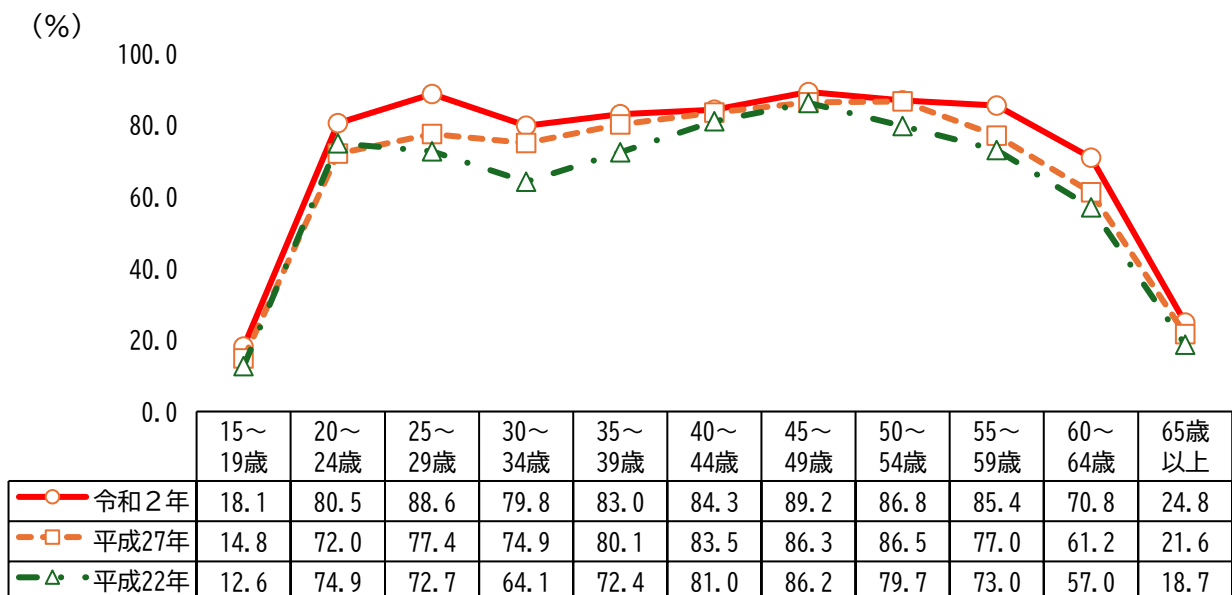
女性の年齢別就業率をみると、出産、育児の時期に当たる30歳代では、就業率が低下し、育児が一段落してきた40代頃から再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」となっています。経年の変化をみると、平成22年から令和2年にかけて全体的に女性の就業率は増加しており、特に25～39歳、55～64歳の就業率は10ポイント以上増加しています（図表2-15-2）。

【図表2-15-1 男性の就業率の推移】



資料：国勢調査（各年10月1日）

【図表2-15-2 女性の就業率の推移】



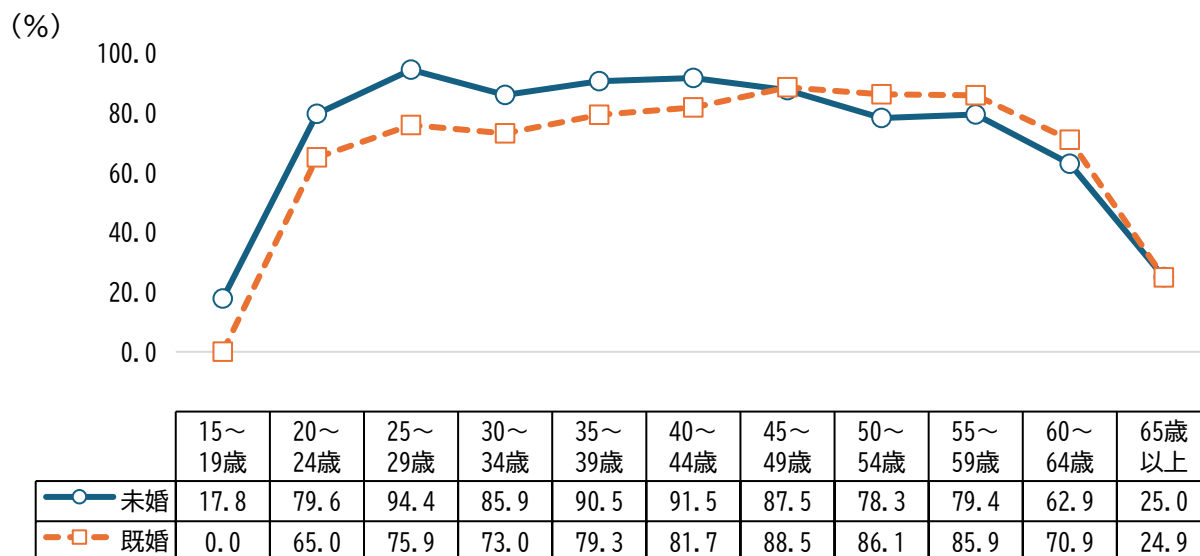
資料：国勢調査（各年10月1日）

6 労働力率：15歳以上人口のうち、就業者数（休業者を含む。）が占める割合

本町の令和2年の女性の年齢別就業率を未婚・既婚⁷別にみると、15～44 歳において既婚が未婚を大きく下回っており、特に 25～29 歳では 18.5 ポイントの差がみられます（図表2－15－3）。

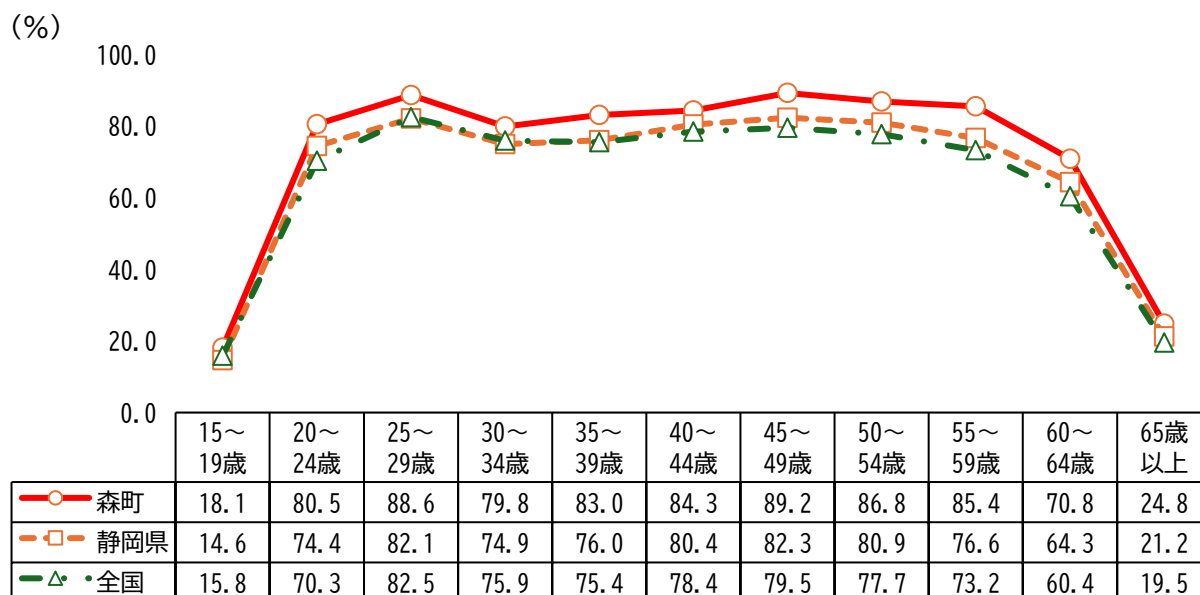
本町の令和2年の女性の年齢別就業率を全国、静岡県と比較すると、全ての年齢において女性の年齢別就業率は全国、静岡県を上回っています（図表2－15－4）。

【図表2－15－3 女性の未婚・既婚別就業率】



資料：国勢調査（令和2年10月1日）

【図表2－15－4 女性の就業率の比較（全国・静岡県との比較）】



資料：国勢調査（令和2年10月1日）

⁷ 既婚：未婚ではないということであり、「有配偶」「死別」「離別」を指す。（厚生労働省）

第4節 子育て支援に関するアンケート調査結果の概要

(1) アンケート調査の概要

計画策定に係る基礎資料として、就学前児童・小学生児童の保護者の方を対象に、教育・保育サービス及び子育て支援サービスの利用状況や希望などを把握するために、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました（図表2-16）。

【図表2-16 子育て支援に関するアンケート調査の概要・回収結果】

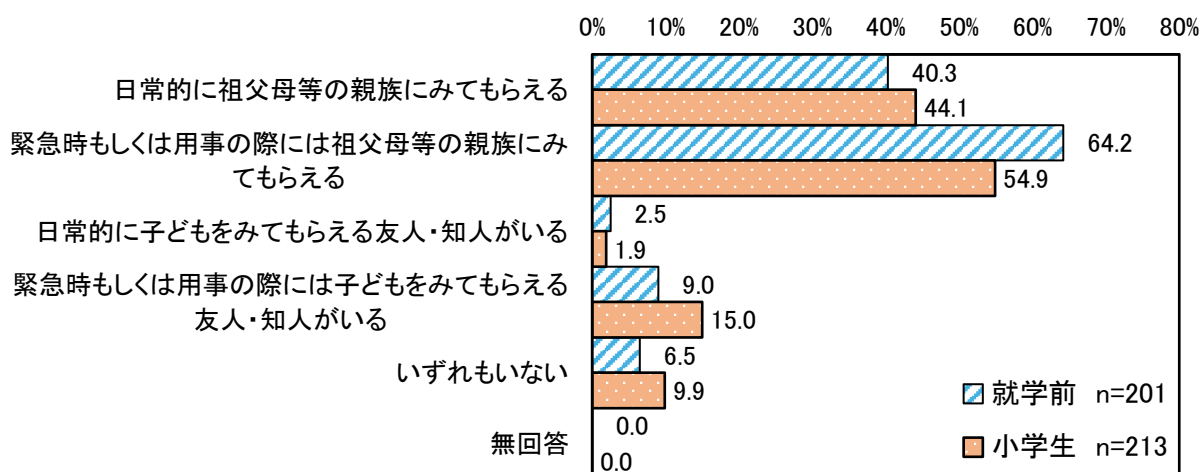
① 就学前児童保護者向け調査	
調査対象者	森町に在住する就学前児童の保護者
調査票配布数	414件
調査期間	令和6年7月3日～令和6年7月24日
調査方法	郵送配布、郵送による回収及びインターネットによる回答
回収数	201件
回収率	48.6%
② 小学生児童保護者向け調査	
調査対象者	森町に在住する小学生の保護者
調査票配布数	421件
調査期間	令和6年7月3日～令和6年7月24日
調査方法	郵送配布、郵送による回収及びインターネットによる回答
回収数	213件
回収率	50.6%

(2) アンケート調査結果の概要

①こどもをみてもらえる親族・知人の有無

こどもをみてもらえる親族・知人の有無について、就学前、小学生ともに「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高くなっています。一方、「日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる」は就学前、小学生ともに2%程度と低くなっています（図表2-17）。

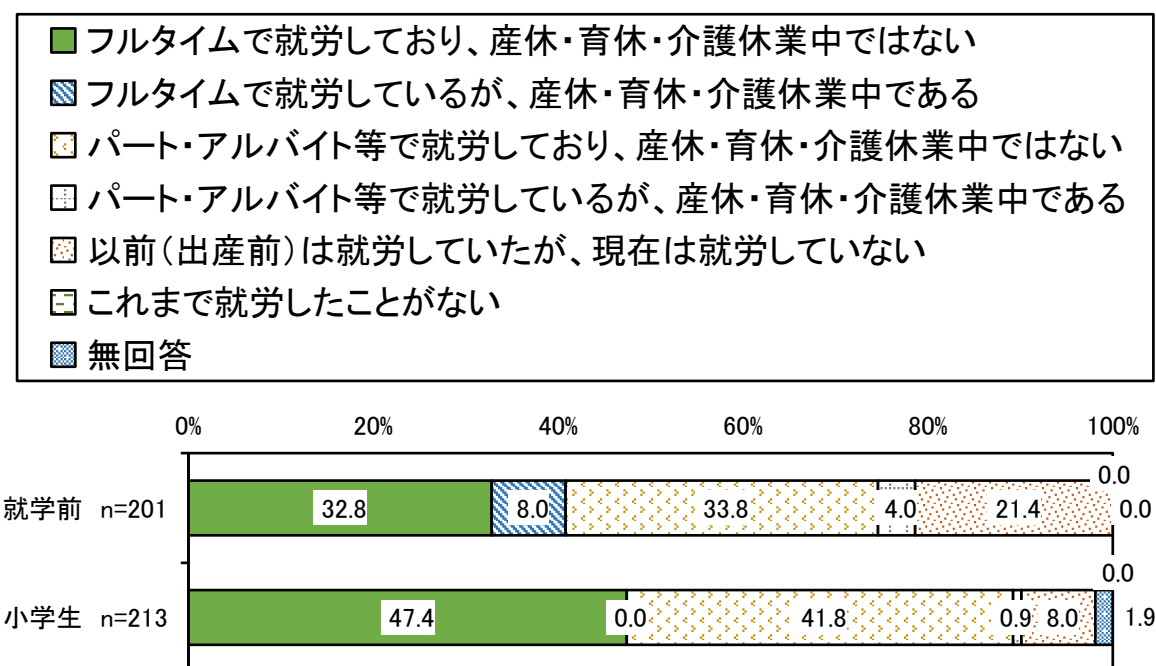
【図表2-17 こどもをみてもらえる親族・知人の有無】



②母親の就労状況

母親の就労状況を見ると、未就学の母親の就労している割合は約8割（78.6%）、小学生の母親の就労している割合は約9割（90.1%）となっています。『フルタイム』の割合をみると、就学前より小学生の方が高くなっています（図表2-18）。

【図表2-18 母親の就労状況】



③平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

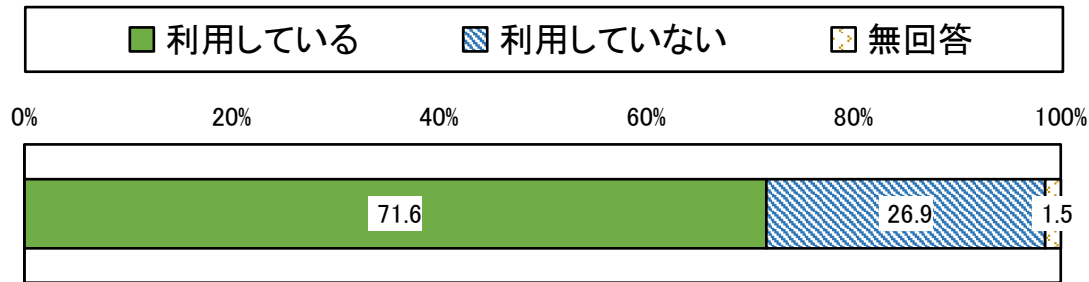
就学前児童の定期的な教育・保育事業の利用状況について、今回調査では「利用している」が約7割（71.6%）となっています（図表2-19-1）。

利用している教育・保育事業について、「認可保育所」が66.0%で最も高く、次いで「幼稚園」が21.5%、「幼稚園の預かり保育」が13.2%となっています（図表2-19-2）。

【図表2-19-1 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）】

◆就学前

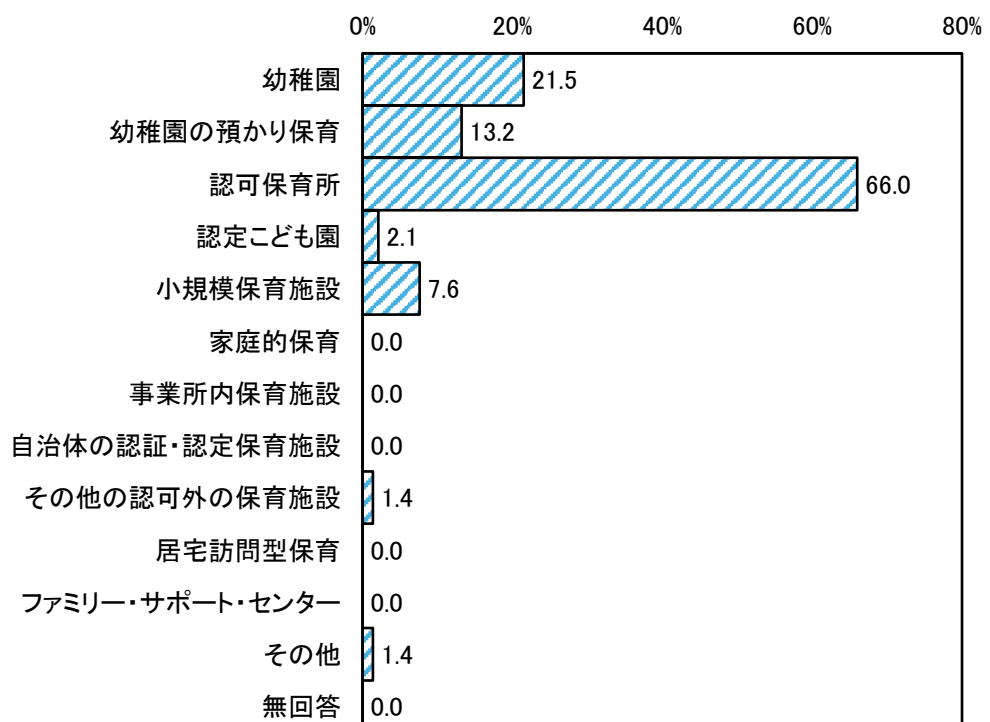
(n=201)



【図表2-19-2 利用している教育・保育事業】

◆就学前

(n=144)



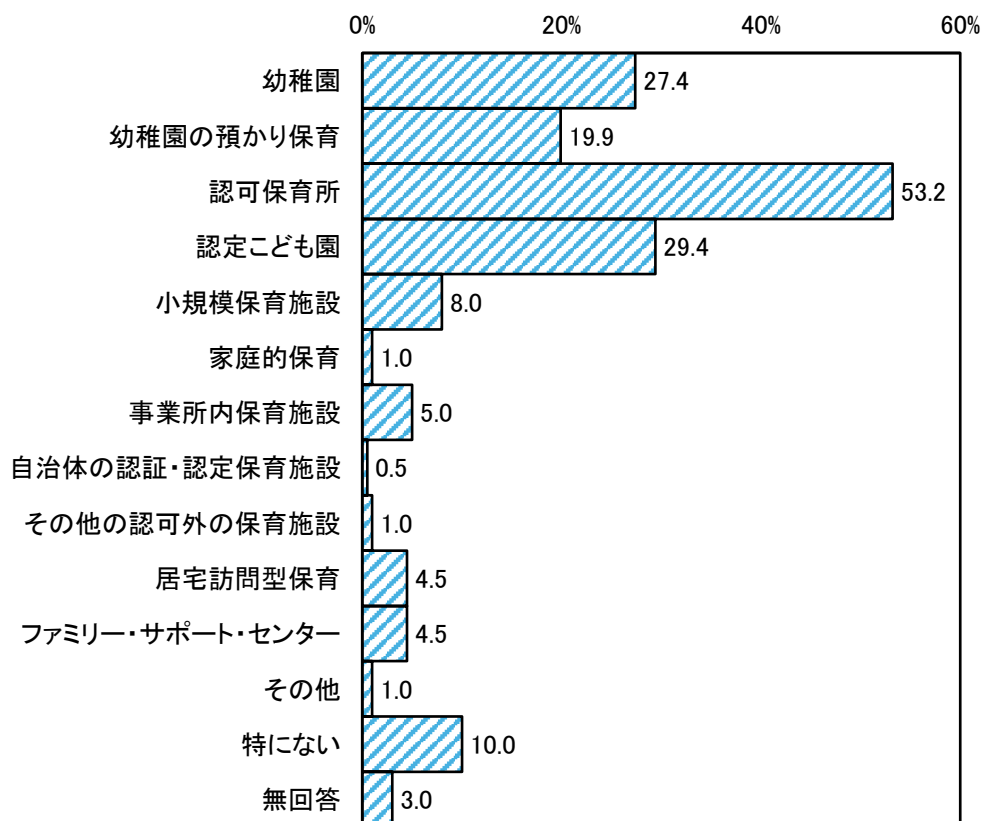
④利用したい定期的な教育・保育事業

現在の利用状況にかかわらず、利用したい定期的な教育・保育事業について、「認可保育所」が53.2%で最も高く、次いで「認定こども園」が29.4%、「幼稚園」が27.4%、「幼稚園の預かり保育」が19.9%、「小規模保育施設」が8.0%となっています（図表2-20）。

【図表2-20 利用したい平日の定期的な教育・保育事業】

◆就学前

(n=201)



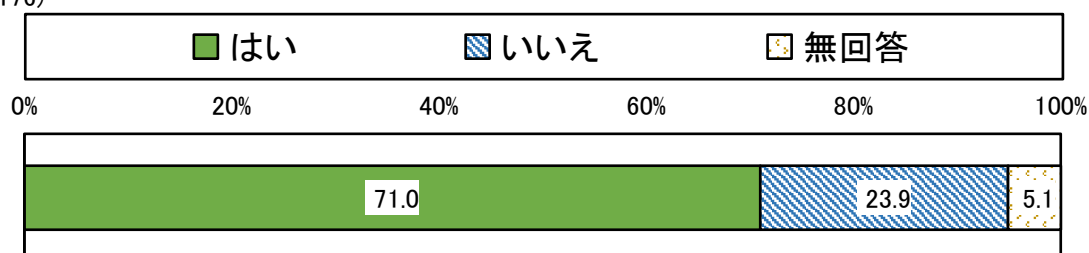
⑤認定こども園の利用希望

森町に認定こども園が設立された場合、利用したいと考えるかについて、「はい」が約7割(71.0%)となっています。（図表2-21）。

【図表2-21 認定こども園の利用希望】

◆就学前

(n=176)



⑥地域子育て支援拠点事業等の利用状況と利用意向

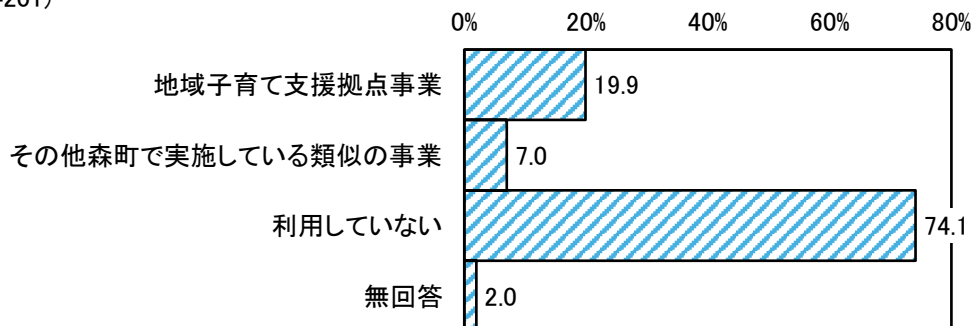
地域子育て支援拠点事業等を利用していない家庭は約7割（74.1%）となっています（図表2－22－1）。

また、地域子育て支援拠点事業等の今後の利用意向について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」が62.7%で最も高くなっています（図表2－22－2）。

【図表2－22－1 地域子育て支援拠点事業等の利用状況】

◆就学前

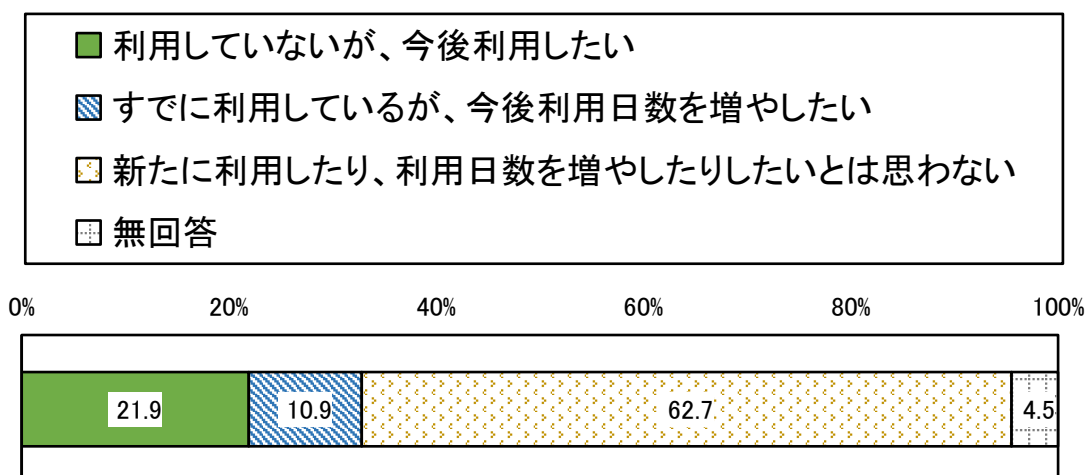
(n=201)



【図表2－22－2 地域子育て支援拠点事業等の今後の利用意向】

◆就学前

(n=201)



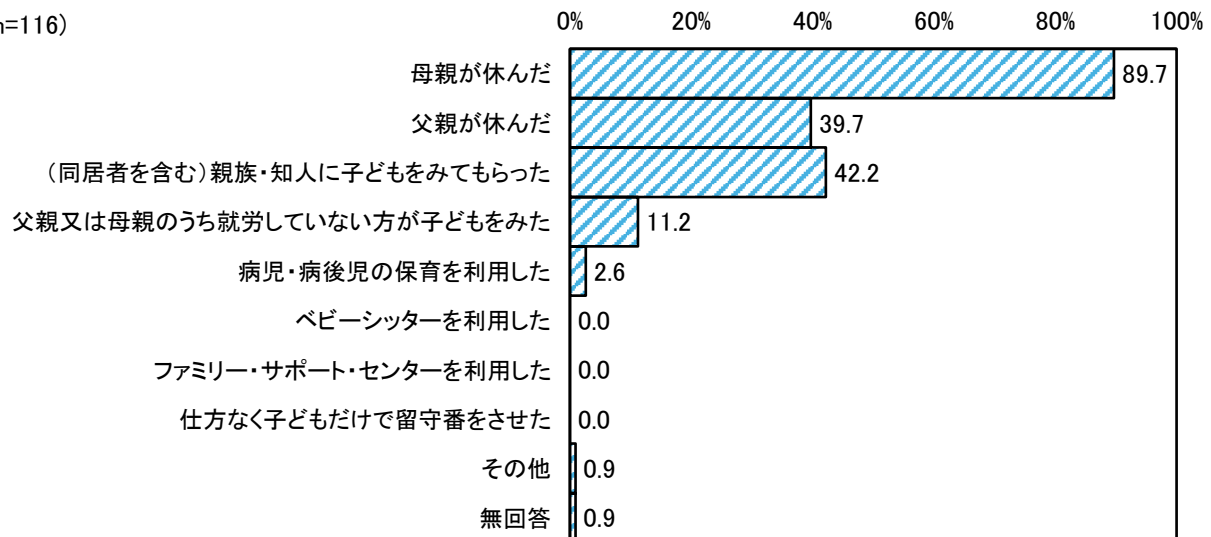
⑦こどもが病気やケガで幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校などを利用できない、休まなければならなかった時の対処方法

今後、お子さんが病気やケガで幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校などを利用できない、休まなければならなかった時の対処方法について、就学前、小学生ともに「母親が休んだ」が最も高くなっています（図表2-23-1、図表2-23-2）。

【図表2-23-1 こどもが病気やケガで事業が利用できなかった場合の対処方法（就学前）】

◆就学前

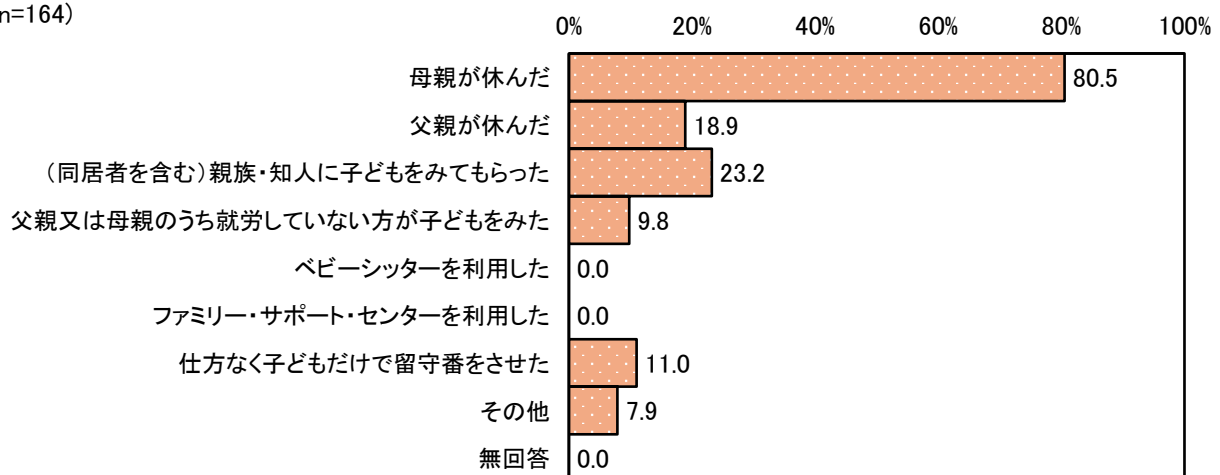
(n=116)



【図表2-23-2 こどもが病気やケガで小学校への登校ができなかった場合の対処方法（小学生）】

◆小学生

(n=164)



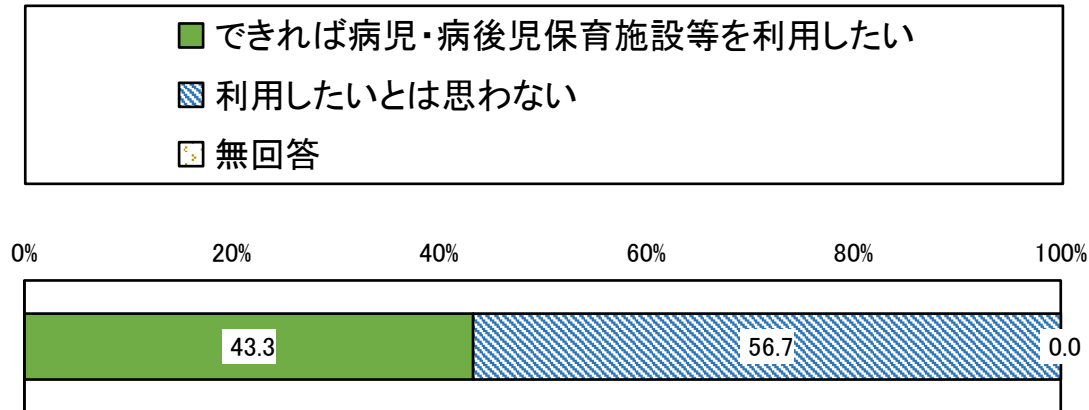
⑧病児・病後児保育施設等の利用希望

今後、お子さんが病気やケガで幼稚園、保育所（園）、認定こども園、学校などを利用できない、休まなければならなかった時に、母親または父親が休んだと回答した方に、病児・病後児保育施設等の利用希望を尋ねたところ、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」の割合は、就学前では43.3%である一方、小学生では9.0%となっています（図表2-24-1、図表2-24-2）。

【図表2-24-1 こどもが病気やケガで事業が利用できなかった場合の対処方法（就学前）】

◆就学前

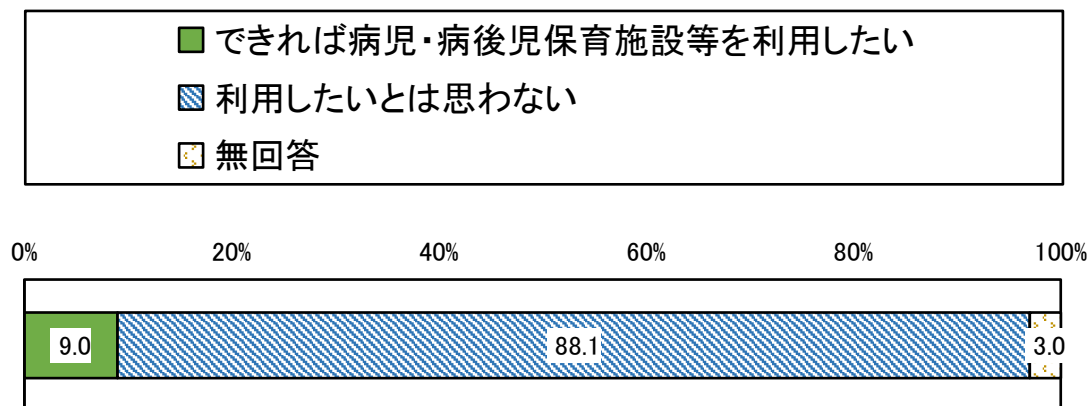
(n=104)



【図表2-24-2 こどもが病気やケガで小学校への登校ができなかった場合の対処方法（小学生）】

◆小学生

(n=134)

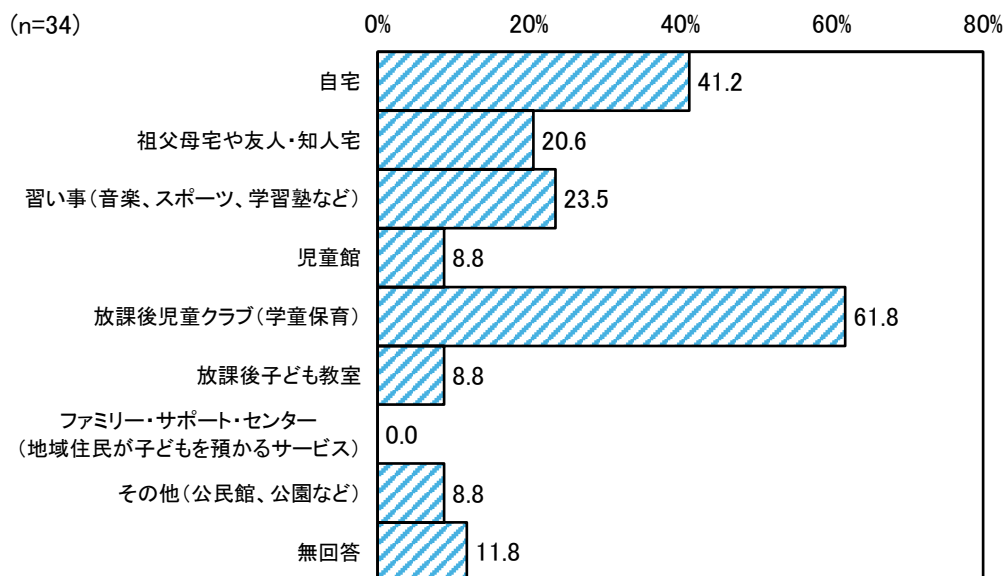


⑨小学校就学後の放課後の過ごし方

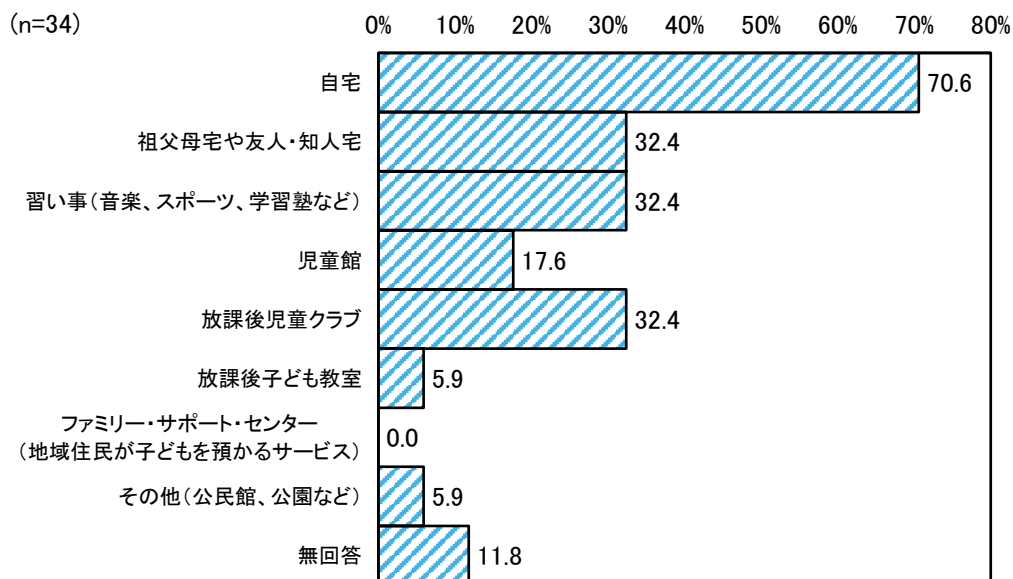
希望する小学校就学後の放課後の過ごし方について、低学年時は「放課後児童クラブ（学童保育）」が最も高くなっており、高学年時は「自宅」が最も高くなっています（図表2－25）。

【図表2－25 希望する小学校就学後の放課後の過ごし方】

◆就学前__低学年時



◆就学前__高学年時



⑩放課後児童クラブ等の利用状況

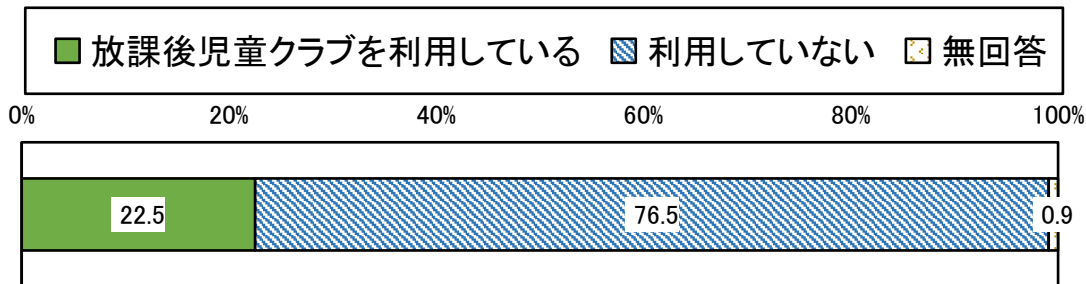
小学生の放課後児童クラブの利用状況について、全体では約2割（22.5%）となっています（図表2-26-1）。また、現在利用していない人の今後の放課後児童クラブの利用希望について、「利用したい」は4.9%と低くなっています（図表2-26-2）。

小学生の放課後子供教室の利用状況について、全体では約1割（15.5%）となっています（図表2-26-3）。

【図表2-26-1 放課後児童クラブの利用状況】

◆小学生

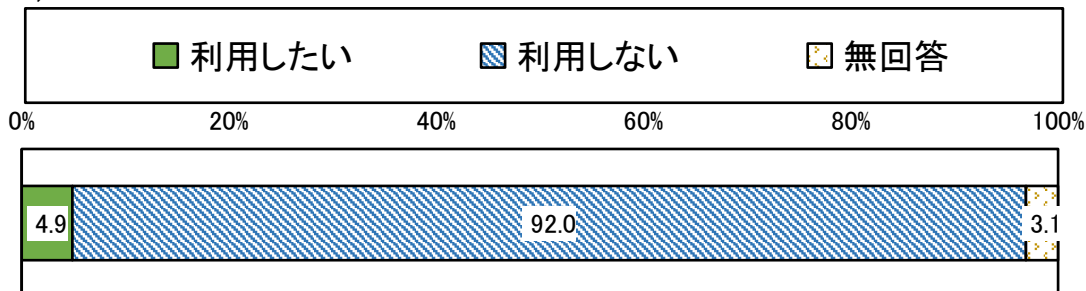
(n=213)



【図表2-26-2 現在利用していない人の今後の放課後児童クラブの利用希望】

◆小学生

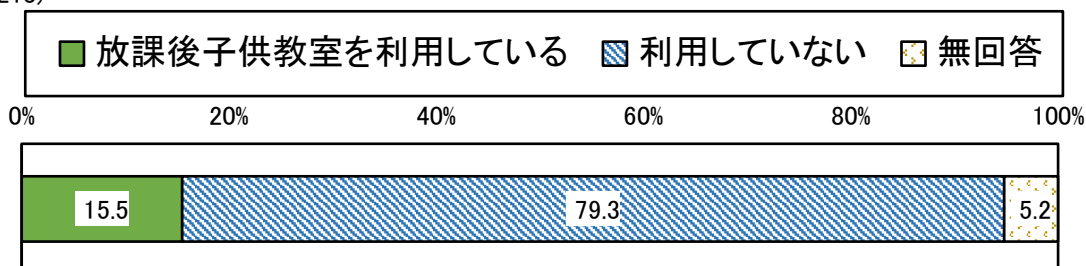
(n=163)



【図表2-26-3 放課後子供教室の利用状況】

◆小学生

(n=213)



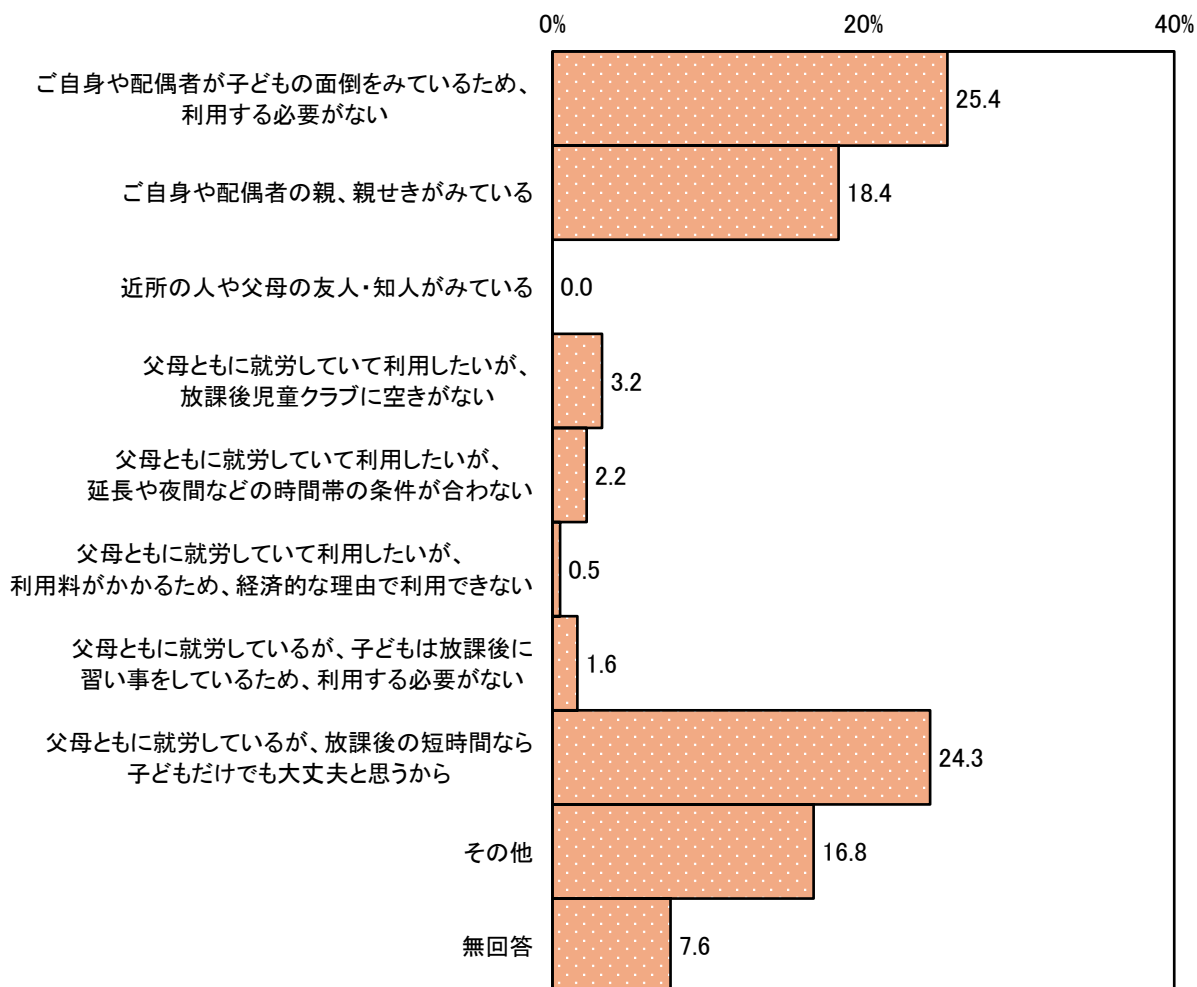
⑪放課後児童クラブ等を利用していない理由

放課後児童クラブ又は放課後子供教室を利用していない人に、その理由を尋ねると、「ご自身や配偶者が子どもの面倒をみているため、利用する必要がない」が25.4%で最も高く、次いで「父母ともに就労しているが、放課後の短時間なら子どもだけでも大丈夫と思うから」が24.3%、「ご自身や配偶者の親、親せきがみている」が18.4%となっています（図表2－27）。

【図表2－27 放課後児童クラブ又は放課後子供教室を利用していない理由】

◆小学生

(n=185)



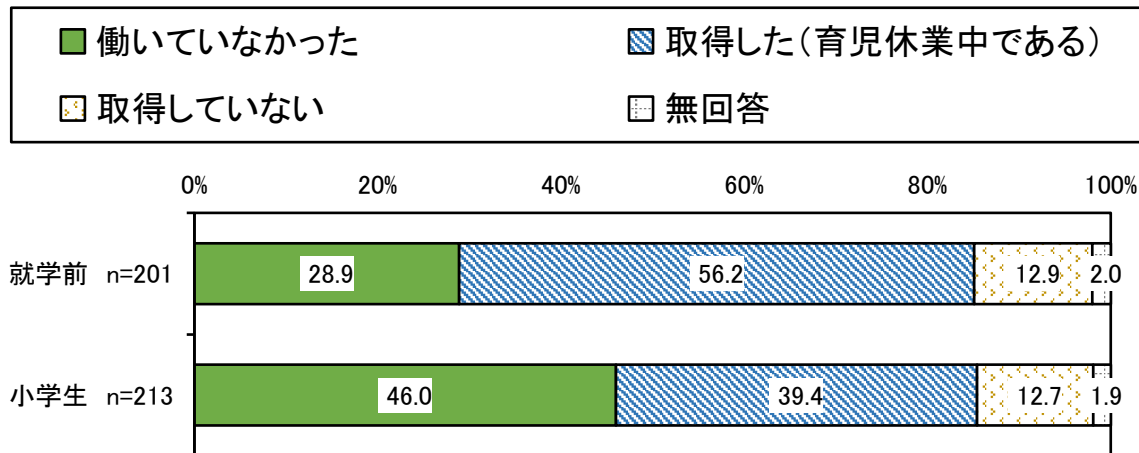
⑫育児休業の取得状況

母親の育児休業の取得状況について、「取得した（育児休業中である）」の割合は、就学前では約6割（56.2%）、小学生では約4割（39.4%）となっています。

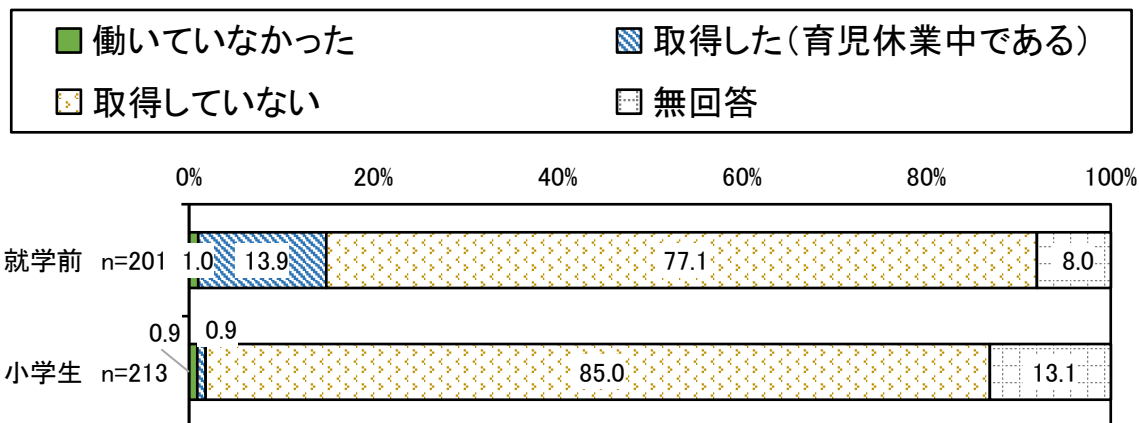
父親の育児休業の取得状況について、「取得した（育児休業中である）」の割合は、就学前では約1割（13.9%）、小学生では0.9%となっています（図表2－28）。

【図表2－28 育児休業制度の利用状況】

◆母親



◆父親

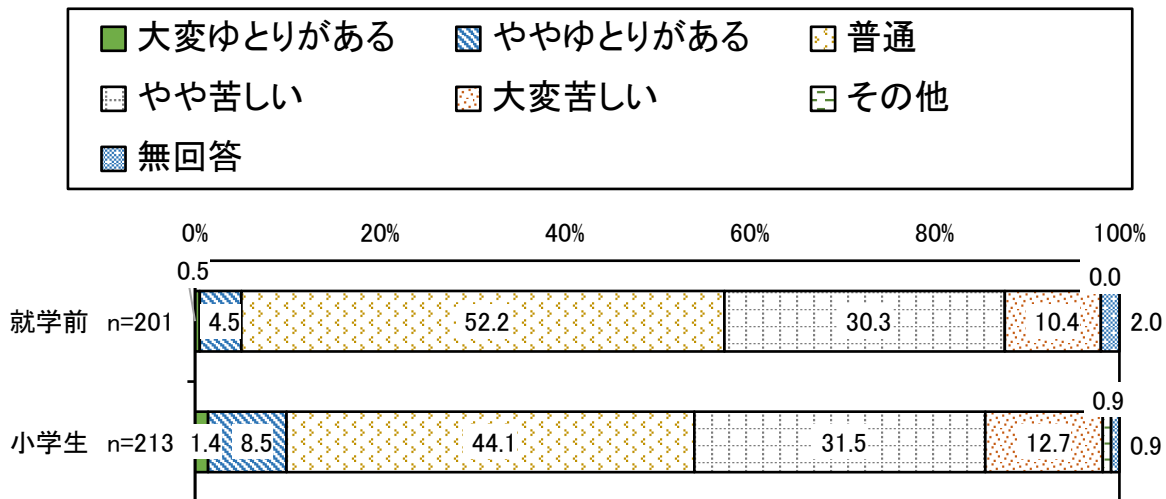


⑬現在の暮らしの状況

現在の暮らしの状況について、就学前では、“ゆとりがある（「大変ゆとりがある」、「ややゆとりがある」）”が5.0%、「普通」が52.2%、“苦しい（「やや苦しい」、「大変苦しい」）”が40.7%となっています。

小学生では、“ゆとりがある”が9.9%、「普通」が44.1%、“苦しい”が44.2%となっています（図表2－29）。

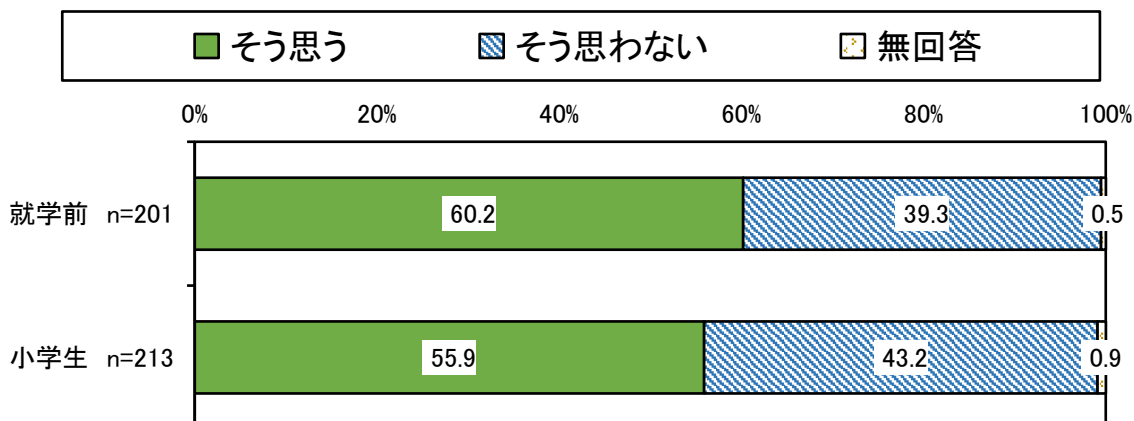
【図表2－29 現在の暮らしの状況】



⑭森町は子育てしやすいまちだと思うか

森町は子育てしやすいまちだと思うかについて、就学前、小学生ともに「そう思う」は約6割、「そう思わない」は約4割となっています（図表2－30）。

【図表2－30 森町は子育てしやすいまちだと思うか】



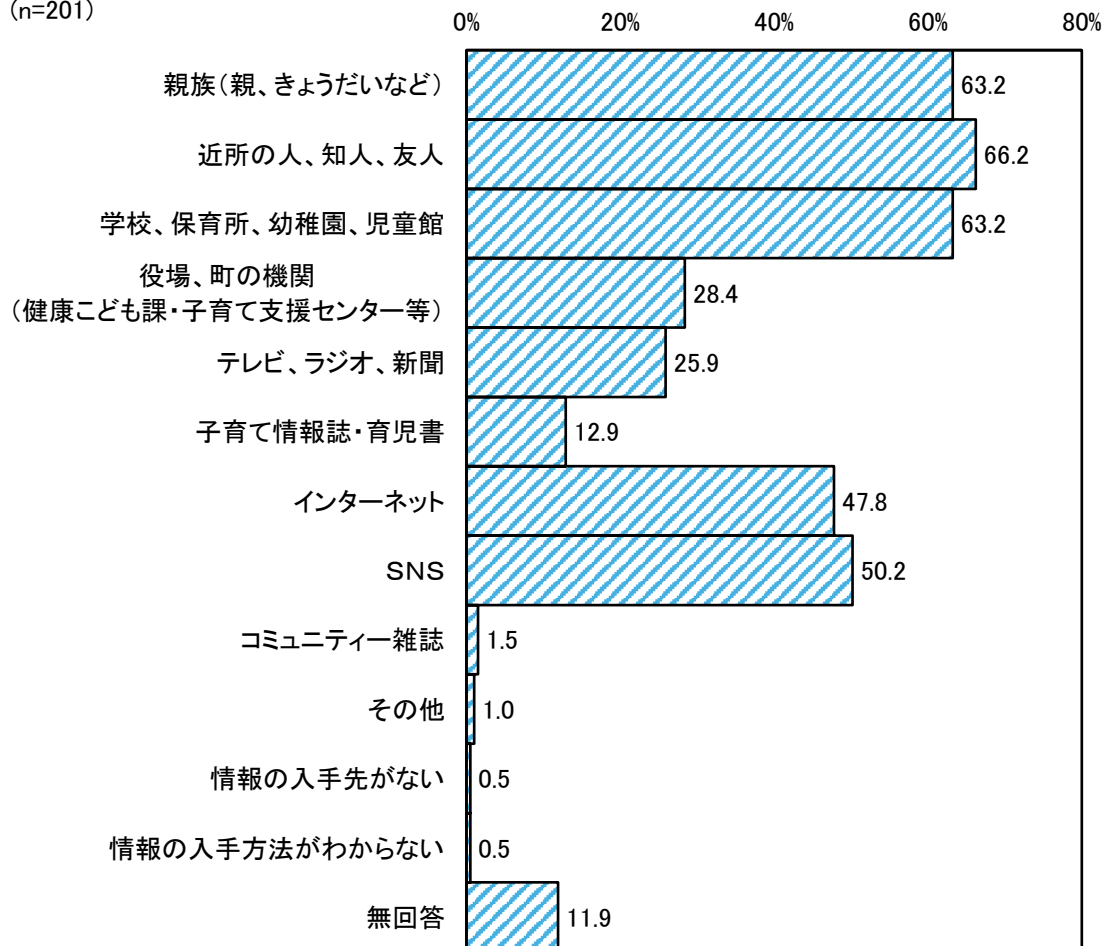
⑮子育てに関する情報の入手手段

子育てに関する情報の入手手段について、「近所の人、知人、友人」が 66.2%で最も高く、次いで「親族（親、きょうだいなど）」と「学校、保育所、幼稚園、児童館」がともに 63.2%、「SNS」が 50.2%、「インターネット」が 47.8%となっています（図表2－31）。

【図表2－31 子育てに関する情報の入手先】

◆就学前

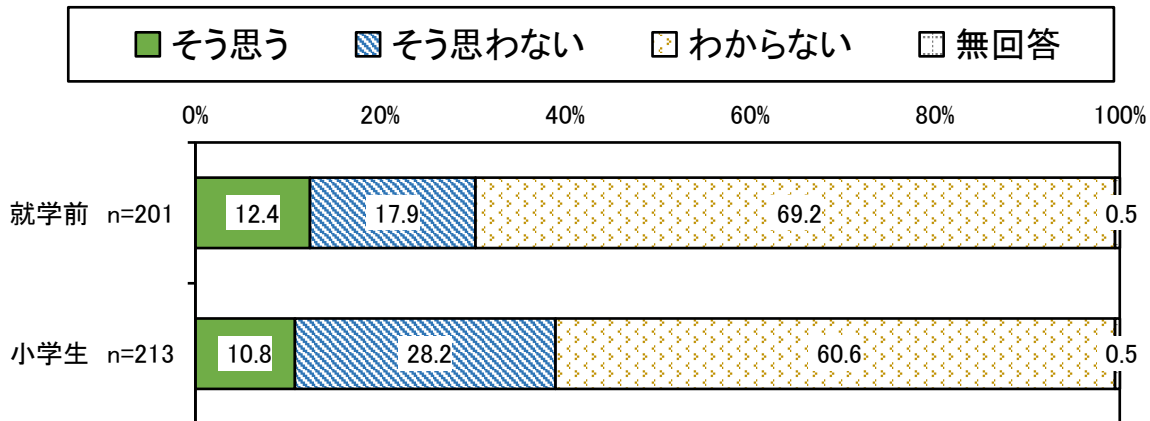
(n=201)



⑩森町が「こどもまんなか社会」に向かっていると思うか

森町が「こどもまんなか社会」に向かっていると思うかについて、就学前、小学生ともに「そう思う」は約1割となっています（図表2－32）。

【図表2－32 森町が「こどもまんなか社会」に向かっていると思うか】

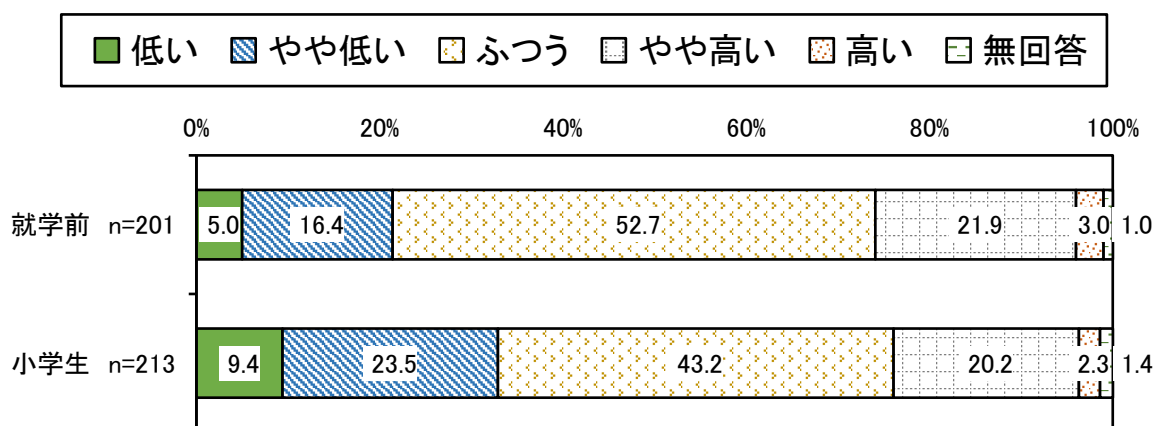


⑪子育てへの満足度

森町の子育ての環境や支援への満足度について、就学前では、“低い（「低い」、「やや低い」）”が21.4%、「ふつう」が52.7%、“高い（「やや高い」、「高い」）”が24.9%となっています。

小学生では、“低い”が32.9%、「普通」が43.2%、“高い”が22.5%となっています（図表2－33）。

【図表2－33 森町の子育ての環境や支援への満足度】



第5節 こども・若者への意見聴取の概要

(1) こども・若者への意見聴取の概要

計画策定に当たり、小中学生及び若者世代の現状や意見、こども・若者に関する支援ニーズを把握し、こども・子育て支援施策及びこども施策の検討に利用することを目的として、「子どもの生活実態に関する調査」と「こども・若者に関する調査」を実施しました（図表2-34）。

【図表2-34 こども・若者に関する調査の概要・回収結果】

① 子どもの生活実態に関する調査	
調査対象者	町立小学校に通う小学5年生、町立中学校に通う中学生（町外在住者含む。）
調査票配布数	小学5年生：160件 中学生：410件
調査期間	令和6年7月3日～令和6年7月24日
調査方法	郵送による配布及び学校配布、学校回収・郵送による回収・インターネットによる回答
回収数	小学5年生：103件 中学生：261件
回収率	小学5年生：64.4% 中学生：63.7%
② こども・若者に関する調査	
調査対象者	森町に在住する高校生から29歳までの町民
調査票配布数	1,854件
調査期間	令和6年7月3日～令和6年7月24日
調査方法	郵送配布、郵送による回収及びインターネットによる回答
回収数	403件
回収率	21.7%

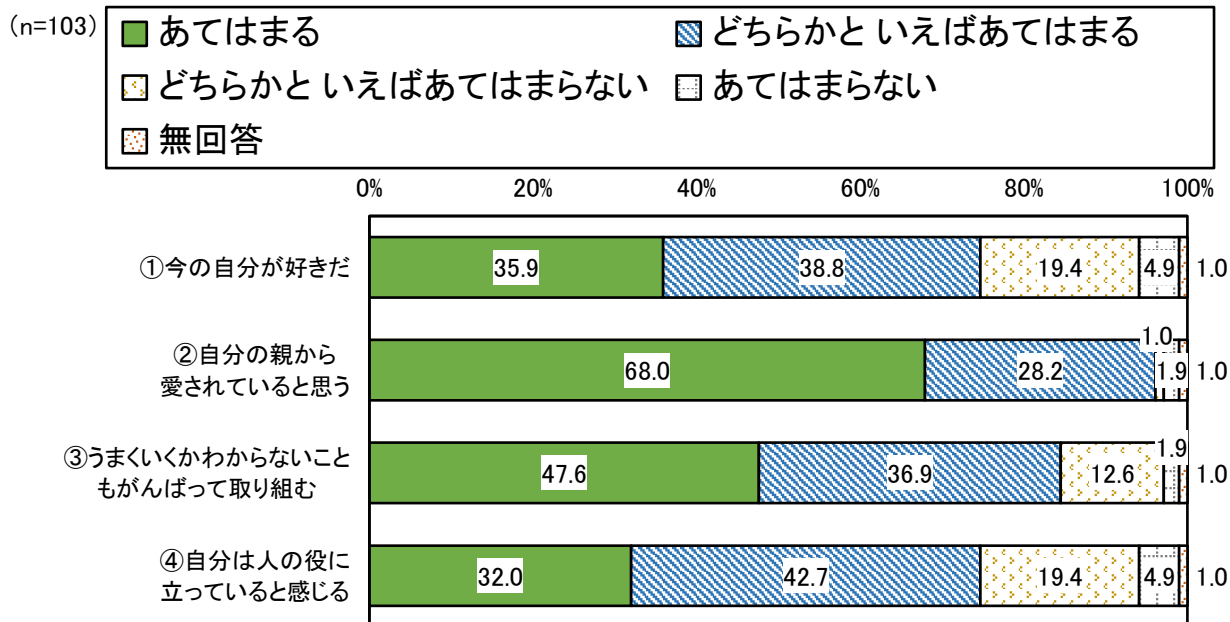
(2) こどもの生活実態に関する調査結果の概要

①自己肯定感

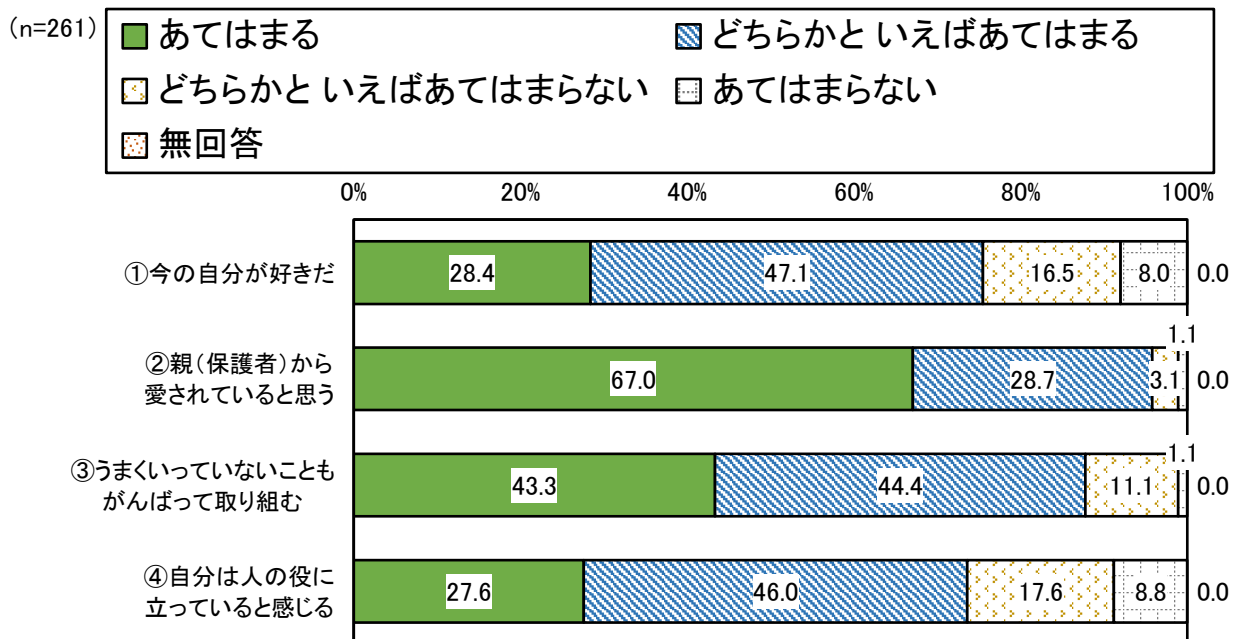
自身のことについて、“あてはまる（「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」）” が最も高いのは、小学生では、「②自分の親から愛されていると思う」（96.2%）となっており、中学生では、「②自分の親から愛されていると思う」（95.7%）となっています（図表2－35）。

【図表2－35 自身のことについて】

◆小学生



◆中学生

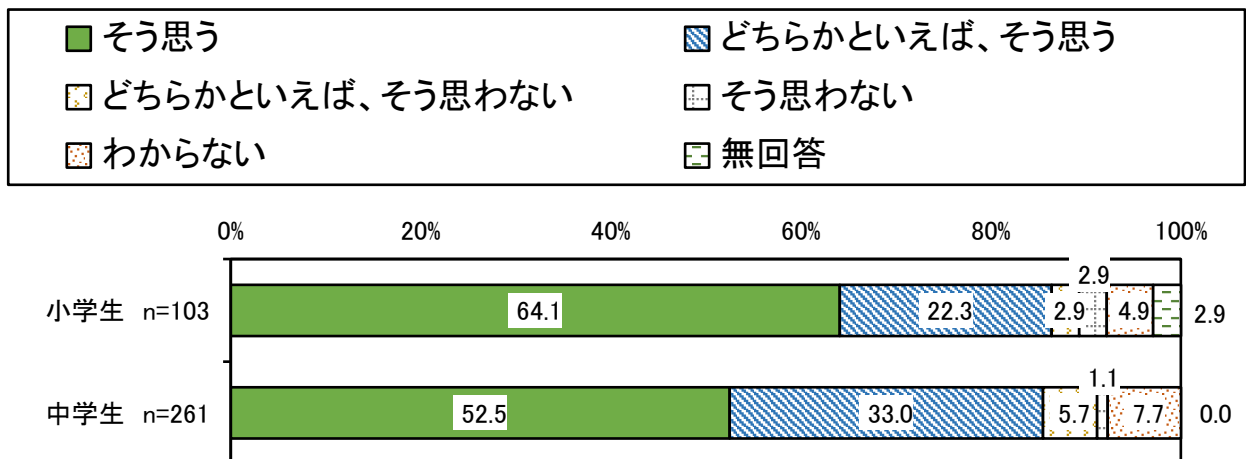


②幸福感

今、自分が幸せだと思うかについて、小学生では、“そう思う（「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」）”が86.4%、“そう思わない（「どちらかといえば、そう思わない」、「そう思わない」）”が5.8%となっています。

中学生では、“そう思う”が85.5%、“そう思わない”が6.8%となっています（図表2－36）。

【図表2－36 今、自分が幸せだと思うか】

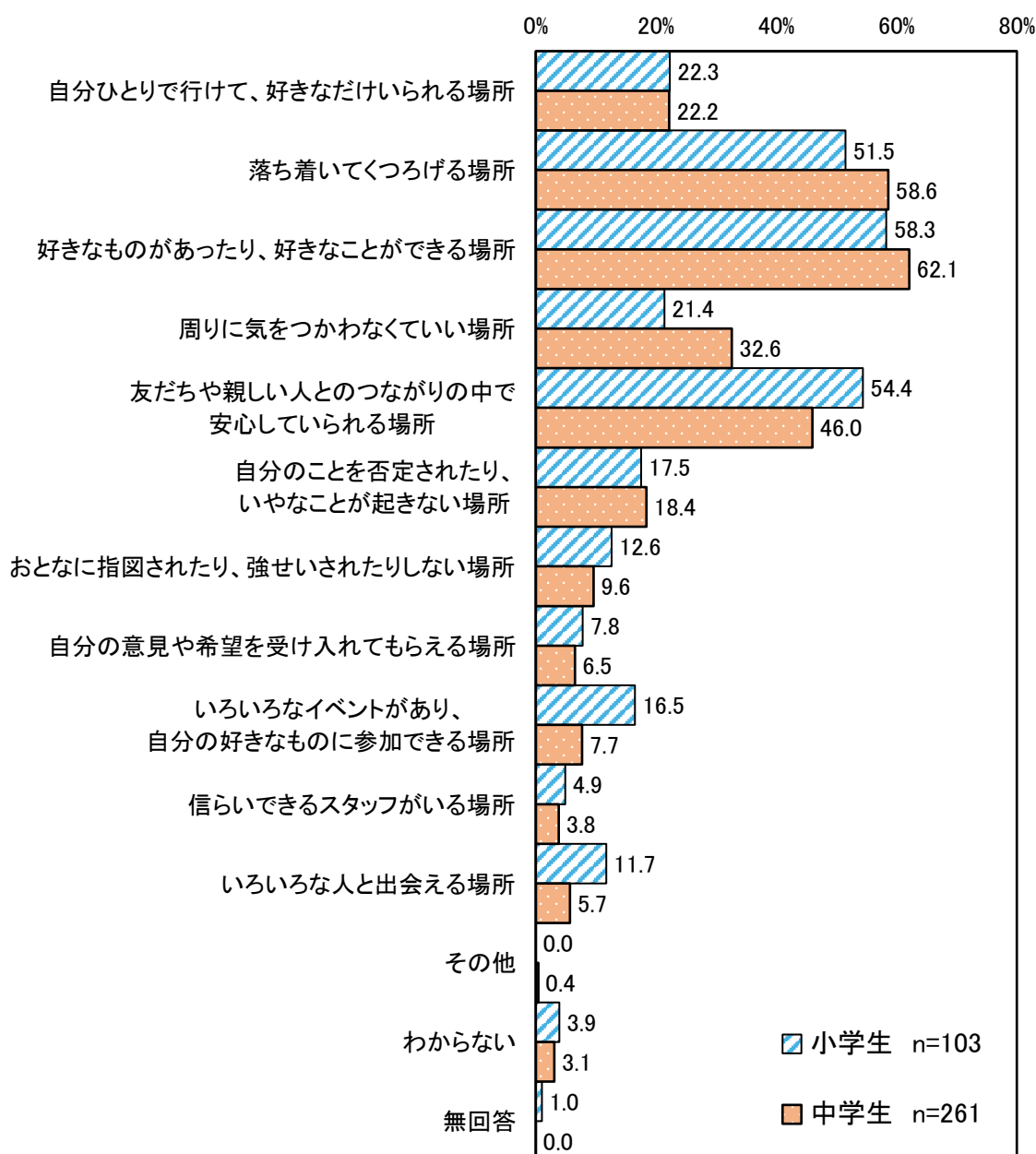


③「居場所」について

「居場所」について、小学生では、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が 58.3% で最も高く、次いで「友だちや親しい人とのつながりの中で安心していられる場所」が 54.4%、「落ち着いてくつろげる場所」が 51.5%となっています。

中学生では、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が 62.1%で最も高く、次いで「落ち着いてくつろげる場所」が 58.6%、「友だちや親しい人とのつながりの中で安心していられる場所」が 46.0%となっています（図表2－37）。

【図表2－37 「居場所」について】



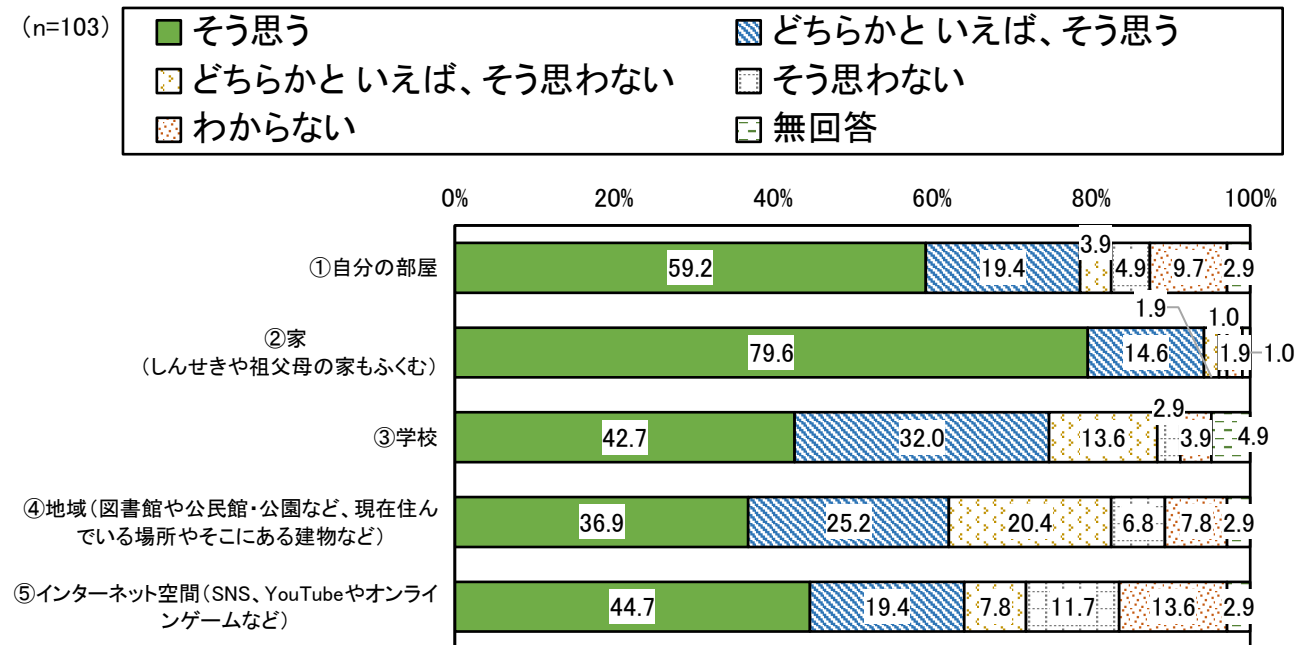
④自分にとっての「居場所」

自分にとっての「居場所」について、“そう思う（「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」）”が最も高いのは、小学生では、「②家（しんせきや祖父母の家も含む）」（94.2%）となっています。中学生では、「②家（しんせきや祖父母の家も含む）」（90.1%）となっています（図表2－38）。

【図表2－38 自分にとっての「居場所」】

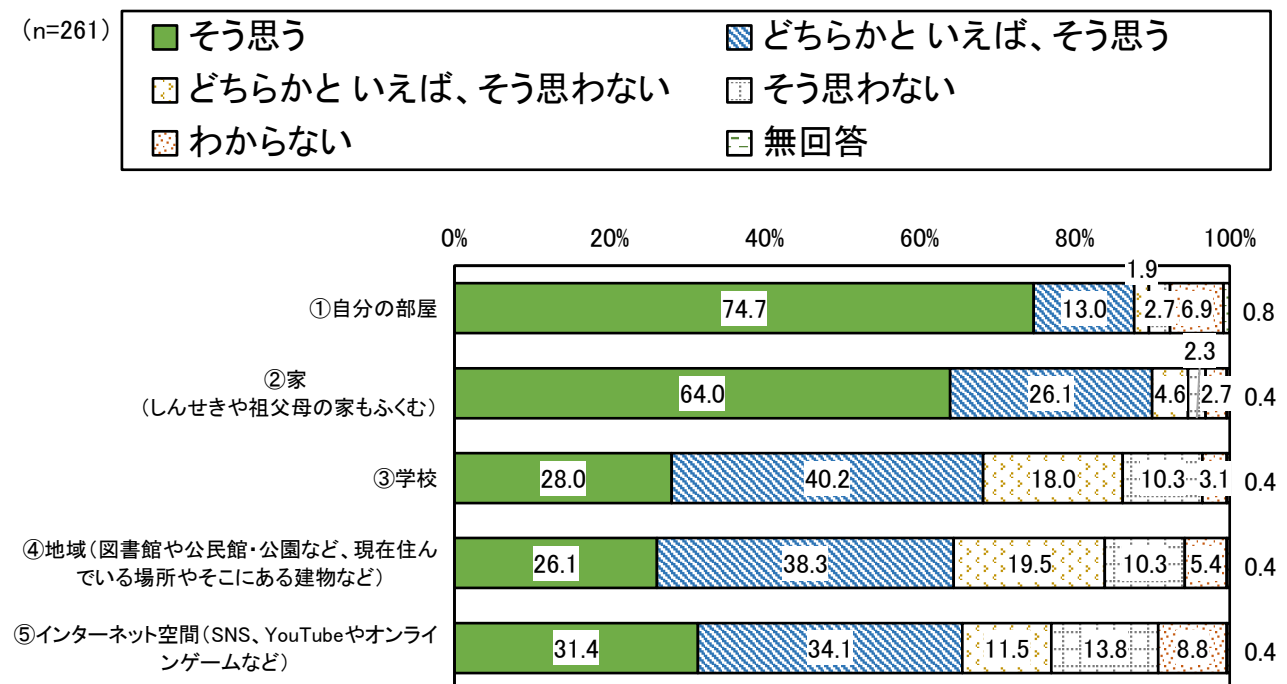
◆小学生

(n=103)



◆中学生

(n=261)

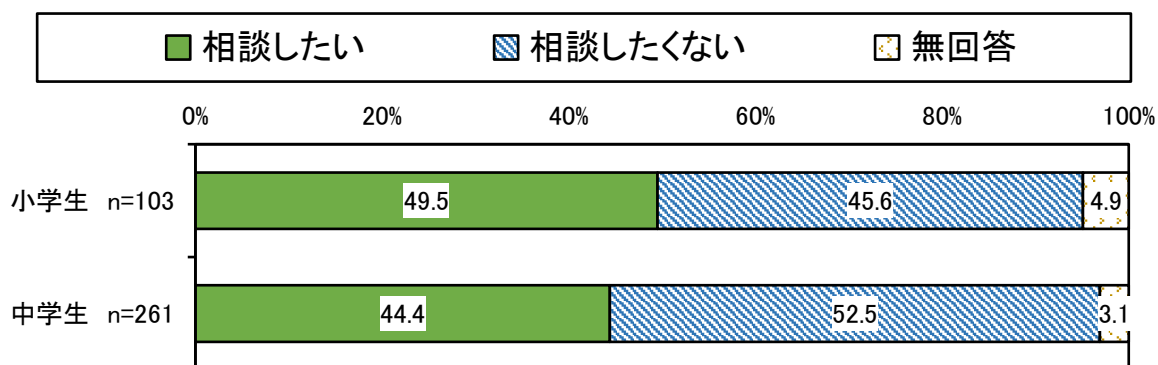


⑤悩み事、困り事を誰かに相談したいか

悩み事、困り事を誰かに相談したいかについて、小学生では、「相談したい」が49.5%、「相談したくない」が45.6%となっています。

中学生では、「相談したい」が44.4%、「相談したくない」が52.5%となっています（図表2－39）。

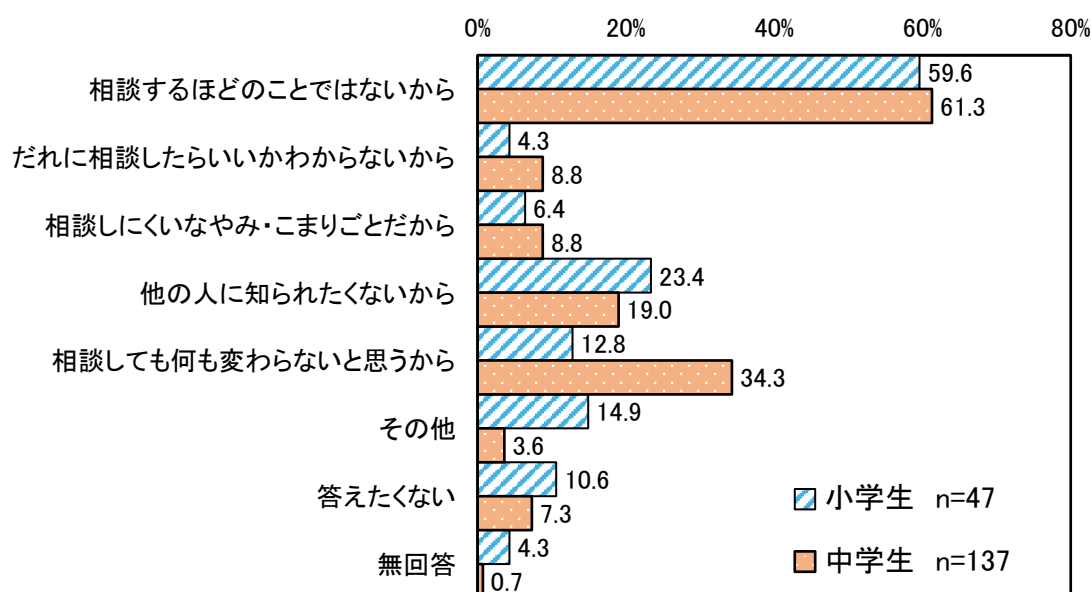
【図表2－39 悩み事、困り事を誰かに相談したいか】



⑥悩み事、困り事を相談したくない理由

悩み事、困り事を誰かに相談したくない理由について、小学生、中学生ともに「相談するほどのことではないから」が最も高くなっています。また、小学生では「他の人に知られたくないから」、中学生では「相談しても何も変わらないと思うから」が次いで高くなっています（図表2－40）。

【図表2－40 悩み事、困り事を相談したくない理由】

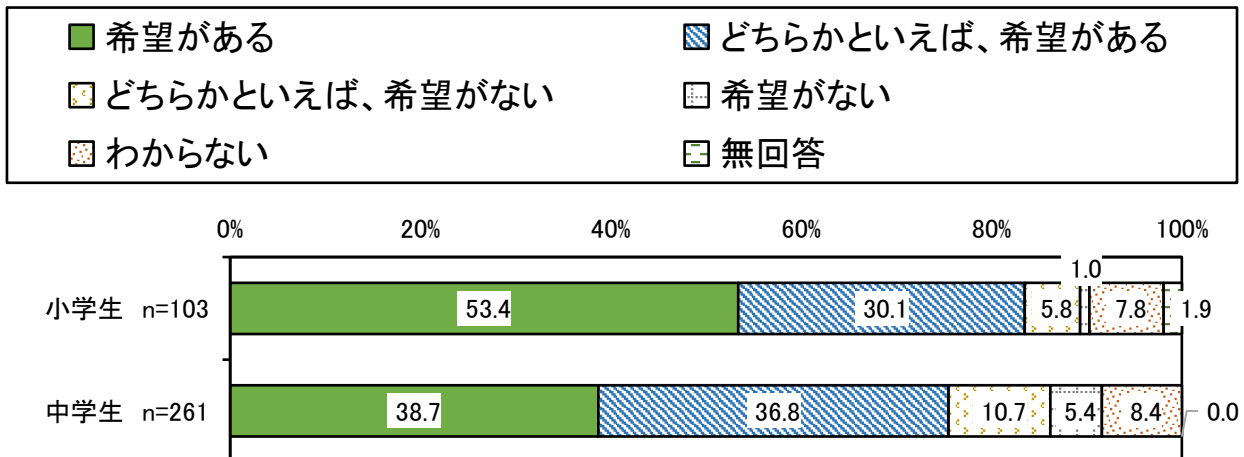


⑦将来への明るい希望

将来への明るい希望について、小学生では、“希望がある（「希望がある」、「どちらかといえば、希望がある」）”が83.5%、“希望がない（「どちらかといえば、希望がない」、「希望がない」）”が6.8%となっています。

中学生では、“希望がある”が75.5%、“希望がない”が16.1%となっています（図表2－41）。

【図表2－41 将来への明るい希望】

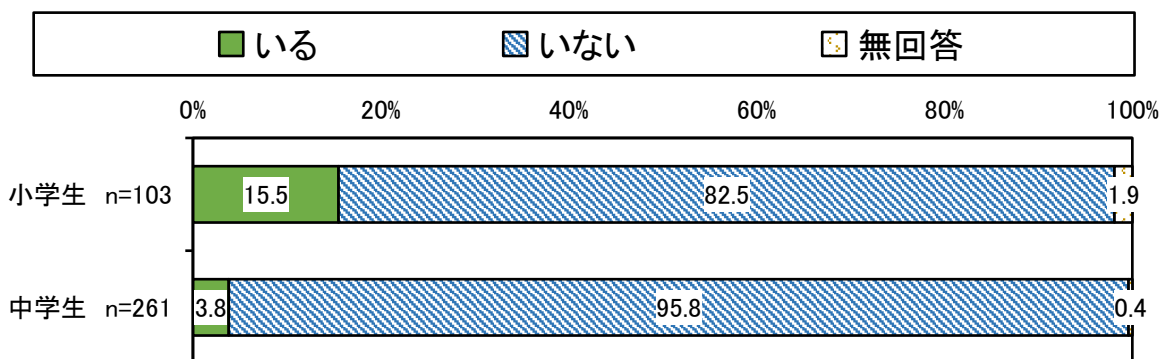


⑧お世話をしている人の有無

家族の中にお世話をしている人の有無について、小学生では、「いる」が15.5%、「いない」が82.5%となっています。

中学生では、「いる」が3.8%、「いない」が95.8%となっています（図表2－42）。

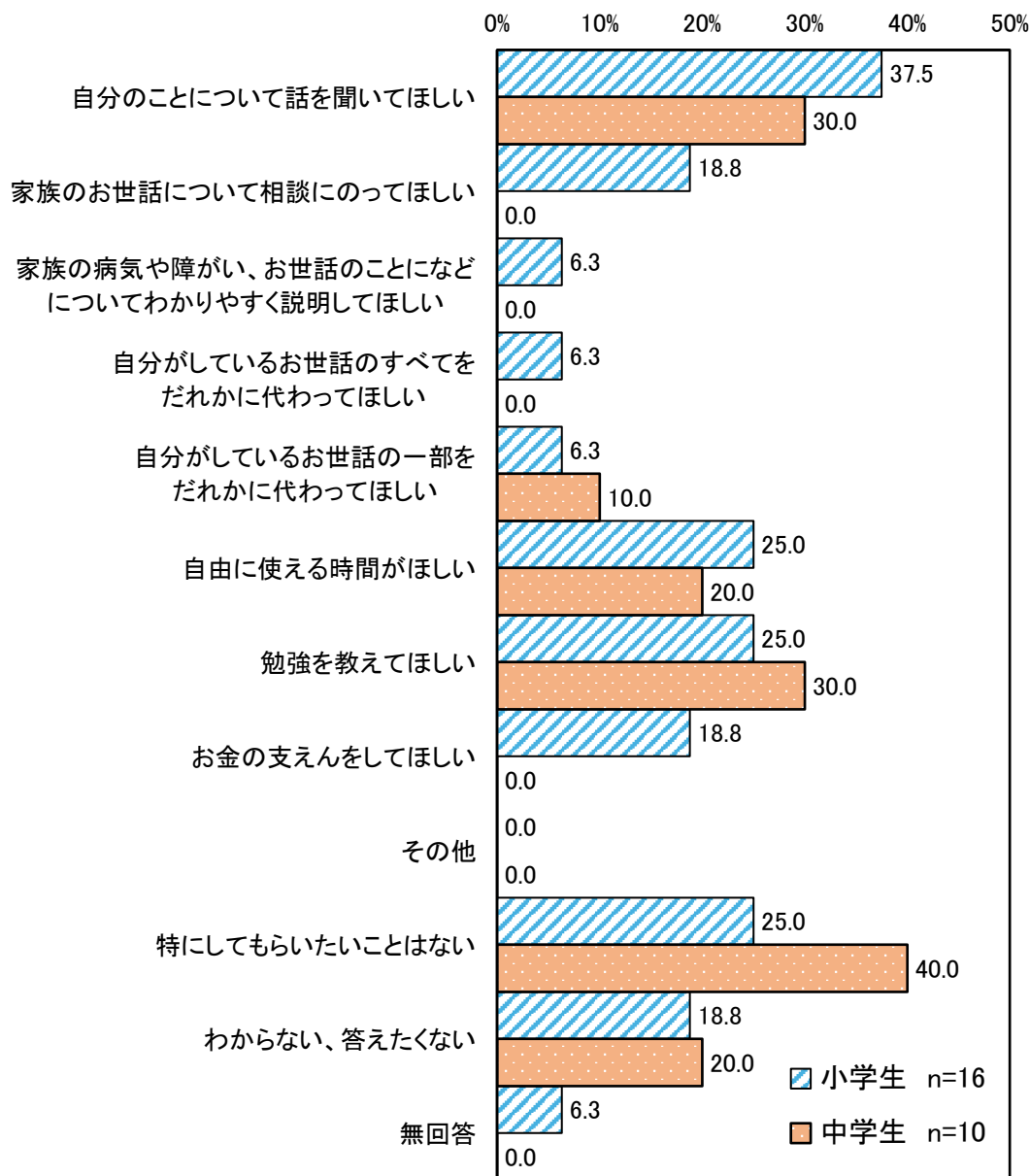
【図表2－42 お世話をしている人の有無】



⑨周りの人にしてもらいたいこと

家族の中にお世話をしている人がいる人に、学校や周りの人にしてもらいたいことを尋ねたところ、小学生では、「自分のことについて話を聞いてほしい」が、中学生では、「特にしてもらいたいことはない」が、それぞれ最も高くなっています（図表2－43）。

【図表2－43 学校や周りの人にしてもらいたいこと】

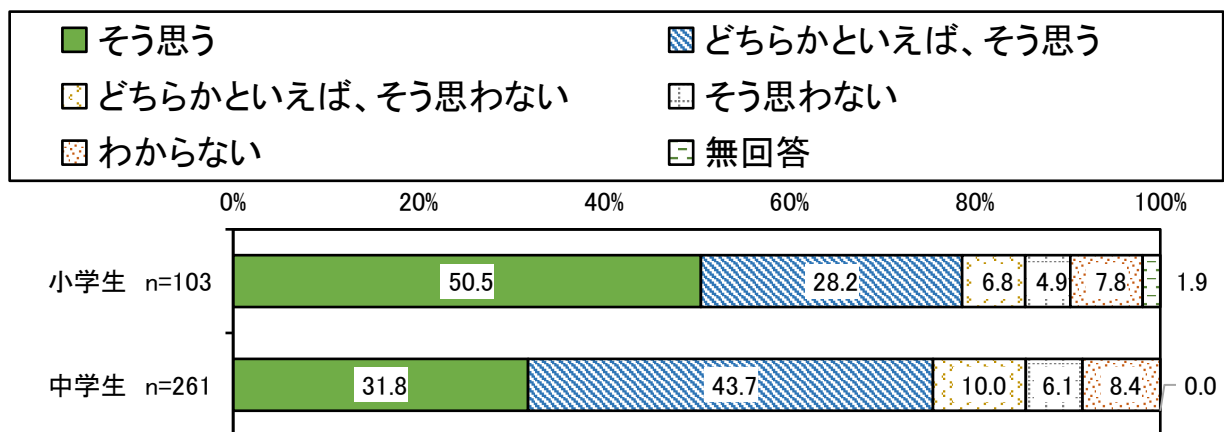


⑩森町はこどもたちが希望を持って暮らしていくことができるまちだと思うか

森町はこどもたちが希望を持って暮らしていくことができるまちだと思うかについて、小学生では、“そう思う（「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」）”が78.7%、“そう思わない（「どちらかといえば、そう思わない」、「そう思わない」）”が11.7%、「わからない」が7.8%となっています。

中学生では、“そう思う”が75.5%、“そう思わない”が16.1%、「わからない」が8.4%となっています（図表2-44）。

【図表2-44 森町はこどもたちが希望を持って暮らしていくことができるまちだと思うか】

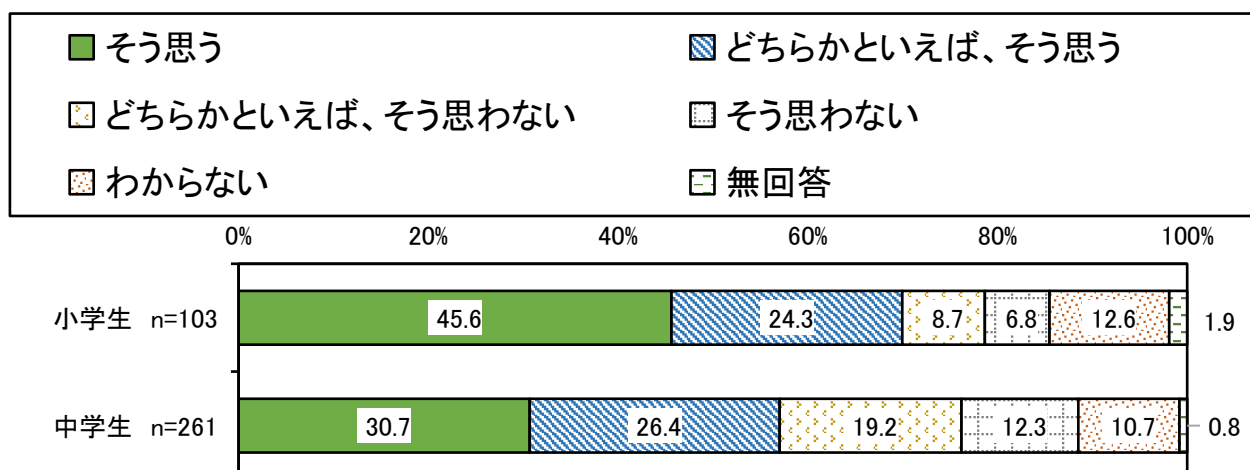


⑪森町に住み続けたいと思うか

森町に住み続けたいと思うかについて、小学生では、“そう思う（「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」）”が69.9%、“そう思わない（「どちらかといえば、そう思わない」、「そう思わない」）”が15.5%、「わからない」が12.6%となっています。

中学生では、“そう思う”が57.1%、“そう思わない”が31.5%、「わからない」が10.7%となっています（図表2-45）。

【図表2-45 森町に住み続けたいと思うか】



(3) 子ども・若者に関する調査結果の概要

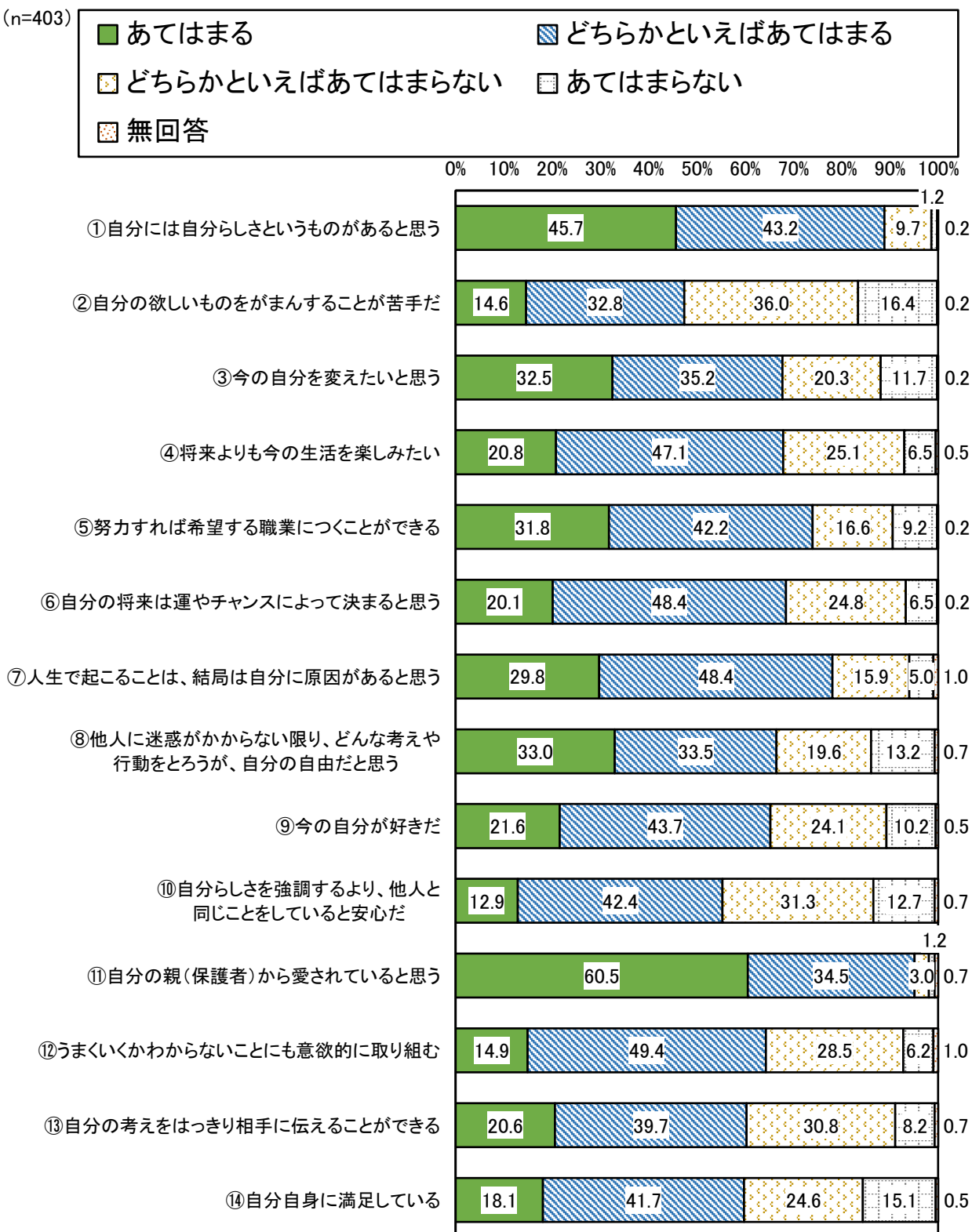
①自身のことについて

自身のことについて、“あてはまる（「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」）” が最も高いのは、「⑪自分の親（保護者）から愛されていると思う」（95.0%）となっています

“あてはまらない（「どちらかといえばあてはまらない」、「あてはまらない」）” が最も高いのは、「②自分の欲しいものをがまんすることが苦手だ」（52.4%）となっています（図表2－46）。

【図表2－46 自身のことについて】

(n=403)

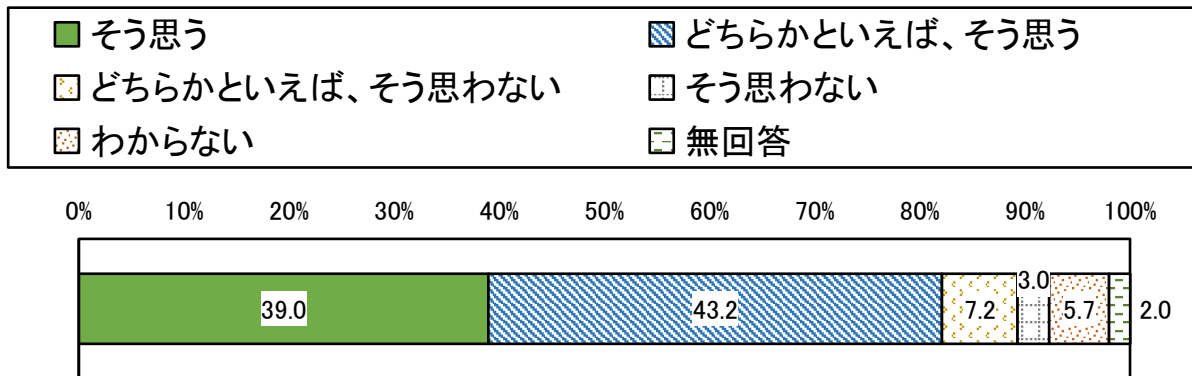


②幸福感

今、自分が幸せだと思うかについて、小学生では、“そう思う（「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」）”が86.4%、“そう思わない（「どちらかといえば、そう思わない」、「そう思わない」）”が5.8%となっています（図表2－47）。

【図表2－47 今、自分が幸せだと思うか】

(n=403)

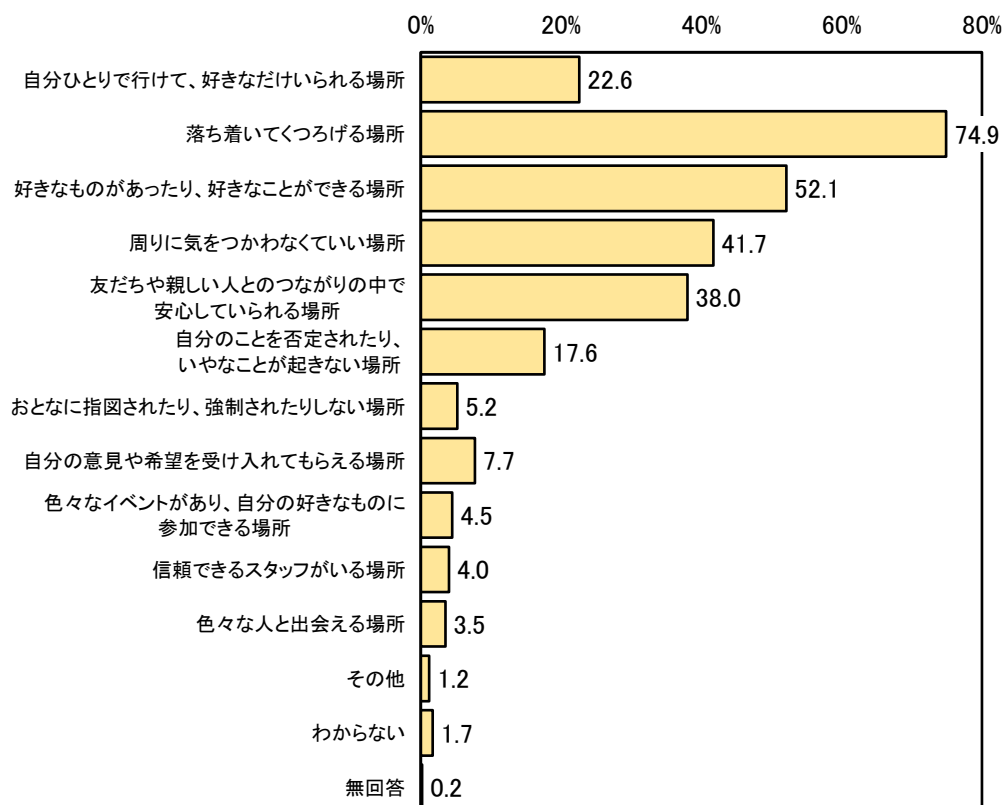


③「居場所」について

「居場所」について、「落ち着いてくつろげる場所」が74.9%で最も高く、次いで「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が52.1%、「周りに気をつかわなくていい場所」が41.7%となっています（図表2－48）。

【図表2－48 「居場所」について】

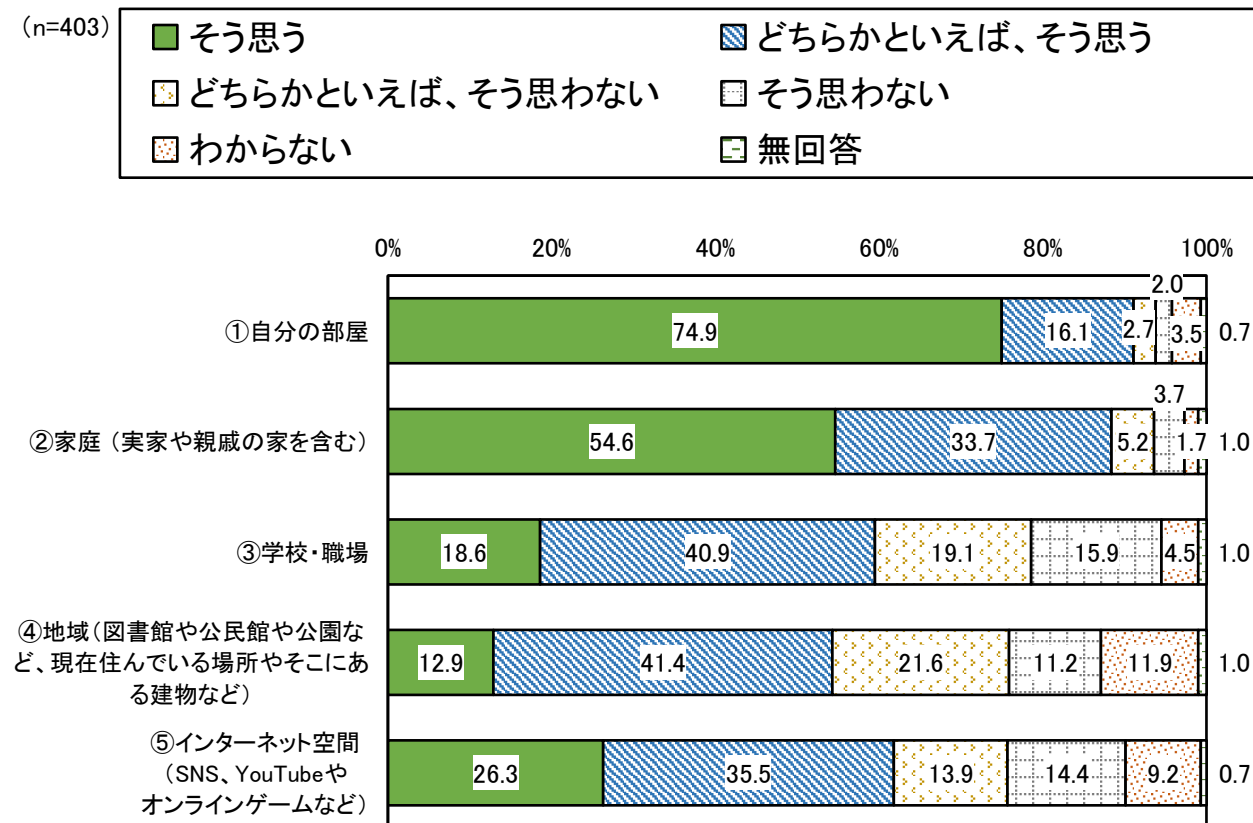
(n=403)



④自分にとっての「居場所」

自分にとっての「居場所」について、“そう思う（「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」）”が最も高いのは、「①自分の部屋」（91.0%）となっています（図表2－49）。

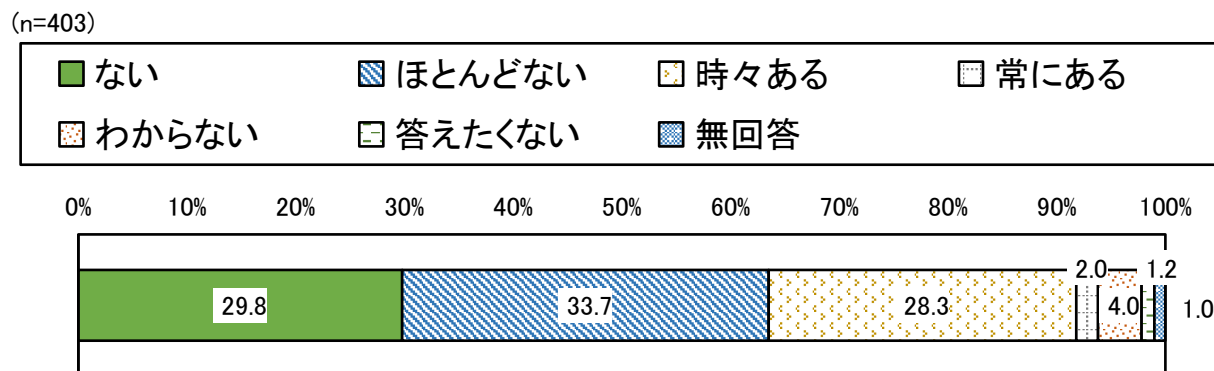
【図表2－49 自分にとっての「居場所」】



⑤孤独であると感じるか

孤独であると感じるかについて、“ない（「ない」、「ほとんどない」）”が 63.5%、“ある（「時々ある」、「常にある」）”が 30.3%となっています（図表2－50）。

【図表2－50 孤独であると感じるか】

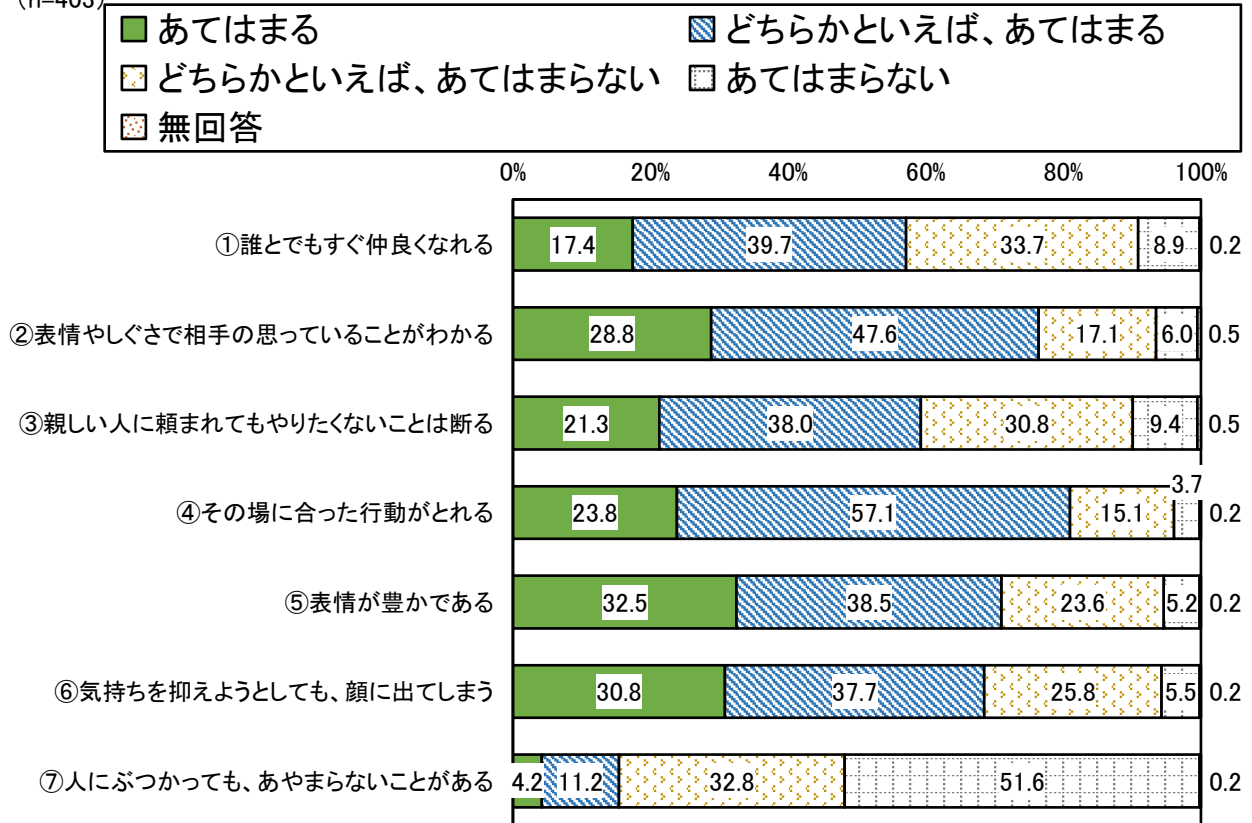


⑥他人との付き合いについて

他人との付き合いについて、“あてはまる（「あてはまる」、「どちらかといえば、あてはまる」）”が最も高いのは、「④その場に合った行動がとれる」（80.9%）となっています（図表2-51）。

【図表2-51 他人との付き合いについて（中高生）】

(n=403)

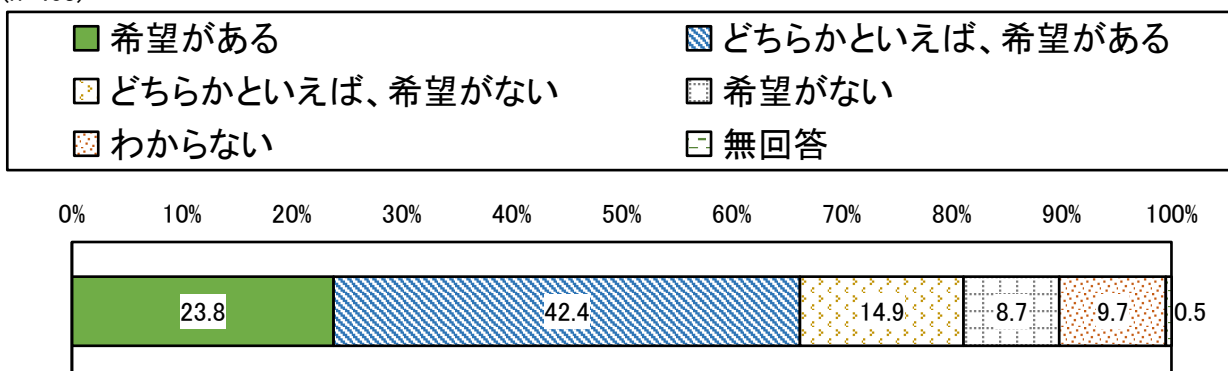


⑦将来への明るい希望

将来への明るい希望について“希望がある（「希望がある」、「どちらかといえば、希望がある」）”が66.2%、“希望がない（「どちらかといえば、希望がない」、「希望がない」）”が23.6%となっています（図表2-52）。

【図表2-52 将来への明るい希望】

(n=403)

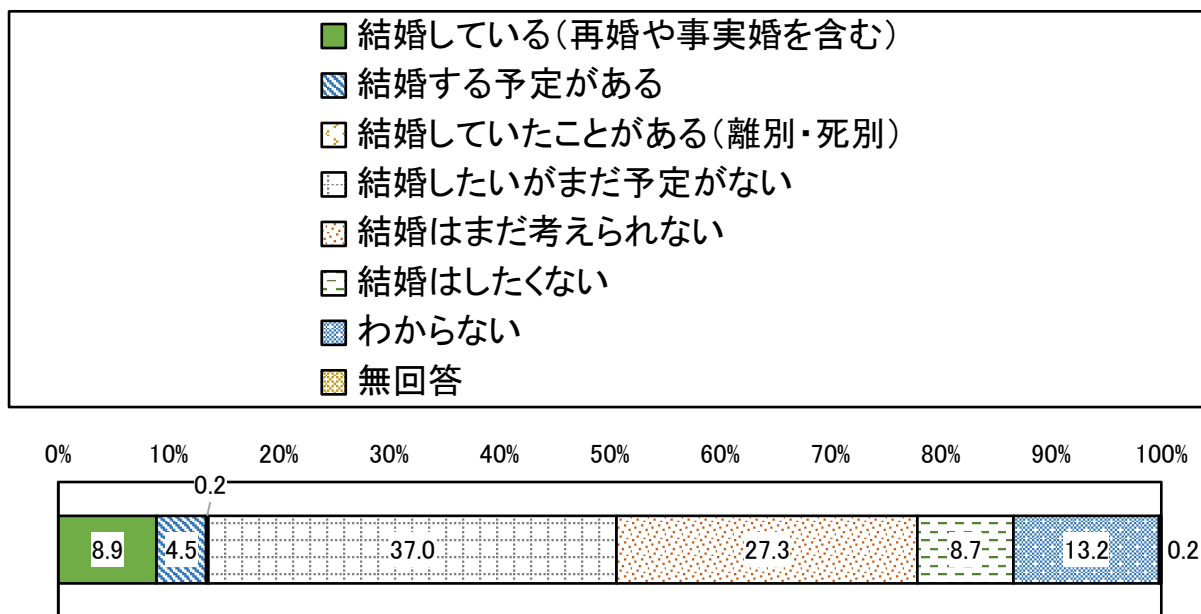


⑧結婚について

結婚について、「結婚したいがまだ予定がない」が 37.0%で最も高く、次いで「結婚はまだ考えられない」が 27.3%、「結婚している（再婚や事実婚を含む）」が 8.9%、「結婚はしたくない」が 8.7%、「結婚する予定がある」が 4.5%となっています（図表2－53）。

【図表2－53 結婚について】

(n=403)

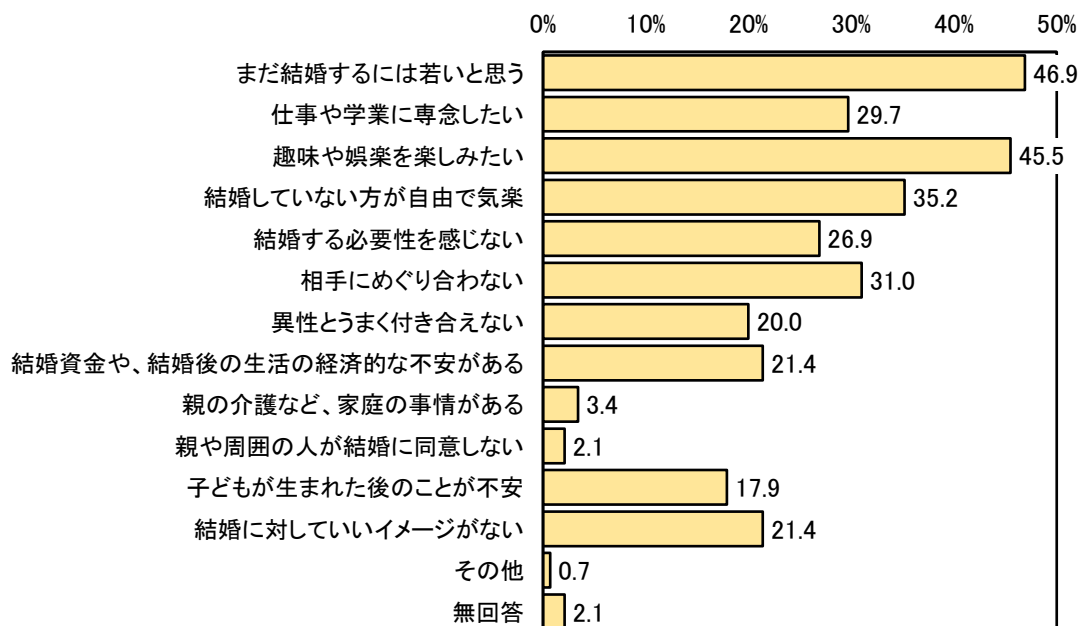


⑨結婚が考えられない理由

結婚が考えられない理由について、「まだ結婚するには若いと思う」が 46.9%で最も高く、次いで「趣味や娯楽を楽しみたい」が 45.5%、「結婚していない方が自由で気楽」が 35.2%、「相手にめぐり合わない」が 31.0%、「仕事や学業に専念したい」が 29.7%となっています（図表2－54）。

【図表2－54 結婚が考えられない理由】

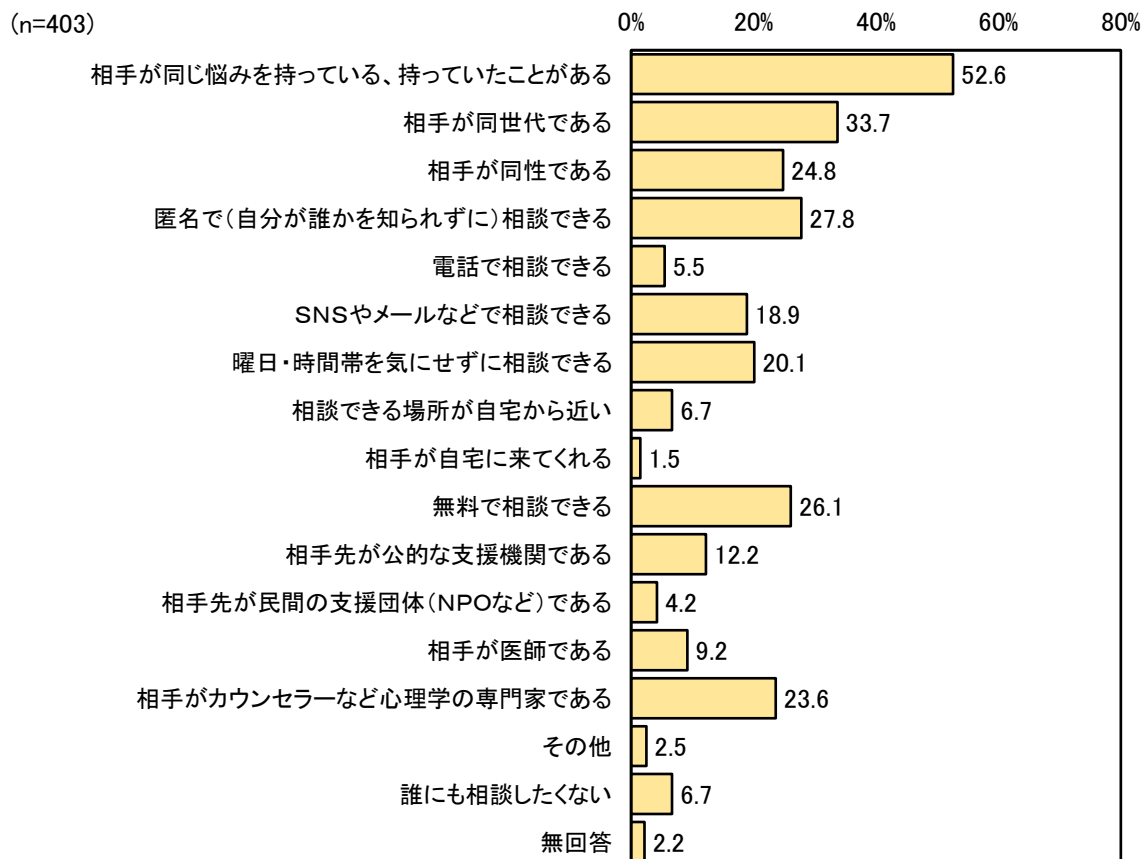
(n=145)



⑩相談したい人や場所

社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったときに、家族や知り合い以外で相談したい人・場所について、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」が 52.6%で最も高く、次いで「相手が同世代である」が 33.7%、「匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる」が 27.8%、「無料で相談できる」が 26.1%、「相手が同性である」が 24.8%となっています（図表2－55）。

【図表2－55 社会生活や日常生活を円滑に送ることができない状態となったときに、
家族や知り合い以外で相談したい人・場所】

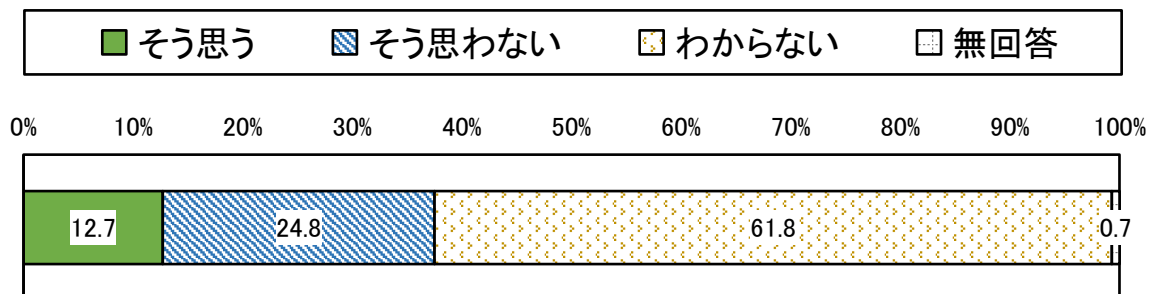


⑪森町が「こどもまんなか社会」に向かっていると思うか

森町が「こどもまんなか社会」に向かっていると思うかについて、「そう思う」が12.7%、「そう
思わない」が24.8%、「わからない」が61.8%となっています（図表2－56）。

【図表2－56 森町が「こどもまんなか社会」に向かっていると思うか】

(n=403)

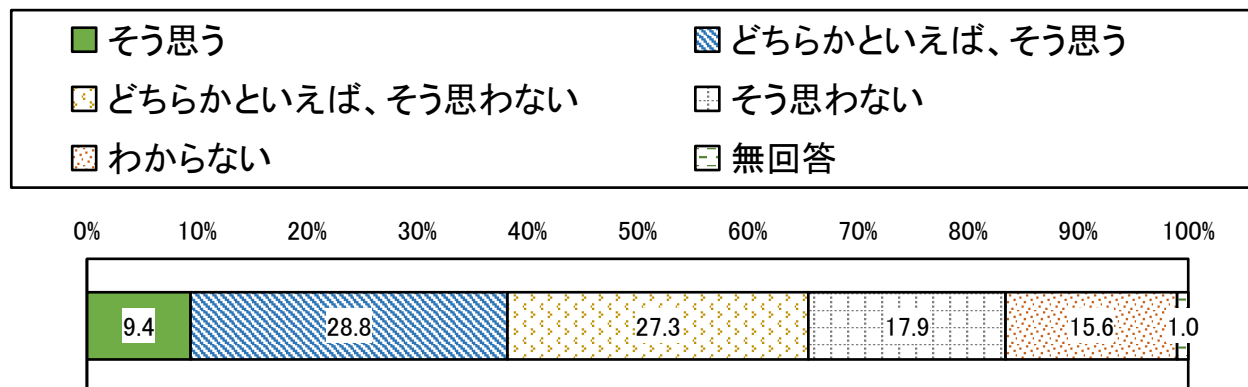


⑫森町は子どもたちが希望を持って暮らしていくことができるまちだと思うか

森町は子どもたちが希望を持って暮らしていくことができるまちだと思うかについて、“そう思
う（「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」）”が38.2%、“そう思わない（「どちらかといえ
ば、そう思わない」、「そう思わない」）”が45.2%、「わからない」が15.6%となっています（図表
2－57）。

【図表2－57 森町は子どもたちが希望を持って暮らしていくことができるまちだと思うか】

(n=403)

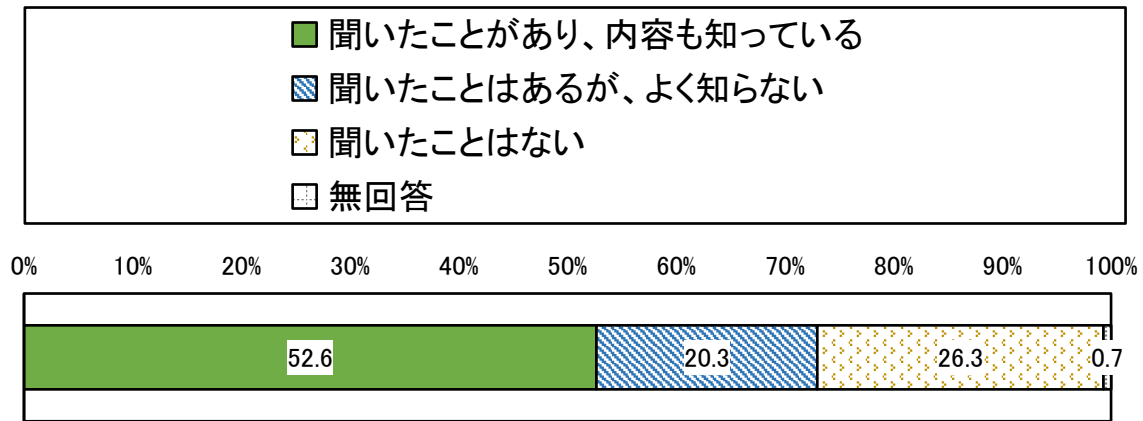


⑬ヤングケアラーの認知度

「ヤングケアラー」について、「聞いたことがあり、内容も知っている」が52.6%、「聞いたことはあるが、よく知らない」が20.3%、「聞いたことはない」が26.3%となっています(図表2-58)。

【図表2-58 ヤングケアラーの認知度】

(n=403)

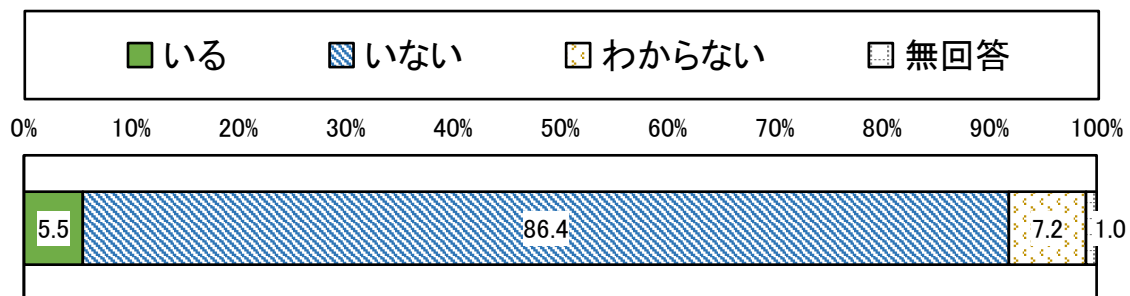


⑭お世話をしている人の有無

家族の中にお世話をしている人の有無について、「いる」が5.5%、「いない」が86.4%、「わからない」が7.2%となっています。(図表2-59)。

【図表2-59 お世話をしている人の有無】

(n=403)



第6節 こども・若者をめぐる本町の課題

(1) 少子化の進行、こどものいる世帯の減少と継続的な転出超過の傾向

本町の0～14歳人口は減少が続いています。出生率は静岡県よりも低く、出生数も減少傾向にあり、今後も少子化が進んでいくことが予想されます。

また、少子化に伴い、こどものいる世帯数も減少が続いており、令和2年の18歳未満親族のいる世帯及び6歳未満親族のいる世帯はともに平成12年以降で最も少なくなっています。一方で、一般世帯数の増加が続いていることから、こどものいる世帯の割合が減少しています。

社会動態をみると、令和元年以降転出超過の傾向が続いており、自然動態も死亡超過となっているため総人口の減少が続いています。

(2) 女性の就業率の上昇、就労している母親の増加、男性の育児休業利用

本町の女性の就業率について、出産、育児の時期に当たる30代では、労働力率が低下し、育児が一段落してきた40代頃から再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」となっていますが、平成22年から令和2年にかけて全体的に女性の労働力率は増加しており、特に20代の女性の就業率が高く、さらに30代の就業率も上昇していることから「M字カーブ」の底も浅くなっており、働く女性が増えていることがうかがえます。

また、就学前児童保護者及び小学生児童保護者へのアンケート調査では、就労している母親の割合が就学前では約8割、小学生では約9割と非常に高く、多くの母親が子育てをしながら就労していることがうかがえます。

一方、就学前児童保護者へのアンケート調査では、育児休業の取得状況について、母親では半数以上ですが、父親では1割程度と大きな差がみられます。

今後も働く女性が増えることが予想される中で、仕事と子育ての両立に向けた取組や、男性の育児休業の取得促進のための働きかけを一層推進していくことが必要です。

(3) 保育ニーズへの対応

就学前児童保護者へのアンケート調査結果では、今後利用したい定期的な教育・保育事業として「認可保育所」が最も多く回答されています。

0～5歳人口が減少している一方で、保育所の在園児童数は令和3年度以降増加傾向にあり、また、小規模保育所の在園児童数も多くなっています。

共働き世帯の状況をみると、令和2年のこどものいる世帯に占める共働き世帯の割合は65.8%となっており、平成22年以降増加を続けています。

こどものいる世帯が減っている中で、共働き世帯の割合が増加傾向にあることから、保育所等にこどもを預けるニーズは高いことがうかがえます。

一方、就学前児童保護者へのアンケート調査結果では、今後利用したい定期的な教育・保育事業として「認定こども園」が3割程度回答されており、森町に認定こども園が設立された場合、利用したいと考えるかについて、「はい」が約7割と高くなっています。

保育ニーズが高まっていることが考えられるため、認定こども園化も含め、保育サービスの一層の充実を図り、保護者のニーズに応えられるように取り組んでいくことが必要です。

(4) 放課後児童対策

放課後児童クラブの利用者は年々増加を続けており、令和5年では202人と令和2年以降で最も多くなっています。

また、就学前児童保護者へのアンケート調査結果では、希望する小学校就学後の放課後の過ごし方について、低学年時は「放課後児童クラブ（学童保育）」が最も多く回答されています。

共働き世帯の割合が増加傾向に伴い、小学校就学後も放課後にこどもを預けるニーズが高まっていることが考えられます。

放課後児童クラブと放課後子供教室の連携推進等、放課後のこどもを受け入れる体制の充実を図っていくことが必要です。

(5) 情報提供

就学前児童保護者へのアンケート調査では、子育てに関する情報の入手手段について、「近所の人、知人、友人」や「親族（親、きょうだいなど）」といった身近な人が多く回答されている一方で、「インターネット」や「SNS」も半数程度回答されており、情報入手手段の多様化がうかがえます。

必要な人に、必要な情報が提供できるよう、様々な媒体を用いた情報発信が必要です。

(6) こども・若者のための居場所の確保

こども・若者へのアンケート調査では、「居場所」に対するイメージとして、小学生及び中学生では「好きなものがあったり、好きなことができる場所」が、高校生以上では「落ち着いてくつろげる場所」が最も多く回答されています。また、自分にとっての「居場所」について尋ねると、小学生、中学生、高校生以上いずれも「自分の部屋」や「家」が多く回答されており、「地域」の回答は他の回答と比べて少なくなっています。

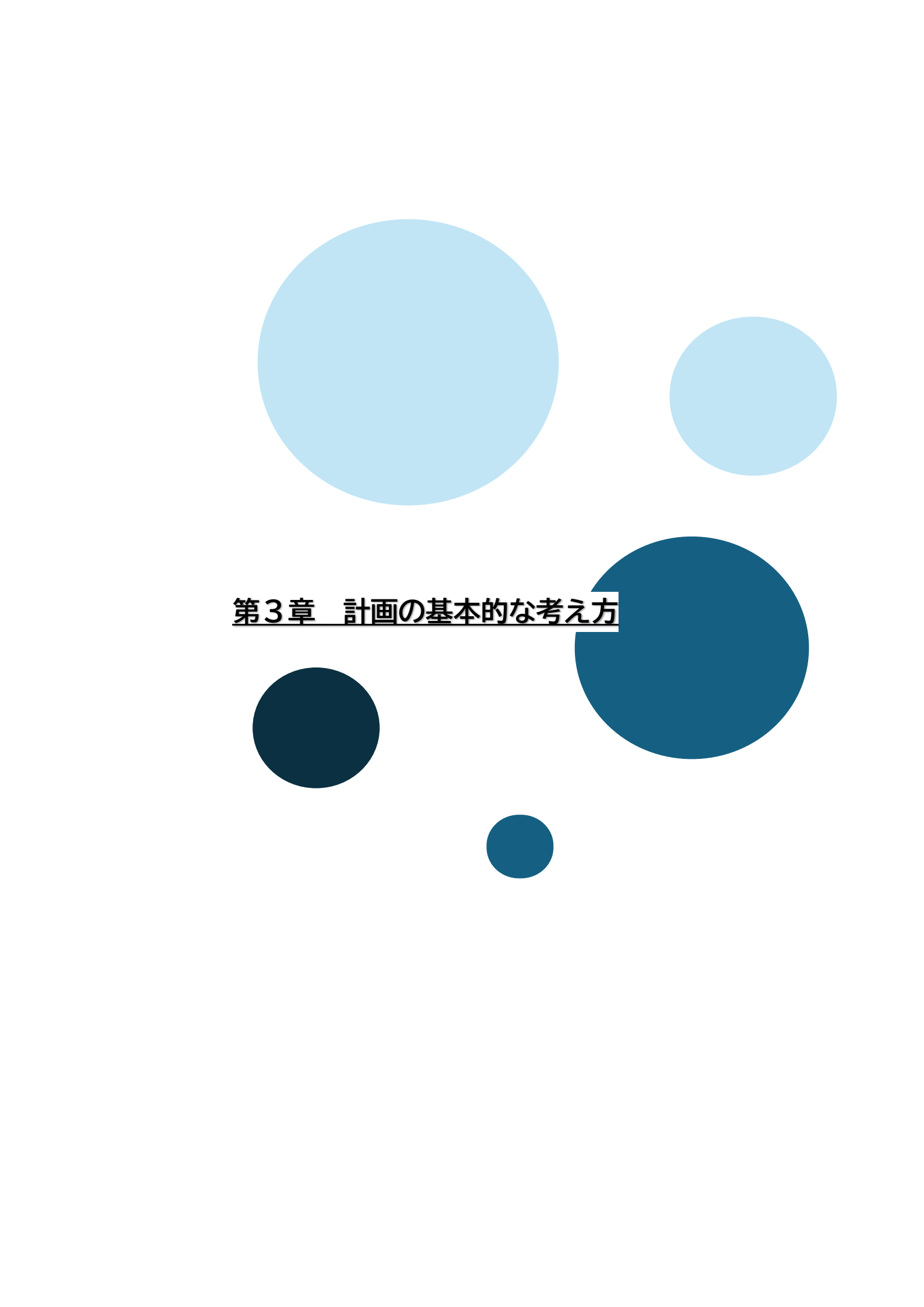
一方、自由記述では「遊べる場所がほしい」といった意見が多くみられ、家庭外での「好きなものがあったり、好きなことができる場所」や「落ち着いてくつろげる場所」のような、こども・若者のための居場所づくりを進めていくことが必要です。

(7) 若者世代へのアプローチ

就学前児童保護者及び小学生児童保護者へのアンケート調査では、こども・若者へのアンケート調査では、森町が「こどもまんなか社会」に向かっていると思うかについて、いずれも「そう思う」より「そう思わない」の回答が多くなっています。また、森町はこどもたちが希望を持って暮らしていくことができるまちだと思うかについて、小学生及び中学生では“そう思う”と回答した割合が7割以上となっていますが、高校生以上では半数近くが“そう思わない”と回答しています。

小中学生年代に比べて高校生以上の方が厳しい評価をしていることがうかがえます

本町で生まれたこどもがおとなへと成長するまでの切れ目のない支援の充実を図ることに加え、特に若者世代に対するアプローチの拡充を検討する等、「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組を進めていくことが必要です。



第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 計画の基本理念

本町では、これまで第2期森町子ども・子育て支援事業計画において、「子育てに夢をもてるまち～みんなで子育て いきいきまちづくり～」を基本理念に掲げ、計画を推進してきました。

また、町の最上位計画である総合計画においては、まちの将来像として【住む人も訪れる人も「心とらぐ森町」】を掲げています。

本計画においては、森町のこれまでの流れや上位計画の方向性、また国の目指す「こどもまんなか社会（常にこどもの利益を第一に考え、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しする）」という考え方を踏まえ、計画の基本理念を次のように定めます。

◆基本理念

すべてのこども・若者が
楽しく自分らしく成長できるまち

こども・若者は家庭にとってかけがえのない存在であり、地域の宝です。こども・若者一人一人が心身ともに健やかに育ち、これからの社会を担う力となっていくことは、全ての人々の共通した願いです。

また、国の目指す「こどもまんなか社会」の実現のため、全ての子育て家庭が、こども・若者を未来の担い手として育てていく責任を持ち、みんなが共に成長していけるよう、地域全体ではこども・若者・子育て当事者を切れ目なく見守り応援することが大切です。

基本理念に基づき、町・家庭・地域等がそれぞれの役割を担いながら連携・協働し、森町に住む「こども・若者・子育て当事者」が自分らしく幸せに成長できるまちづくりを進めていきます。

第2節 計画の基本的な視点

「こどもまんなか社会」とは、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国の社会の真ん中に据えて、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を後押しすることができる社会のことです。

新たな計画策定の視点として、次の3つの視点の下で、森町らしい「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

視点1 すべてのこども・若者の権利・意見の尊重と健やかな成長への取組

こども施策の基本は、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格と個性を尊重しあい、自立した個人としての自己を確立し、他者と共に社会の構成員として自分らしく尊厳をもって社会生活を営むことができるよう、その成長を社会全体で後押ししていくことです。

そのためには、こども・若者の権利が尊重され、妊娠前から妊娠・出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階で、保健・医療・福祉・療育・教育が切れ目なく提供されること、安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや、社会で生き抜く力を得る機会に接することにより、自己肯定感を高め、幸せな状態で成長し、社会で活躍していくことが重要です。

本計画では、こども・若者が権利の主体であるということを認識し、その権利・利益が第一に尊重されるように配慮します。また、全てのこども・若者の健やかな成長とウェルビーイング向上のための取組を進め、元気で明るく育つ環境づくりを進めます。

視点2 誰一人取り残されることのない、切れ目ない包括的支援

全てのこども・若者が、施策対象として取り残されることなく、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援します。

こども・若者の困難は、こども・若者自身の要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合っているもので、保護者に対しても支援が必要です。

教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し、18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こども・若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで切れ目なく包括的に支援していく体制づくりや取組を進めます。

視点3 森町らしい、こどもまんなか社会の実現

「こどもまんなか社会」の実現に向けては、こども・若者や子育て当事者等の意見を取り入れながら、結婚・出産・子育てへの希望がかなえられる支援を充実させ、こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるよう、こどものための生活空間をつくる「こどもまんなかまちづくり」の推進、遊び場の確保や地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を進める必要があります。

森町では、こどもや子育て世帯の目線に立ち、こども・子育て部門とまちづくり部門をはじめとした関係部門とが連携し、各種施策を実施・点検・見直しをしながら、こども・若者と子育て当事者への結婚・生活支援、生活環境や生活空間の整備・交流空間の拡充を進めることで、町民が愛着を持てる、こどもまんなかのまちづくりを進めていきます。

第3節 計画の基本目標

計画の方向性としては、新たに3つの基本目標を掲げ、こども・若者施策を進めていきます。

基本目標1 こども・若者の健やかな成長と活動を支援します

こども・若者が権利の主体として、多様な人格・個性として尊重され、権利が保障されるよう、こども・若者の権利啓発による意識の醸成や理解の促進を図るとともに、相談体制の充実、地域・社会への参加・参画の機会、自己実現の場及び体験機会の創出などの取組を進めることで、その成長と活動を支援していきます。

また、こども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、関係機関が連携し、児童虐待の防止と総合的な支援、こどもの貧困と格差の解消、ひとり親家庭やヤングケアラー等の配慮が必要な家庭への支援等に取り組み、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにします。

基本目標2 こどもが元気に明るく育ち、若者が成長・活躍できる環境をつくります

妊娠前から妊娠・出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の全てのライフステージを通して、縦断的に切れ目のない支援ができるよう、母子保健分野と子育て支援分野が連携し、地域での多様な子育て支援サービス、相談体制と情報提供の更なる充実を図るとともに、教育・保育環境の整備と質の向上、こどもの居場所づくりに取り組みます。

また、こども・若者が社会の中で成長・自立し、社会を生き抜き活躍していくための交流活動や、地域で自らの能力を発揮し、自己決定ができるようにするための様々な情報提供、環境づくりを進めます。

あわせて、生きづらさを抱える若者のための相談体制の充実や、生活支援、就労支援、雇用などの経済的基盤の安定のための取組を進めます。

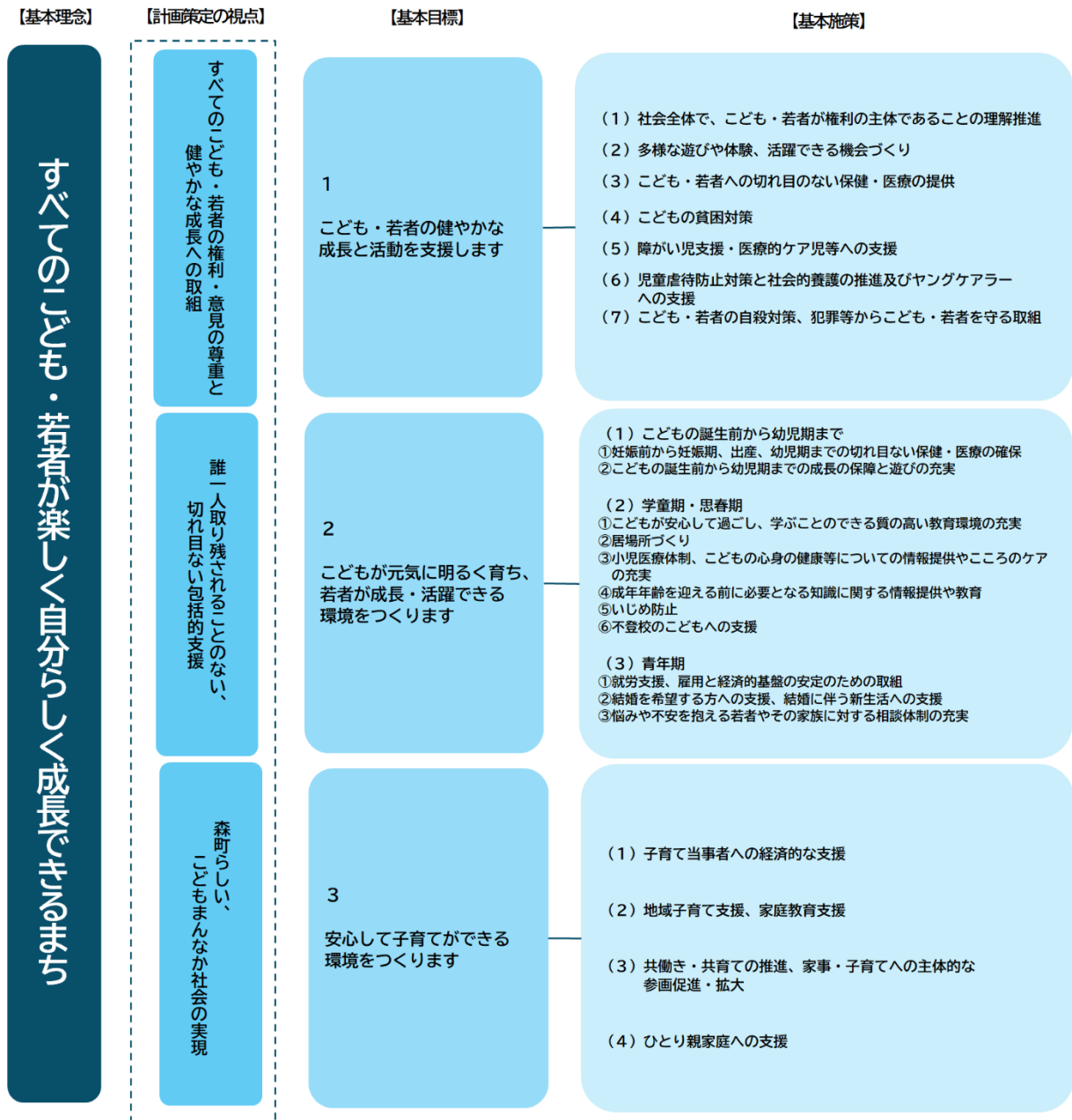
基本目標3 安心して子育てができる環境をつくります

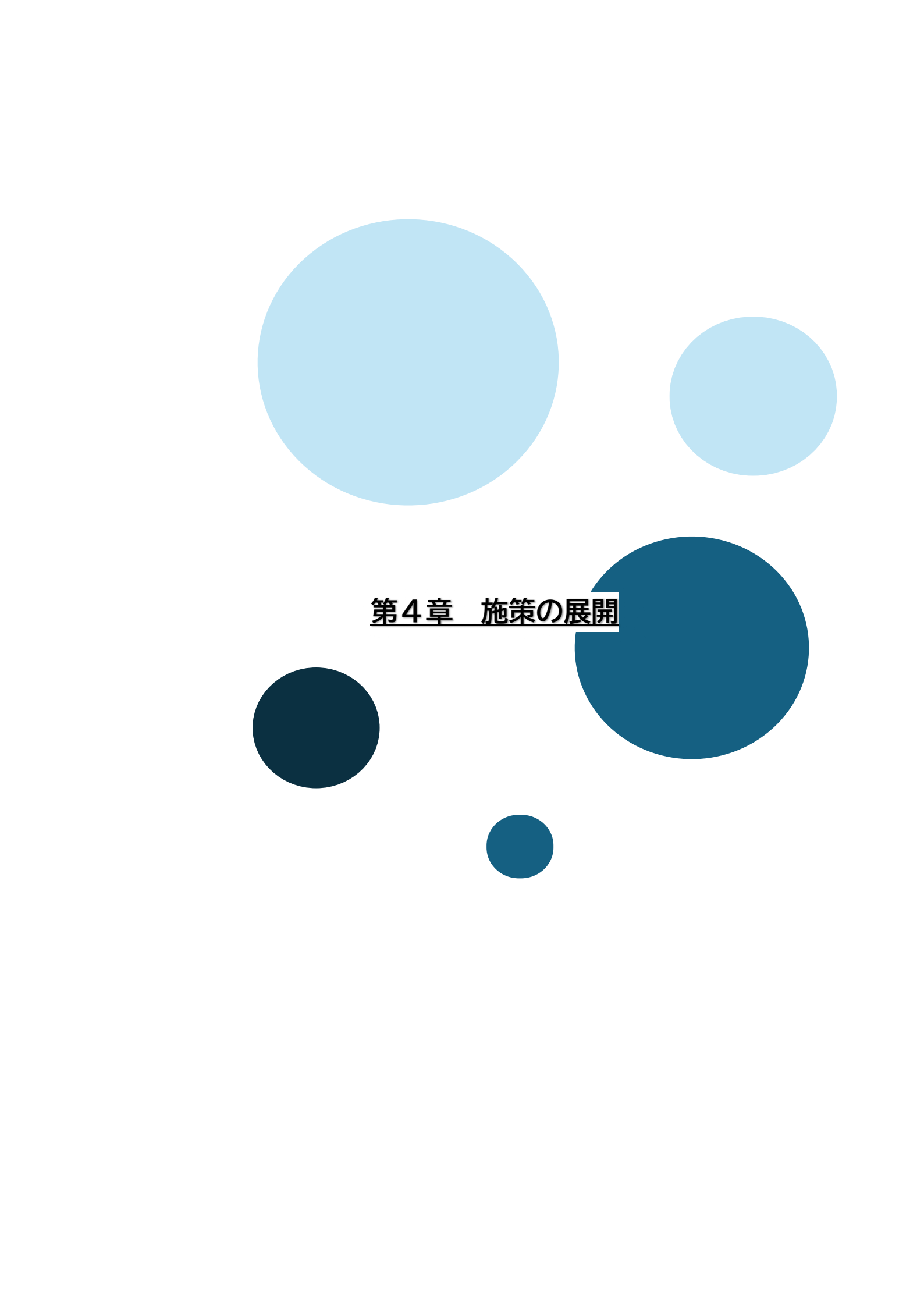
家庭は全ての教育の出発点であり、重要な役割を担っていることから、各家庭の自主性を尊重しながら、家庭・地域・学校・関係機関が連携し、保護者がこどもと真剣に向き合い、こどもを健やかに育む環境づくりが必要です。

そのため、地域全体での子育て、家庭教育の充実に向けた支援を通して、地域や家庭での子育て力の向上を目指すとともに、仕事と家庭の両立に向けて、ワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進し、職場や地域、社会全体での理解を促進します。

第4節 施策体系

【図表3－1：施策体系】





第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 こども・若者の健やかな成長と活動を支援します

(1) 社会全体で、こども・若者が権利の主体であることの理解促進

近年、こども・若者を取り巻く環境は、核家族化の進行、地域とのつながりの希薄化、情報化社会の進展などにより、大きく変化しており、本町においても、こどものいる世帯が減少を続けているほか、就学前児童保護者や小学生児童保護者からのアンケート調査では、子育てに関する情報の入手先として「SNS⁸」や「インターネット」が多く回答されているなど、社会情勢の変化が表れていることがうかがえます。

こうした環境の変化の中で、不登校、ひきこもり、貧困など、困難を抱えるこども・若者の自立に向けた支援が課題となっており、こども・若者の権利の擁護が図られ、また、こどもの意見が尊重される社会の実現を目指していくことが求められています。

こども・若者は権利の主体であり、「児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）」においても、人としての権利や自由を尊重し、保護と援助を促進することを目指していることから、こども・若者の権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
人権啓発活動事業	こどもの人権等様々な人権課題を題材にした人権啓発推進委員会、人権講演会やワークショップを開催し、こども・若者に対し、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。	学校教育課 社会教育課
児童の権利に関する条約の普及	一人一人のこどものより良い利益について、全ての大人が考え、行動するよう定められた「児童の権利に関する条約」について、更に広く町民に普及・啓発します。	健康こども課
こども・若者の意見聴取と施策反映への取組	オンラインプラットフォーム ⁹ の活用や学校・児童館等関係機関との連携により、こども・若者が意見表明できる場や意見聴取の機会の確保に取り組みます。 また、こども・若者の意見の施策、まちづくりへの反映を推進します。	健康こども課

⁸ SNS：Social Networking Service(ソーシャルネットワーキングサービス)の略。インターネット上で文章や写真、動画などで自分を表現したり、コミュニケーションをしたりするサービスのこと。

出典：総務省ホームページ

⁹ オンラインプラットフォーム：ネット広告、ネット市場、検索エンジン、SNS、アプリ市場、決済システム等の広範なネット上の活動の基盤のこと。

出典：平成29年度版 情報通信白書

(2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

就学前児童保護者や小学生児童保護者からのアンケート調査では、森町が子育てしやすいまちだと思わないと回答した人は、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに全体の4割程度となっており、その理由としては、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「公園など子どもの遊び場が不足している」が最も多く回答されています。

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点であることから、こども・若者の年齢や発達程度に応じた様々な遊び、体験活動、活躍の機会を提供することが求められます。

自然や文化等、森町の特色をいかした様々な遊び場や居場所・体験の充実を図り、こども・若者、子育て当事者の目線に立った「こどもまんなか」のまちづくりを推進します。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
乳幼児の豊かな遊びの推進	教育・保育における遊びの重要性を理解し、こどもが主体的な遊びを実施することができる環境づくりに取り組みます。	健康こども課
地域に開かれた幼稚園の推進	家庭や地域に密着した幼児教育を行い、情報提供、相談活動などの子育て支援を進められるよう、地域に開かれた幼稚園づくりを推進します。 また、活動や行事を通して地域との交流を深めます。	健康こども課
保育所等の地域活動	地域と連携した子育てを行い、地域に開かれた行事の開催や災害時の協力体制の強化等を図ります。 また、地域住民との交流や伝統文化の伝承のための活動推進を支援します。	健康こども課
児童館の充実	児童を対象とした健全な遊び等を指導するとともに、誰もが利用しやすいような環境づくりや安全面に配慮した遊び場を提供します。 また、放課後子供教室と連携しながら、地域での児童館の活動を充実させ、より多くの遊びの提供を推進します。	児童館
各種講座の充実	こどもが様々な体験を通して、心身が健やかに育ち、自主性・社会性を身に付けられるよう、多様化する家庭のニーズに合わせた講座やこども体験教室を開催します。	児童館
ボランティアとの連携	ボランティアグループ「おはなしぶらんこ」による絵本や紙芝居の読み聞かせを行います。	児童館
森林環境教育の実施	森林環境の学習を通して、森林の役割を学ぶとともに、郷土の自然環境に意識を向け、理解する機会を設けます。	学校教育課
各種スポーツ教室の実施	夏休みの期間を利用して、小・中学生を対象に、スポーツ推進委員をリーダーとしたスポーツ教室を実施します。	社会教育課
少年少女ふるさと学級	豊かな自然や文化に触れ、さまざまな体験を通して、今まで知らなかった「森町」を学ぶ講座を開催します。	社会教育課
文化の伝承・保存	森町歴史伝統文化保存会等地域住民と連携し、こどもが地域に伝わる伝統的行事や文化に触れたり、体験することで、文化の伝承・保存を意識する環境づくりを推進します。	社会教育課

施策名	取組内容	担当課
公園の整備・点検	公園の遊具等の施設について、定期点検を継続して実施します。 また、遠州の小京都リノベーション推進計画に位置づけられた「旧周智高校跡地の公園整備」を進めます。	建設課
ブックスタート事業	6か月児相談の際に絵本2冊を渡し、親子のふれあいの時間を楽しんでもらい、赤ちゃんの言葉と心を育むきっかけづくりとなるよう支援します。	図書館
児童書団体貸出の実施	地域においてこどもの読書活動を推進し、身近なところで読書ができる環境を整備するため、町内の幼稚園・保育園・小学校・放課後児童クラブの施設に、絵本や児童書の団体貸出しを行います。	図書館
読書手帳・読み聞かせ会（第3日曜日）	「読書手帳」をこどもたちへ積極的に配布し、300冊読破するごとに「表彰状」と「小さなごほうび」を手渡すことで、更なる読書意欲につなげます。 子育て支援センターで行う「森のくまさん広場」や、毎月第3日曜日に図書館で行う読み聞かせ会でボランティアによる読み聞かせを開催します。	図書館
こどもの生活習慣確立につながる運動の推進	幼稚園において教育重点目標等として掲げ、保護者との連携により推進します。 保育所においても引き続き保育を通じた基本的な生活習慣指導を実施していくよう取り組みます。	健康こども課
家庭教育支援事業	家庭教育支援チームによる地域の実情に応じた家庭教育支援を実施します。 また、家庭教育支援員による「早寝、早起き、朝ご飯」の提唱を実施します。	社会教育課
A L Tの配置・モジュール授業や英語活動の実施	A L Tを各小中学校に配置して、生きた英語に触れることで英語教育の推進を図ります。 また、小学1・2年生においてDVDを活用したモジュール学習、小学3・4年生は英語活動に取り組み、早い時期から英語に触れることで、今後の英語教科への抵抗感が少なくなるよう努めます。	学校教育課
支援員の配置	学校等において、関係機関と連携し日本語指導や家庭への通知を翻訳するなど、コミュニケーションの支援をするため、支援員を配置します。	学校教育課
通訳機の整備	日本語によるコミュニケーションが困難な場面でも意思疎通ができるよう、通訳機の整備を推進します。	学校教育課
学習支援事業	ひとり親家庭等のこどもへ土曜日や長期休業中に学習支援を実施し、進学への支援をすることで将来の社会的自立を支援します。	社会福祉協議会
教育を通じた男女共同参画の推進	中学生出前講座を通し、学校教育と社会教育において男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。 また、町内の小中学校・高等学校の女子トイレに生理用品を配置します。	社会教育課
男女共同参画意識の普及啓発	性別に関係なく多様な生き方やライフスタイルを選択できる社会を作るため、保育や教育の場における学習及び講座等を通じて「人権の尊重」や「性の多様性」、「ジェンダー平等」について普及啓発を継続して実施します。	社会教育課

(3) こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

社会情勢の変化を受け、国においては令和5年3月に「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」を改正し、こども・若者といった「成育過程にある者」の健やかな成長が保障される権利及びリプロダクティブヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）¹⁰を尊重すること、こどもの意見を尊重し、こどもの最善の利益を優先して考慮すること、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない成育医療等を提供すること、年齢に応じた適切な情報提供、安心してこどもを産み、育てられる環境を整備すること等の基本的な考え方が示されました。

各種手当や医療費の助成、健診（検診）機会の充実や、慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援を行い、こども・若者、子育て当事者への切れ目のない保健・医療の提供を行います。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
乳幼児訪問	家庭を訪問することによって、こどもの健康状態や母親の健康状態の確認を行い、子育てに対する不安の解消を図ります。	健康こども課
妊婦及び産婦訪問指導	妊娠・出産に対する母親の不安を解消するとともに、異常な妊娠や出産の発生を防ぐために、母子健康手帳交付時や医療機関からの連絡により訪問が必要となる妊婦に対し、家庭訪問し、保健指導・栄養指導などの妊娠・出産に必要な指導を行います。	健康こども課
養育支援家庭訪問	育児不安や養育能力に心配がある養育者に対して、こども家庭センターと連携し、支援内容に応じて栄養士や保育士が訪問します。こどもとの関わり方や離乳食の進め方等を指導するなど支援を実施します。	健康こども課
母子健康手帳の交付	妊娠の届出を受けて母子健康手帳を交付するとともに、妊娠中の栄養や生活についての指導や妊婦の相談に応じ、安心して妊娠期を過ごせるよう支援します。	健康こども課
子育て支援モバイルサービス （もりまち子育て 応援アプリ）	複雑な予防接種のスケジュールを個別に自動で作成し、接種日が近づくともメールで通知するサービスを案内します。 乳幼児健診や妊婦健診・成人向けのスケジュール管理も追加でき、受診率の向上や育児不安の軽減を図ります。	健康こども課
慢性疾病や難病を抱えるこども・若者への支援	慢性疾病や難病を抱えるこども・若者について、各種支援策の利用計画の作成や関係機関との連携による切れ目のない支援、治療費の一部助成、日常生活用具の給付を実施し、より良い日常生活を送ることができるよう支援します。	健康こども課
こども医療費助成	こどもの疾病を早期に発見し、早期に適切な療養を受けられるようにすることで、疾病の慢性化予防を促進するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、高校生世代までを対象に通院・入院に関わる医療費の助成を行います。	健康こども課
重度心身障害者医療費助成 育成医療	障がいのあるこどもの健康と家庭生活の安定のため、医療費や生活支援に係る経費等の助成による支援をします。	福祉課

¹⁰ リプロダクティブヘルス・ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：産むか産まないか、いつ・何人こどもを持つかを自分で決める権利。妊娠、出産、中絶について十分な情報を得られ、「生殖」に関する全てのことを自分で決められる権利のこと。

(4) こどもの貧困対策

国民生活基礎調査によると、令和3年のこどもの貧困率は11.5%となっており、平成30年の14.0%から2.5ポイント改善しました。経済協力開発機構（OECD）加盟国の平均12.4%（令和3年）を下回っている状況ですが、我が国のこどもの貧困率は加盟国37か国中19番目となっています。

貧困によって、日々の食事に困るこどもや、学習の機会や部活動等に参加する機会を十分に得られないこども、進学を諦めざるを得ないこどもなど、権利が侵害された状況で生きているこどもがいることが問題となっています。

地域や社会全体で課題を解決するという認識の下で、こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。

各種助成等の経済的支援に加え、こどもの進学や相談支援等、様々な支援を重層的に実施していきます。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
要保護児童対策地域協議会 ¹¹ の実施	要保護児童に適切な支援を図るための情報交換、支援内容を協議する場として、関係機関との連携強化と組織の充実を図るとともに、児童虐待に関する広報・啓発活動を実施します。 また、町内のこどもに関わる実務者を対象とした、こどもの人権や貧困問題についての実務者研修会を実施します。	健康こども課
こども家庭センター	地域の全てのこどもを切れ目なく支援するため、専門性の高い組織体制を整備し、総合的支援を目指します。	健康こども課
生活支援・相談センターでのひきこもり相談、講演会の実施	森町社会福祉協議会、東遠地区生活支援センター、県等と連携し、ひきこもり状態にある方、生きづらさを抱えている方など、当事者及び家族を対象に相談会を実施します。 また、県のアドバイザー派遣事業を活用し、ひきこもりの正しい理解と支援のための講演会や研修会を実施します。	社会福祉協議会 福祉課 社会教育課
ひとり親家庭就学支援制度	児童扶養手当を受給しており、小学校に入学する児童を監護する方が購入するランドセル・学用品の購入費用を助成します。	健康こども課
学習支援事業（再）	ひとり親家庭等のこどもへ土曜日や長期休業中に学習支援を実施し、進学への支援をすることで将来の社会的自立を支援します。	社会福祉協議会
森っ子就学応援金	小学校・中学校・高等学校等に1年生として入学される児童・生徒の保護者へ森っ子就学応援金を交付します。交付額は小学校・中学校入学は1人につき3万円、高等学校等入学は1人につき5万円です。	健康こども課
保育料の負担軽減	就学前の教育・保育の無償化が、効果的に子育て支援となるよう、更なる町独自の負担軽減策の充実を検討します。	健康こども課
教育費の負担軽減	経済的理由により就学困難な児童や特別支援学級に就学する児童の保護者に対し、就学援助制度の周知を行い、必要な援助を行います。	学校教育課

11 要保護児童対策地域協議会：児童虐待などで保護を要する児童、養育支援が必要な児童や保護者に対し、関係する複数の機関で援助を行うため、要保護児童の支援に携わる実務者により構成される機関

(5) 障がい児支援・医療的ケア児等への支援

令和6年現在、静岡県立袋井特別支援学校には、森町から17人が通学しています。また、町内の小中学校の特別支援学級における児童、生徒の状況は、小学生が62人、中学生が14人の合計76人となっています。(学校教育課から)。就学前児童保護者や小学生児童保護者からのアンケート調査から、森町の障がい児等の支援体制が足りていると思わないと回答した人は、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに4割程度となっています。

障がいのあるこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、その発達や将来の自立、地域社会への参加を支援します。

また、医療的ケア児など、専門的支援が必要なこども・若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化します。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
地域療育ネットワークの推進	児童発達支援センターや児童相談所、保健所等と連携・協力し、地域ぐるみでより良い支援・療育体制の整備を推進します。	健康こども課
地域療育体制の整備	療育コーディネーターを配置し、幼児期の発達に関する相談や幼児に関わる関係者の相談に応じます。	健康こども課
特別支援教育	小学校には必要に応じて特別支援学級を設置し、障がいのある児童の発達や障がいに応じた個別的・継続的支援を行います。 また、通常学級においても発達障害等の児童に対する支援を行います。	学校教育課
特別児童扶養手当 障害児福祉手当	障がいのあるこどもの家庭生活の安定のため、広報誌や町ホームページ等を活用し幅広く特別児童扶養手当制度等の周知に努めます。	福祉課
ライフサポート事業	手帳を所持していない中軽度難聴児に対する補聴器購入費用の一部を助成します。 また、送迎サービス費用の一部の助成を実施します。	福祉課
難病患者等介護家族 リフレッシュ事業	在宅で人工呼吸器を使用している又は、気管切開で頻回にたんの吸引を必要とする等の難病患者等に対し、滞在型訪問看護、医療的ケアを実施するための費用の一部を助成し、介護者家族のリフレッシュを図り、居宅生活を長期に支援します。	福祉課
児童発達支援センターをはじめとした 障がい児支援 自立支援医療の 給付（育成医療）	心身の発達に丁寧な関わりを必要とする就学前のこどもの療育や、そのまま放置すると将来障がいを残すおそれのある疾病の治療について支援します。 また、こどもの健康と家庭生活の安定のため、医療費や生活支援に関する経費等の助成による支援をします。	福祉課
放課後児童対策事業 (放課後等デイサービス事業)	障がいのあるこどもの健全な育成と、保護者の療育を支援するため、学校等の放課後及び長期休業において、個別計画に基づく丁寧な指導とともに、療育上必要な活動を利用できるようにします。 また、身近な地域でサービスが受けられるよう、施設拡充の支援をします。	福祉課
通級指導教室	発達に課題のあるこどもに、必要な指導が受けられるよう指導拠点を設置し、発達課題の改善・克服を目的とした指導を行います。	学校教育課

施策名	取組内容	担当課
療育教室	発達に支援が必要な子どもと保護者に対して、集団活動を通じて支援方法を検討し、子どもの健全な発達を促します。 また、保護者が安定した状態で育児ができるよう専門機関と連携した療育教室を実施します。	健康子ども課

(6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

子ども・若者からのアンケート調査では、高校生以上の若者のうち 5.5%が、家族の中にお世話をしている人の有無について、「いる」と回答しています。ヤングケアラーについての理解促進に加え、実態把握に努め、支援につなげていくことが重要です。

配慮や支援が必要な子ども・若者、家庭が安心して暮らしていくことができるよう、関係機関との連携の下で、それぞれの状況に応じた適切な配慮や支援を行います。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
児童相談支援拠点の設置	こども家庭センターで、児童虐待と併せて総合的に相談対応を実施します。	健康子ども課
こども家庭センター（再）	地域の全てのこどもを切れ目なく支援するため、専門性の高い組織体制を整備し、総合的支援を目指します。	健康子ども課
要保護児童対策地域協議会の実施（再）	要保護児童に適切な支援を図るための情報交換、支援内容を協議する場として、関係機関との連携強化と組織の充実を図るとともに、児童虐待に関する広報・啓発活動を実施します。 また、町内のこどもに関わる実務者を対象とした、こどもの人権や貧困問題についての事務者研修会を実施します。	健康子ども課
養育支援家庭訪問 妊婦及び産婦訪問指導 乳幼児訪問 母子健康手帳の交付 （再）	既存の母子保健事業の実施とともに、こども家庭センターが窓口であることを周知します。	健康子ども課
子育て世帯訪問支援事業 （森っ子お助け隊事業）	家事・育児などに対して不安や負担を抱える子育て家庭をヘルパー等が訪問して、家事・育児を支援します。	健康子ども課
要支援家庭への見守り事業	地区民生委員・児童委員と主任児童委員による連携した支援や地域での見守り活動、障がい児虐待防止のための相談対応、地域包括支援センター職員・ケアマネジャーによる見守り活動を行います。	福祉課

(7) こども・若者の自殺対策、犯罪等からこども・若者を守る取組

本町の平成30年から令和4年までの自殺者数を年代別にみると、20歳未満は0人であるものの、20歳代が5人、30歳代が3人となっています（森町地域福祉計画・森町地域福祉活動計画・森町自殺対策計画から）。全国的な傾向としては、小中高生の自殺者数が増加傾向にあり、誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を強力に推進することが必要です。

また、近年ではこどもを狙った犯罪が大きな問題となっており、防犯対策の強化が求められます。

本町の令和4年度の交通事故の発生件数は45件であり、原因別にみると「安全運転等（漫然・脇見運転、安全確認不足等）」が38件で最も多くなっています。危険な交通事故からこどもたちを守るための交通安全対策が必要です。

地域と行政が協力し、関係機関との連携の下で、こども・若者の安心と安全の確保に努めます。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
SOSの出し方出前講座 相談窓口の案内	こども・若者への自殺対策として、小中学校におけるSOSの出し方出前講座を開催します。 また、こころの悩み相談窓口の周知や、自殺予防に関する講演会を開催していきます。	福祉課
メンタルログシステムを活用した心の健康観察の実施	児童生徒が所有するタブレットで日々の心身の健康状態を教諭に相談できる「メンタルログシステム」を導入し、こどもの心の健康観察や不登校対策に取り組みます。	学校教育課
インターネット利用環境の安全確保	インターネットへの書き込みによるいじめ等をネットパトロールにより防止するとともに、タブレット等を活用した学習活動を通し、適切なインターネットの活用指導を推進します。 また、こどもがネットトラブルの被害者・加害者にならないよう、家庭においても、安全な環境づくりができるよう支援します。	学校教育課
ジェンダーに対するあらゆる暴力の根絶	こども・若者の性犯罪・性暴力に係る相談支援や自立までの支援をさせる体制を強化し、DV根絶、性犯罪・性暴力の根絶に向けた啓発と防止対策を推進します。	社会教育課 健康こども課
DV相談の実施	配偶者等からの暴力に関わる通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護を図ります。 また、要保護児童対策地域協議会でDVの早期発見、被害者支援を図るなど、総合的に推進します。	健康こども課
交通教室の開催	新入学（園）のこどもに正しい交通ルールを習慣付けるため、警察署及び交通安全指導員と連携し、交通教室を実施します。 また、保護者を対象とした正しい交通ルールの普及・啓発を行います。	防災課 （危機管理課） ¹²
交通安全リーダーと語る会	警察官、交通安全指導員、PTA、保護者、役場職員等を交えて登下校、家庭におけるこどもの交通事故防止をテーマに意見交換会を実施します。	防災課 （危機管理課）
幼児交通安全対策研修会	幼児を交通事故から守るため、警察署や交通安全協会との連携の下、町内幼稚園・保育所の職員や保護者を対象に研修会を実施します。	防災課 （危機管理課）

¹² 危機管理課：令和7年4月1日から、「防災課」は「危機管理課」に変わります。

施策名	取組内容	担当課
自転車街頭指導	自転車の安全な利用や走行の指導徹底を図るため、学校と協力して、街頭指導を実施します。	防災課 (危機管理課)
安全な道路環境の整備	通学路等の合同点検を実施し、危険箇所の把握に努め、対策を検討します。	建設課
こども110番の家	主に小学校の通学路にある店舗や民家に、こどもたちが危険を感じた時に避難所となる「こども110番の家」としての協力を呼び掛け、告知旗の設置を推進します。	社会教育課
見守り活動の推進	放課後見守り隊・見守りボランティア等により、登下校時の挨拶や声掛け活動を推進します。	社会教育課
社会を明るくする運動 保護司会、更生保護女性会の活動への支援	社会を明るくする運動、作文コンテストへの参加に取り組みます。 また、こども・若者の育ちを見守る、保護司会や更生保護女性会等の活動への支援を実施します。	福祉課
生徒指導及び教育相談活動	学校・家庭・地域の連携強化を図るとともに、スクールカウンセラー ¹³ 、スクールソーシャルワーカー ¹⁴ 等による相談活動を推進します。	学校教育課
有害環境対策事業	こども・若者の非行防止や、成長に悪影響を及ぼす有害環境からの被害防止のため、全国強化月間の普及啓発や、町内店舗の立ち入り調査を実施します。	社会教育課

13 スクールカウンセラー：学校で児童生徒や保護者、教職員の心のケアや相談を行う心理職の専門家

14 スクールソーシャルワーカー：教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者で、問題を抱えた児童・生徒に対し、当該児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図る。

基本目標2 こどもが元気に明るく育ち、若者が成長・活躍できる環境をつくります

(1) こどもの誕生前から幼児期まで

①妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保

こどもが健やかに生まれ成長していくためには、こどもの健康のみならず保護者が健康であることも大切です。妊娠・出産・産じょく期は、生まれてくるこどもの健やかな成長や、母親、家族等の健康な生活のために大切な時期です。この時期を安全に過ごすためには、妊娠前から母体の健康管理の重要性を理解し、健康な生活習慣を身に付けるとともに、妊娠早期から医学的管理と保健指導を受けることが大切です。

結婚・妊娠から子育てまでの切れ目のない母子保健事業の実施を通じ、こどもや保護者の心身の健康の確保・増進を図ります。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
妊婦及び産婦訪問指導 (再)	妊娠・出産に対する母親の不安を解消するとともに、異常な妊娠や出産の発生を防ぐために、母子健康手帳交付時や医療機関からの連絡により訪問が必要となる妊婦に対し、家庭訪問し、保健指導・栄養指導などの妊娠・出産に必要な指導を行います。	健康こども課
母子健康手帳の交付 (再)	妊娠の届出を受けて母子健康手帳を交付するとともに、妊娠中の栄養や生活についての指導や妊婦の相談に応じ、安心して妊娠期を過ごせるよう支援します。	健康こども課
こども家庭センター 母子保健機能	妊娠期から子育て期までの様々な相談に対応し、切れ目のない支援体制を提供します。	健康こども課
医療相談アプリ 「LEBER」の導入	妊産婦や未就学児のいる家庭に対し、24時間365日相談できる医療相談サービスを提供します。	健康こども課
不育症治療費助成	医療保険が適用されない不育症治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成します。	健康こども課
出産育児一時金	国民健康保険被保険者で妊娠4か月を超えるものに対し、出産などの事実に基づき保険給付します。	住民生活課
妊婦健康診査	妊娠・出産に係る経済的不安を軽減し、積極的な妊婦健康診査の受診を促すため、妊婦健康診査費用の助成充実を推進します。	健康こども課
産婦健康診査	産後初期段階における支援を強化し、産後うつ病予防や乳児への虐待を予防するため、産後おおむね2週間後と1か月後の産婦健康診査に対する費用を助成します。 身体面だけでなく、「こころの健康チェック票」を使用して心理面での確認も行います。	健康こども課
低所得妊婦に対する 初回産科受診料支援	低所得の妊婦の経済的負担軽減を図るとともに、医療機関と連携し伴走型の支援を実施します。	健康こども課
親支援教室	育児ストレスや育児不安が強く、こどもとの関わりに悩んでいる保護者を対象に、コミュニケーションの取り方やしつけの方法を具体的に伝える親支援教室を取り入れた親支援の教室を実施します。 また、親同士が悩みを共有したり、情報交換をする場としての活用も図り、育児支援を推進します。	健康こども課 子育て支援センター

施策名	取組内容	担当課
産後ケア事業	産後1年未満の母子に対し、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てできるよう支援します。	健康こども課
養育支援家庭訪問（再）	養育支援が必要な家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言等を行います。	健康こども課
乳幼児訪問（再）	家庭を訪問することによって、こどもの健康状態や母親の健康状態の確認を行い、子育てに対する不安の解消を図ります。	健康こども課
専門相談機関との連携	児童発達支援センターや児童相談所と連携を取りながら相談を行います。 また、こども家庭センターで総合的に相談を実施します。	健康こども課
子育て支援センター・児童館の相談事業	子育て支援センター・児童館における相談事業を推進するとともに、これらの施設が持つ子育ての知識や情報が、地域の家庭の子育てに生かせるよう、相談機能の充実と周知に努めます。	子育て支援センター 児童館
子育て支援センターの充実	子育て支援の拠点となる子育て支援センターにおいて、関係機関との連携や調整を図るとともに、子育てセミナー等各種講座や行事を通じて、育児不安等についての相談対応や情報の提供をします。 また、子育てボランティアの育成等を推進します。活動の内容は、あらゆる機会を捉え、情報発信に努めます。	子育て支援センター
すくすくクラブ（子育て支援センター事業）	1歳児を対象とした子育て講座で、各種行事や子育て相談、子育て情報の提供などを行います。	子育て支援センター
のびのびクラブ（子育て支援センター事業）	2歳児を対象とした子育て講座で、各種行事や子育て相談、子育て情報の提供などを行います。	子育て支援センター
3歳児親子学級	3歳児とその保護者を対象に、保護者の資質を高める講座を実施し、親子のふれあいや親同士の交流を深めます。	社会教育課
予防接種のしおり交付	乳児（生後2か月）の保護者を対象に予防接種のしおりを交付し、予防接種の内容や接種時期などの説明を行うとともに、乳児の身体計測、保健指導、栄養指導を行います。あわせて、自己紹介を行い、母親同士の交流を図ります。	健康こども課
各種予防接種	各種感染症を予防するため、磐周医師会内の医療機関に委託し、定期的に予防接種を実施します。	健康こども課
新生児聴覚スクリーニング検査	新生児期における聴覚障がい早期発見及び早期療育の推進のため、検査費用を助成することにより、新生児期の受診率の向上を図ります。	健康こども課
乳児健康診査	乳児の健康保持増進のため、適切な時期に健康診査を受けられるよう、1か月・4か月・10か月での乳児健康診査を公費で助成します。	健康こども課
こども健康相談の実施	3歳までの乳幼児を対象に、身体計測、育児相談などを実施します。	健康こども課
乳幼児健康相談	6か月児、1歳児、2歳児、2歳6か月児を対象に健康相談を実施し、こどもの発達や育児に関する相談・保健指導、歯科衛生士による歯科指導、栄養士による栄養指導を行い、適時支援の体制を推進します。	健康こども課

施策名	取組内容	担当課
1歳6か月児、 3歳児健康診査	疾病や障がいの早期発見と適切な指導を行うとともに、幼児の健康の保持・増進を図るため、身体計測、内科診察（小児科医師）、歯科診察（町内歯科医師）を、1歳6か月児と3歳児を対象に行います。	健康こども課
乳幼児歯科健診・ 幼児フッ素洗口	1歳6か月児健康診査から3歳児健康診査までの半年ごと4回にわたり、健診や相談の際に歯科衛生士によるフッ素塗布を実施します。 また、保育所・幼稚園では年中・年長児を対象にフッ素洗口を実施します。	健康こども課

②こどもの誕生前から幼児期までの成長の保障と遊びの充実

人間形成の基礎をつくる重要な時期である乳幼児期には、一人一人の発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを丁寧に積み重ねていくことが大切です。

本町の教育・保育施設の状況をみると、令和6年4月1日時点の保育所在園児童数は293人、小規模保育所在園児童数は28人となっており、近年では増加傾向にあります。また、就学前児童保護者や小学生児童保護者からのアンケート調査では、森町が子育てしやすいまちだと思わない理由として、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「子育て支援のサービスや施設が充実していない」と多く回答されています。

保護者のニーズに対応できるよう、保育者の確保と育成を図り、幼児教育・保育機能の体制整備を行うとともに、幼児教育・保育から小学校への円滑な接続ができるように取り組みます。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
ニーズに応じた保育の実施	延長保育、一時預かり、病児保育等を継続して実施し、利用者のニーズに沿った子育て支援事業の拡充を検討していきます。 また、令和8年度の制度開始に合わせ、こども誰でも通園制度の実施に向けた準備をしていきます。	健康こども課
保育内容の充実	キャリアアップ研修等、保育従事者への研修を充実し、時代に即した情報を学び、こどもの発達や個性に応じた保育の質の向上に努めるとともに、こどもの健康や安全に配慮した保育内容の充実を図ります。	健康こども課
保育施設の拡充	保護者の就労状況等に左右されない、安定した教育・保育を提供していくため、教育・保育施設の認定こども園化を検討し、進めます。	健康こども課
児童発達支援センターをはじめとした障がい児支援 自立支援医療費の給付（育成医療）（再）	心身の発達に丁寧な関わりを必要とする就学前のこどもの療育や、そのまま放置すると将来障がいを残すおそれのある疾病の治療について支援します。 また、こどもの健康と家庭生活の安定のため、医療費や生活支援に関する経費等の助成による支援をします。	福祉課
預かり保育の充実	保護者のニーズに応じ、教育時間終了後及び長期休業中に提供する幼稚園型預かり保育、未就園児を対象に一時的に必要な保育を提供する保育所における預かり保育について、弾力的な運用に配慮するとともに、安定した運営のための検討を進めます。	健康こども課

施策名	取組内容	担当課
幼児教育相談の充実	幼児教育の専門機能を生かし、関係機関と連携しながら、就園・未就園を問わず安心して相談ができるよう、幼児教育相談の充実を図ります。	健康こども課
子ども相談	乳幼児健診や園生活において、運動・言語発達に心配がある乳幼児を対象として、心理士による療育相談を実施するとともに、相談機会を適時に提供できるよう充実を図ります。	健康こども課
ことばの教室	吃音（どもり）や発音に不安があるこどもに対して、言語訓練を個別に実施することで、不安の解消や改善を図ります。	健康こども課
親子遊びの教室 「ぞうさん」	就園児を対象に、幼稚園の育児機能を活用し個別的・集団的な指導を行います。保護者の不安を解消し、こどもの健全な育成や発達を促す「小集団療育」として充実を目指します。	健康こども課
地域療育ネットワークの推進（再）	児童発達支援センターや児童相談所、保健所等と連携・協力し、地域ぐるみでより良い支援・療育体制の整備を推進します。	健康こども課
地域療育体制の整備 （再）	療育コーディネーターを配置し、幼児期の発達に関する相談や幼児に関わる関係者の相談に応じます。	健康こども課
保・幼・小・中一貫教育の推進	保育所・幼稚園・小学校・中学校の教育の段階に応じた教育内容の充実を図るとともに、一貫した指導体制の充実を図ります。	学校教育課 健康こども課
幼児教育の充実	幼児期における教育が、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担うものであることを踏まえ、職員の研修機会を確保するとともに、より良い教育環境を整えて、丁寧で包括的な教育の充実を図ります。	健康こども課
質の高い保育の推進	幼稚園指導要領・保育所保育指針に沿った適切かつ質の高い教育・保育が提供できるよう施設や職員に対して支援・指導を行います。	健康こども課
児童館の充実	児童を対象とした健全な遊び等を指導するとともに、誰もが利用しやすいような環境づくりや安全面に配慮した遊び場を提供します。 また、放課後子供教室と連携しながら、地域での児童館の活動を充実させ、より多くの遊びの提供を推進します。	児童館
子育て支援センターの充実（再）	子育て支援の拠点となる子育て支援センターにおいて、関係機関との連携や調整を図るとともに、子育てセミナー等各種講座や行事を通じて、育児不安等についての相談対応や情報の提供をします。また、子育てボランティアの育成等を推進します。活動の内容は、あらゆる機会を捉え、情報発信に努めます。	子育て支援センター

(2) 学童期・思春期

①こどもが安心して過ごし、学ぶことのできる質の高い教育環境の充実

学童期は、こどもにとって、こころと身体が大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期です。また、思春期は心身の成長、変化に伴い、他者との関わりや社会との関わりの中で、自分らしさや主体性を形成していく時期です。

学童期や思春期の多くの時間を過ごす学校は、単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごし、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つです。

学校内外の様々な関係機関との連携を図りながら、こどもたちが安心してのびのびと学校生活を過ごしていけるように取り組み、こどもたちが健やかに成長できるよう支援します。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
生徒指導及び教育相談活動（再）	学校・家庭・地域の連携強化を図るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談活動を推進します。	学校教育課
確かな学力の向上	こどもの学力と学習状況の関係などの分析・検証を進め、授業改善に取り組みます。	学校教育課
特別支援教育（再）	小学校には必要に応じて特別支援学級を設置し、障がいのある児童の発達や障がいに応じた個別的・継続的支援を行います。 また、通常学級においても発達障害等の児童に対する支援を行います。	学校教育課
地域学校協働本部	地域学校協働本部を設置し、学校と地域をつなぐ企画・調整役の地域協働活動推進員を中心に、「地域とともにある学校づくり」を目指します。	社会教育課
信頼される学校づくり	コミュニティ・スクールを設置し、年3回学校運営協議会を開催するとともに地域学校協働本部と両輪で活動し、コミュニティ・スクールの活動推進に努めます。 また、読み聞かせボランティアをはじめ、多くの地域の人材を積極的に学校教育の中に取り入れるとともに、学校公開日等も活用し、学校教育への支援・協力を強める働き掛けに努めます。	学校教育課 社会教育課
各種スポーツ教室の実施（再）	スポーツ推進委員をリーダーとして、夏休みの期間を利用して、小・中学生を対象にスポーツ教室を実施します。	社会教育課
食育の推進	保育所・幼稚園・小学校・中学校では、食に対する興味をもたせたり、調理実習や給食を通して食事バランスと健康のつながりについて学んだりする機会を提供します。 教育・保育関係者、農業関係者、地域組織の代表者を構成員とする総合的な食育の推進を図るための食育推進連絡会の開催や、ライフステージに応じた食育を推進するための森町食育推進計画の普及を図ります。	健康こども課 学校教育課
学校給食への地元食材の使用	米、茶、次郎柿など地元食材を利用した給食を提供し、学校・地域等が連携した食育の取組を推進します。	学校教育課
小児生活習慣病予防	養護教諭を中心に生活習慣と心と身体の健康について集団指導や個別指導を実施します。	学校教育課

施策名	取組内容	担当課
放課後児童対策事業 (放課後等デイサービス事業)(再)	障がいのあるこどもの健全な育成と、保護者の療育を支援するため、学校等の放課後及び長期休業において、個別計画に基づく丁寧な指導とともに、療育上必要な活動を利用できるようにします。 また、身近な地域でサービスが受けられるよう、施設拡充の支援をします。	福祉課

②居場所づくり

全てのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの「居場所」を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。こども・若者本人が「居場所」を決めるという前提の下で、居場所づくりに取り組みます。

核家族化の進行や働く女性の増加により、働く保護者が安心してこどもを預けることができる放課後児童クラブへのニーズが高まっており、集団や年齢の異なるこども同士で遊ぶ機会が減少していることから、こどもの健全育成の場としても、放課後児童クラブの役割が期待されています。就学前児童保護者からのアンケート調査では、小学校就学後、低学年(1～3年生)の間、こどもを放課後に過ごさせたい場所は、「放課後児童クラブ」が最も多く回答されており、放課後児童クラブへのニーズが高いことがうかがえることから、放課後児童対策の充実に努めます。

また、町内のこども食堂や子育て支援団体と連携・協力しながら、新たなこども・若者の居場所づくりを推進します。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
放課後児童クラブの運営	放課後児童クラブの需要に合った受け皿整備を検討し、家庭・学校・地域等と連携し、安心かつ安全な放課後の生活と遊びの場を提供します。 また、放課後子供教室との連携により一体的な実施を図ります。	健康こども課
放課後子供教室の運営	飯田小・宮園小・森小に児童を対象とした放課後子供教室を開設し、児童館や地域住民による体験活動や、退職教諭による学習支援を実施します。 また、放課後児童クラブとの連携を図ります。	社会教育課
児童館の利用促進	乳幼児期の親子から高校生世代までの全ての利用者にとって、出かける機会と友達づくりの場として最適な施設となるよう、こどもの視点に立った施設づくりを推進します。	児童館
閲覧席・学習席の設置	図書館内に、こども・若者の学習研究の場として自由に利用できる閲覧席・学習席を設置します。 また、毎週水曜日や夏休み、読書週間に延長開館(午後7時まで)を実施することで、誰もが利用しやすい環境を整えます。	図書館

③小児医療体制、こどもの心身の健康等についての情報提供やこころのケアの充実

こどもの発達・発育や病気・感染症、不慮の事故等への不安や悩みが大きくなってきている中で、必要な時に適切な医療を受けることができる小児医療体制を確立していくことが重要です。

医療機関においても、単に疾患の診断や治療だけでなく、こどもの発育・発達を評価し、育児に関する相談を行うとともに、予防接種による感染症の予防など、幅広い対応が求められています。

小児医療体制の整備・強化を進めていくとともに、小児医療機関の適正な利用や、こどもが病気のときの適切な対応等について、引き続き情報提供を行います。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
小児医療の確保・充実	公立森町病院・森町家庭医療クリニック・診療所と連携を深め、小児医療の充実に努めます。	健康こども課
就学時健康診断	小学校入学予定児童を対象に、より良い就学のために健康診断を実施し、保健及び就学についての指導を行います。	学校教育課
児童の健康管理	定期的な健康診断を実施し、学校保健計画の推進、学校医・養護教諭が連携・協力の下、児童の心身の健康管理の支援を行います。	学校教育課
重度心身障害者医療費助成 育成医療（再）	障がいのあるこどもの健康と家庭生活の安定のため、医療費や生活支援に係る経費等の助成による支援をします。	福祉課
学校保健と地域保健の連携強化	学校薬剤師の協力の下、薬物乱用防止教室を開催します。 また、健康上特段の配慮を必要とするこどもについては、主治医及び地域医療と連携し、適切な支援を行います。	学校教育課
生徒指導及び教育相談活動（再）	学校・家庭・地域の連携強化を図るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談活動を推進します。	学校教育課

④成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こどもたちが将来、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜いていくようにするためには、生きる力を育むための様々な知識や経験を教育の中で培っていくことができるようにする必要があります。

こどもたちが学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、自立に向けて必要となる資質・能力を身に付けることができるよう、教育支援を行います。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
青少年健全育成啓発活動	青少年健全育成団体が連携し、青少年の健全育成について町民全てが関心を持ち、町民が一体となって次代を担う青少年の健全育成を図ります。 また、メディア依存の弊害についての啓発や情報モラル教育を推進します。	社会教育課
子ども会活動やボランティア活動の促進	地域での青少年健全育成活動を活性化するため、社会教育学級等の地域活動や、子ども会活動、ボランティア活動の促進を図ります。	健康こども課 社会教育課 児童館
技術・家庭科（家庭分野）授業における消費者教育の実施	消費者教育を実施し、こども・若者が消費者の権利と責任への理解や主体的な判断と責任を持った行動ができるよう支援します。	学校教育課
森町子ども会育成連合会	豊かな人間性による「生きる力」を育む子ども会の発展と育成に努めるとともに、単位子ども会、世話人相互の交流と親睦を図ります。	児童館
ボランティア体験入門講座	福祉・ボランティア活動を身近に感じ、思いやりのこころを育て奉仕のこころを養うよう、ボランティアの体験入門講座を開催します。	社会教育課 社会福祉協議会
遠江総合高校キャリア教育への協力	高校の「総合的な探求の時間」や「産業社会と人間」等の時間における体験学習等に協力することで、学習の充実や進路選択を支援するとともに、シビックプライドを醸成し、地域を支える人材の育成に取り組みます。	政策企画課

⑤いじめ防止

いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。いじめによる過度なストレスは、うつ病などの精神疾患やひきこもり等、将来に深刻な影響を与える可能性があるため、社会全体でいじめ問題に取り組んでいく必要があります。

全てのこどもが自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう働きかけるなど、いじめの未然防止教育を推進します。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを交え、いじめの実態把握と解決に向けた対応、相談支援を推進します。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
生徒指導及び教育相談活動（再）	学校・家庭・地域の連携強化を図るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談活動を推進します。	学校教育課
いじめ防止の協議会及びいじめ撲滅サミットの開催	いじめ問題対策連絡協議会や3年ごとにいじめ撲滅サミット等を実施し、いじめ防止対策を強化することで、こどもが安心安全に学校生活を送ることができるように努めます。	学校教育課
インターネット利用環境の安全確保（再）	インターネットへの書き込みをネットパトロールにより注視するとともに、タブレット等を活用した学習活動を通し、適切なインターネットの活用指導を推進します。 また、こどもがネットトラブルの被害者・加害者にならないよう指導します。	学校教育課

⑥不登校のこどもへの支援

不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合があります。不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮しながら、全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう学校内外での学習機会の確保等、不登校のこどもへの支援体制を整備します。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
こども家庭センター（再）	地域の全てのこどもを切れ目なく支援するため、専門性の高い組織体制を整備し、総合的支援を目指します。	健康こども課
教育支援センター（わかば）の運営	不登校等のこどもとその保護者に対して、学校や関係機関と連携し、社会的自立を目指した支援を行います。 また、学校へ登校できるようになった児童生徒と指導員が継続的な関係を維持し、関係機関と連携した支援を行います。	学校教育課
生徒指導及び教育相談活動（再）	学校・家庭・地域の連携強化を図るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談活動を推進します。	学校教育課
メンタルログシステムを活用したこころの健康観察の実施（再）	児童生徒が所有するタブレットで日々の心身の健康状態を教諭に相談できる「メンタルログシステム」を導入し、こどものこころの健康観察や不登校対策に取り組みます。	学校教育課

(3) 青年期

①就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

学童期・思春期を経た青年期は、大学等への進学や就職に伴う新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を進展させる時期であり、様々なライフイベントが重なることから「人生のラッシュアワー」ともいえます。

若者が経済的な基盤を確保し、自立した生活を送ることができるよう、就労支援を行います。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
若者への職業能力 育成支援や就職支援	生活困窮自立支援制度における自立相談支援機関として、関係機関等と連携し、若者の就労支援、就労継続支援をはじめとした個々の状況に応じた自立支援を実施します。	社会福祉協議会
雇用環境の啓発	事業所への次世代育成支援対策推進法の周知・啓発を行い、関係機関と連携し、育児休業制度や育児休業給付などの普及定着を図るほか、サポートステーションはまっつでの出張相談の周知を行い、若者の就労支援を図ります。	産業課

②結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援

本町の若者世代（15～39歳）の婚姻状況について、国勢調査では令和2年の未婚者割合は男性で72.4%、女性で62.4%と男女ともに半数を超えています。

こども・若者からのアンケート調査では、高校生以上の若者のうち「結婚はまだ考えられない」と回答した人と「結婚はしたくない」と回答した人を合わせると3割以上となっており、その理由としては「まだ結婚するには若いと思う」、「趣味や娯楽を楽しみたい」、「結婚していない方が自由で気楽」、「相手にめぐり合わない」等、様々な回答があります。

結婚を望む若者が希望をかなえることができるよう、経済的支援も含めた多様なサポートを推進し、結婚及び結婚後の新生活のスタートアップへの支援を推進します。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
ふじのくに出会いサポートセンター運営への協賛	静岡県の主催する結婚支援サービス「ふじのくに出会いサポートセンター」に協賛し、静岡県と連携した結婚支援を展開することで、町内の結婚を望む方を支援します。	健康こども課
住もうよ森町新婚さん 応援金	町内に引き続き1年以上居住する予定の新婚世帯を対象に、応援金を交付します。上限は30万円で、引っ越しや結婚に伴う費用を助成し、新婚生活を支援します。	定住推進課
結婚新生活支援補助金	町内に引き続き1年以上居住する予定の新婚世帯を対象に、住居費やリフォーム費用・引っ越し費用を補助します。上限額は30万～60万で、新婚生活を支援します。	定住推進課

③悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

こども・若者からのアンケート調査では、高校生以上の若者のうち、自身が孤独であると回答した人は全体の3割程度となっています。

進学や就職、人間関係について悩みや不安を抱えたり、誰にも相談できず孤独やストレスを感じたりする若者やその家族への相談支援を行います。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
生活支援・相談センターでのひきこもり相談、講演会の実施（再）	森町社会福祉協議会、東遠地区生活支援センター、県等と連携し、ひきこもり状態にある方、生きづらさを抱えている当事者及び家族を対象に相談会を実施します。 また、県のアドバイザー派遣事業を活用し、ひきこもりの正しい理解と支援のための講演会や研修会を実施します。	社会福祉協議会 福祉課 社会教育課
生徒指導及び教育相談活動（再）	学校・家庭・地域の連携強化を図るとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談活動を推進します。	学校教育課

基本目標3 安心して子育てができる環境をつくります

(1) 子育て当事者への経済的な支援

就学前児童保護者や小学生児童保護者からのアンケート調査では、現在の暮らしの状況について、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに4割程度が苦しいと回答しています。また、お子さんにとってどのような支援があると良いか尋ねたところ、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「進学・就学に係る費用の軽減」が9割程度と最も多く回答されており、経済的負担の軽減に対するニーズが非常に高いことがうかがえます。

各種手当や助成の支給を通じ、経済的負担の軽減を図ります。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
児童手当	子育て家庭における生活の安定と次代を担う児童の健全な育成のため、児童手当を支給します。	健康こども課
児童扶養手当	ひとり親家庭等の生活安定と自立促進のため、児童扶養手当制度の周知に努めます。	健康こども課
森っ子就学応援金 (再)	小学校・中学校・高等学校等に1年生として入学される児童・生徒の保護者へ森っ子就学応援金を交付します。交付額は小学校・中学校入学は1人につき3万円、高等学校等入学は1人につき5万円です。	健康こども課
ひとり親家庭就学支援 制度 (再)	児童扶養手当を受給しており、小学校に入学する児童を監護する方が購入するランドセル・学用品の購入費用を助成します。	健康こども課
ひとり親家庭放課後 児童クラブ利用費助成	放課後児童クラブを利用する児童のうち、児童扶養手当を受給している家庭を対象に、月額 3,000 円を上限にその利用料を助成します。	健康こども課
保育料の負担軽減 (再)	就学前の教育・保育の無償化が、効果的に子育て支援となるよう、更なる町独自の負担軽減策の充実を検討します。	健康こども課
教育費の負担軽減 (再)	経済的理由により就学困難な児童や特別支援学級に就学する児童の保護者に対し、就学援助制度の周知を行い、必要な援助を行います。	学校教育課
こども医療費助成	こどもの疾病を早期に発見し、早期に適切な療養が受けられるようにすることで、疾病の慢性化予防を促進するとともに、保護者の経済的負担の軽減を図るため、高校生世代までを対象に通院・入院に関わる医療費の助成を行います。	健康こども課
特別児童扶養手当 障害児福祉手当 (再)	障がいのあるこどもの家庭生活の安定のため、広報誌や町ホームページ等を活用し幅広く特別児童扶養手当制度等の周知に努めます。	福祉課
重度心身障害者医療 費助成 育成医療 (再)	障がいのあるこどもの健康と家庭生活の安定のため、医療費や生活支援に係る経費等の助成による支援をします。	福祉課

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援

家庭は全ての教育の出発点であり、こどもの人間形成の基礎を培う上で、最も重要な役割を担っています。こどもが基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、基本的倫理観、自尊心や自立心、社会的なマナーなどを身に付けていくため、家庭における教育は非常に重要な役割を果たしています。

また、地域における日々の生活や、地域のイベントや行事、祭り等への参加を通じ、こどもたちは地域の文化や地域の人々とのつながりを肌で感じることができ、社会性を伸ばすことができます。

そのため、こどもたちの健やかな成長においては、家庭における教育と同様に地域における教育も重要です。

学校教育だけでは解決できない多様な課題に対し、家庭や地域と連携した対応や取組ができるよう、地域における子育て支援や、家庭教育への支援の充実を図ります。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
乳幼児訪問（再）	家庭を訪問することによって、こどもの健康状態や母親の健康状態の確認を行い、子育てに対する不安の解消を図ります。	健康こども課
こども家庭センター母子保健機能（再）	妊娠期から子育て期までの様々な相談に対応し、切れ目のない支援体制を提供します。	健康こども課
支援情報の提供	子育て中の母親が支援情報を得やすいように、SNSでの発信や町ホームページへの掲載、また、資料等を見やすい所に配架するなど情報の提供に努めます。	健康こども課
預かり保育の充実（再）	保護者のニーズに応じ、教育時間終了後及び長期休業中に提供する幼稚園型預かり保育、未就園児を対象に一時的に必要な保育を提供する保育所における預かり保育について、弾力的な運用に配慮するとともに、安定した運営のための検討を進めます。	健康こども課
母親クラブへの支援・育成	家庭における児童の健全育成を図るため、地域の母親の連携組織である母親クラブの設立や活動を支援します。	子育て支援センター
3歳児親子学級（再）	3歳児とその保護者を対象に、保護者の資質を高める講座を実施し、親子のふれあいや親同士の交流を深めます。	社会教育課
幼児教育学級	幼児期の保護者を対象に、幼児を持つ親として家庭教育の在り方についての見識を高め、各幼稚園・保育所と家庭が連携し幼稚教育学級を実施します。	社会教育課
家庭教育学級	人格形成に重要な時期である小学校1年生の保護者を対象に、各小学校で、家庭教育の在り方や親一般教養を学習する家庭教育学級を実施します。	社会教育課
親子教育学級	思春期を迎える中学校1年生の親子を対象に、各中学校で、親と子が互いに心をふれあい相互に理解を深め、中学生をもつ親としての識見を高められるように親子教育学級を実施します。	社会教育課

(3) 共働き・子育ての推進、家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

本町では、こどものいる世帯のうち共働き世帯の占める割合は平成 22 年以降増加傾向にあります。また、就学前児童保護者や小学生児童保護者からのアンケート調査では、就労している母親は就学前児童保護者で8割程度、小学生児童保護者で9割程度と、多くの家庭で母親が就労していることがうかがえます。

また、就学前児童保護者からのアンケート調査では、育児休業の取得状況について、「取得した（育児休業中である）」と回答した母親は半数以上であるのに対し、父親は1割程度と大きな差があります。

家事や育児の負担が女性に集中していることが問題となっており、男性がより積極的に家事や育児を担い、夫婦が相互に協力しながら子育てができる「子育て」を推進していくことが求められています。

また、職場がこうした現状を理解し、長時間労働の是正や働き方改革、育児休業の取得促進等、特に共働き家庭において仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていくことが求められています。

女性の就業率が上昇し、共働き世帯の増加が見込まれる中で、子育てしやすい就労環境の促進や、仕事と家庭の両立の推進を図るため、活用できる制度やしくみの周知・啓発等の働きかけを推進します。また、多様な働き方に対応した子育て支援の充実を図ります。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
多様な働き方に対応した子育て支援の充実	保育や放課後児童健全育成事業の充実を図るとともに、一時預かり事業、病児保育、ファミリー・サポート・センター等の子育て支援サービスに関する情報の周知に努めます。	健康こども課
雇用環境の啓発（再）	事業所への次世代育成支援対策推進法の周知・啓発を行い、関係機関と連携し、育児休業制度や育児休業給付などの普及定着を図るほか、サポートステーションはままつでの出張相談の周知を行い、若者の就労支援を図ります。	産業課

(4) ひとり親家庭への支援

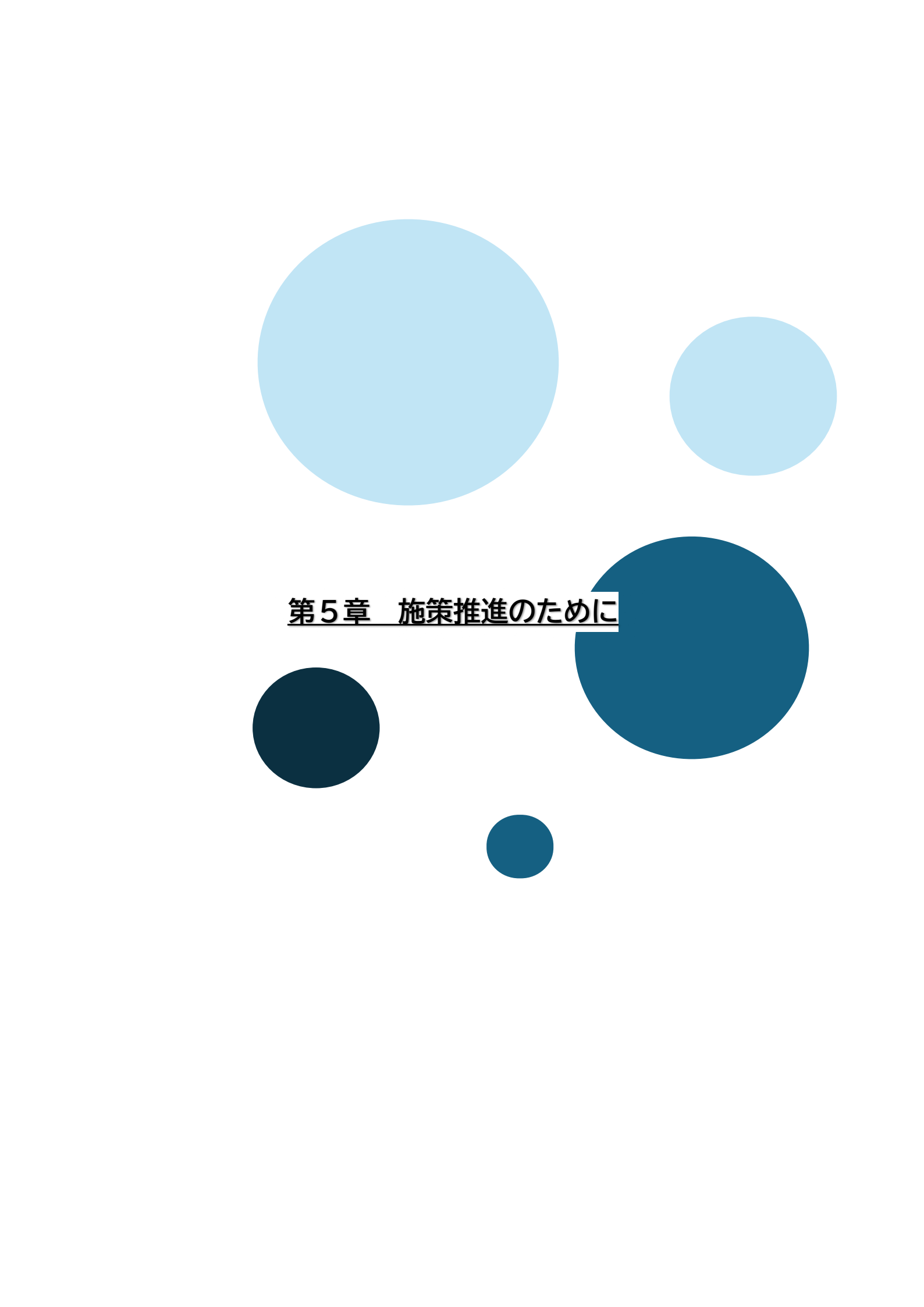
国民生活基礎調査によると、令和3年のこどもの貧困率は11.5%となっており、平成30年の14.0%から2.5ポイント改善しましたが、こどもがいる世帯の世帯員について大人が一人の世帯の貧困率は44.5%、大人が二人以上の世帯の貧困率は8.6%と、大人が一人の世帯の貧困率が非常に高くなっています。

ひとり親家庭の多くは、子育てと生計の担い手という二つの役割を一人で担っており、生活全般に様々な困難を抱えています。そのため、親子で心穏やかに過ごす時間を持つことが難しくなっています。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、それぞれの家庭の状況の把握に努め、適切な支援につなげていくことを通じ、ひとり親家庭の自立を支援します。

【施策の展開】

施策名	取組内容	担当課
児童扶養手当（再）	ひとり親家庭等の生活安定と自立促進のため、児童扶養手当制度の周知に努めます。	健康こども課
ひとり親医療費助成	低所得のひとり親家庭等を対象に医療費の助成をし、経済支援をします。	健康こども課
ひとり親家庭就学支援制度（再）	児童扶養手当を受給しており、小学校に入学する児童を監護する方が購入するランドセル・学用品の購入費用を助成します。	健康こども課
ひとり親家庭放課後児童クラブ利用費助成（再）	放課後児童クラブを利用する児童のうち、児童扶養手当を受給している家庭を対象に、月額 3,000 円を上限にその利用料を助成します。	健康こども課
学習支援事業（再）	ひとり親家庭等のこどもへ土曜日や長期休業中に学習支援を実施し、進学への支援をすることで将来の社会的自立を支援します。	社会福祉協議会
ひとり親家庭の自立促進	ひとり親家庭を対象に、子育てや就業についての相談体制を充実させ、自立を支援します。	健康こども課
こども家庭センター母子保健機能（再）	妊娠期から子育て期までの様々な相談に対応し、切れ目のない支援体制を提供します。	健康こども課



第5章 施策推進のために

第5章 施策推進のために

第1節 こども・若者の社会参画・意見反映

こども基本法第11条において、「国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。」と規定されています。

本町においては、こども・若者に対するアンケート調査や懇談会の実施、子ども・子育て会議への若者世代の登用など、こども・若者が意見を表明し、社会に参画できるような機会の創出に取り組めます。また、多様な意見を施策に反映できるような仕組みづくりについて検討します。

第2節 こども施策の共通の基盤となる取組

(1) 施策の立案及び点検・評価

こども施策の推進に当たっては、統計データ等の定量的データに加え、こども・若者からの意見聴取で得た定性的データも活用し、EBPM¹⁵の観点も取り入れながら施策の立案及び点検・評価を行います。

(2) こども・若者、子育て当事者に関わる人材の確保・育成・支援

保育士や教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、民生委員・児童委員など、こども・若者の健やかな育ちや困難に対する支援、子育て支援に携わる担い手の確保、育成、継続支援、専門性の向上を図ります。

(3) 地域における包括的な支援体制の構築・強化

教育・保育、福祉、保健、医療、雇用等の関係機関・団体の連携による「横のネットワーク」と、こども・若者の年齢によって途切れることなく継続して支援を行う「縦のネットワーク」による包括的な支援体制を構築し、関係する機関・団体や支援の機能強化・連携強化を図ります。

(4) 子育てに係る手続・事務負担の軽減、必要な支援を必要な人に届けるための情報発信

デジタル技術の活用を通じ、情報発信や広報の改善・強化や、手続等の簡素化等を通じた利便性の向上を図ります。

(5) こども・若者、子育てに優しい社会づくりのための意識改革

国が推進する「こどもまんなかアクション」等を踏まえ、本町においても、こどもや子育て当事者を社会全体で支えていくために社会や町民の意識改革を進め、こども・若者、子育てに優しい社会づくりに取り組めます。

15 EBPM：エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング。証拠に基づく政策立案。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠（情報や統計等のデータ）に基づくものとする。

第3節 数値目標（指標）の設定と進捗管理

基本理念及び本町における「こどもまんなか社会」の実現に向けた達成状況を測るため、基本目標ごとに以下の項目を評価指標として設定します。

【図表5－1 数値目標（指標）】

評価指標名	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和11年度)
1 こどもの健やかな成長と活動を支援します		
森町は「こどもまんなか社会」に向かっていると思う割合 (「そう思う」と回答した割合)	就学前児童保護者：12.4% 小学生児童保護者：10.8% 高校生以上：12.7%	50%
今の自分が好きだと思うこども・若者の割合 (「あてはまる」、「どちらかといえばあてはまる」と回答した割合)	小学生：74.7% 中学生：75.5% 高校生以上：65.3%	小学生：80% 中学生：80% 高校生以上：70%
自分が幸せだと思うこども・若者の割合 (「幸せだと思う」、「どちらかといえば幸せだと思う」と回答した割合)	小学生：86.4% 中学生：85.5% 高校生以上：82.2%	90%
2 こどもが元気に明るく育ち、若者が成長・活躍できる環境をつくります		
自分の将来について明るい希望を持っているこども・若者の割合 (「希望がある」、「どちらかといえば、希望がある」と回答した割合)	小学生：83.5% 中学生：75.5% 高校生以上：66.2%	小学生：90% 中学生：80% 高校生以上：70%
森町はこども・若者が希望を持って暮らしていくことができるまちだと思う割合 (「そう思う」、「どちらかといえば、そう思う」と回答した割合)	小学生：78.7% 中学生：75.5% 高校生以上：38.2%	小学生：80% 中学生：80% 高校生以上：50%
3 安心して子育てができる環境をつくります		
森町は子育てしやすいまちだと思う割合 (「そう思う」と回答した割合)	就学前児童保護者：60.2% 小学生児童保護者：55.9%	70%
森町の子育ての環境や支援への満足度 (5段階評価のうち、「やや高い」、「高い」と回答した割合)	就学前児童保護者：24.9% 小学生児童保護者：22.5%	50%

第4節 幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需給計画

(1) 教育・保育提供区域

教育・保育提供区域とは、本計画に基づいて実施される教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の共通の区域設定のことです。

教育・保育提供区域の設定は「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」では「市町村子ども・子育て支援事業計画」に定める必須事項となっています。

質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の状況、地域の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携、接続等を総合的に勘案して設定します。

前計画では、地区内での教育・保育施設の利用率、通園に係る負担感、各地区のこどもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを鑑み、将来的なこどもの数、幼稚園・保育所のこどもの人数や地区ごとのこどもの人数等を考慮し、町全体を1区域として教育・保育提供区域を設定しました。

第3期となる本計画においても、前計画の評価と昨今の町の子育てに関する状況を勘案し、引き続き町全体を一つの区域とします。

① 教育・保育の提供区域

町全体を一つの提供区域とします。

② 地域子ども・子育て支援事業の提供区域

教育・保育の提供区域と合わせ、町全体を一つの実施区域とします。

(2) 「量の見込み」算出の内容

子ども・子育て支援制度では、子ども・子育て支援法に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、5年間の「量の見込み」（利用に関するニーズ量）及び「確保方策」（量の見込みに対応する確保量と実施時期）を定めることとなっています。

本町では、国が示す基本指針や「量の見込み」の算出等のための手引きに基づき、2024（令和6）年度に実施したアンケート調査の結果や推計児童数、各事業の利用実績等を踏まえ、量の見込みを算出するとともに、それに対応するための確保方策を定めます。

① 子どものための教育・保育給付

確保方策に関する施設は以下のとおりです（図表5-2-1）。

国が示している給付支給要件（年齢と内閣府令で定める「保育の必要性」の認定）によって、3つの認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）に分かれます（図表5-2-2）。

認定区分によって、給付を受給できる施設が異なります（図表5-2-3）。

【図表5-2-1 教育・保育に関する施設】

施設	内容
幼稚園	3歳から小学校入学までの幼児に対して、園生活全体を通して総合的に教育を行う教育施設です。
保育所	0歳から小学校入学前までの乳幼児に対して、就労等のため家庭保育のできない保護者に代わり養護と教育を一体的に行う保育を提供する児童福祉施設です。
認定こども園	0歳から小学校入学までの乳幼児に対して、保護者の就労状況等により在園時間の異なる乳幼児を受け入れ、教育と保育を一体的に提供する施設です。地域の子育て支援の役割も担います。
地域型保育事業	原則として保育が必要な3歳未満のこどもを保育所より少人数の単位で、保育する事業です。 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があります。
認可外保育施設	児童福祉法に基づく県知事等の認可を受けていない保育施設ですが、児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、原則として県が年1回以上の立入調査を実施します。 企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する企業主導型保育事業もこれに当たります。

【図表5-2-2 子どものための教育・保育給付 認定区分】

認定区分	支給要件
1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定のこども以外のもの
2号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
3号認定	満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

【図表5-2-3 利用可能施設】

		1号認定	2号認定		3号認定
対象となるこども		3歳以上	3歳以上		3歳未満
		保育の必要性なし (幼児期の教育のみ)	保育の必要性あり		保育の必要性あり
			(教育ニーズあり)	(教育ニーズなし)	
利用可能施設	幼稚園	○	○		
	保育所			○	○
	認定こども園	○	○	○	○
	地域型保育事業				○

② 地域子ども・子育て支援事業

確保方策に関する地域子ども・子育て支援事業は以下のとおりです（図表5－3）。

【図表5－3 地域子ども・子育て支援事業】

事業名		主な対象
(1)	延長保育事業（時間外保育事業）	0～5歳
(2)	子育て短期支援事業 （ショートステイ、トワイライトステイ）	0～5歳、小学1～6年生
(3)	地域子育て支援拠点事業 （子育て支援センター）	主におおむね就学前の児童がいる全ての家庭
(4)	一時預かり事業	① 幼稚園型 3～5歳 （主に在園している児童）
		② 幼稚園型以外 0～5歳
(5)	病児・病後児保育事業	小学生以下の児童
(6)	利用者支援事業 （こども家庭センター型・特定型）	0～5歳、小学1～6年生
(7)	妊婦健康診査事業	妊娠中の女性
(8)	乳児家庭全戸訪問事業 （こんにちは赤ちゃん訪問事業）	生後4か月までの乳児がいる全ての家庭
(9)	養育支援訪問事業	保護者の養育を支援することが 特に必要と判断される家庭
(10)	子育て世帯訪問支援事業 （森っ子お助け隊事業）	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える 子育て家庭、妊産婦等がいる家庭
(11)	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、 家庭や学校に居場所のない児童等
(12)	親子関係形成支援事業	親子の関係性や児童の関わり方等に 不安を抱えている児童を養育する家庭
(13)	ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児～18歳未満児童
(14)	放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）	小学1～6年生
	地域学教協働活動推進事業 （放課後子供教室）	小学1～6年生
(15)	実費徴収に係る補足給付を行う事業	町が定める基準に基づき 支援が必要と判断される家庭
(16)	多様な事業者の参入を促進するための 事業	町の判断により、 支援が必要と認める事業者
(17)	妊婦等包括相談支援事業	妊婦及びその配偶者並びにこども及びその保護者
(18)	産後ケア事業	森町に住民票がある産後1年未満の親子で、 以下に該当する方 ・体調不良や育児不安等がある方 ・出産後、家族などから家事や育児等の支援が受け られない方

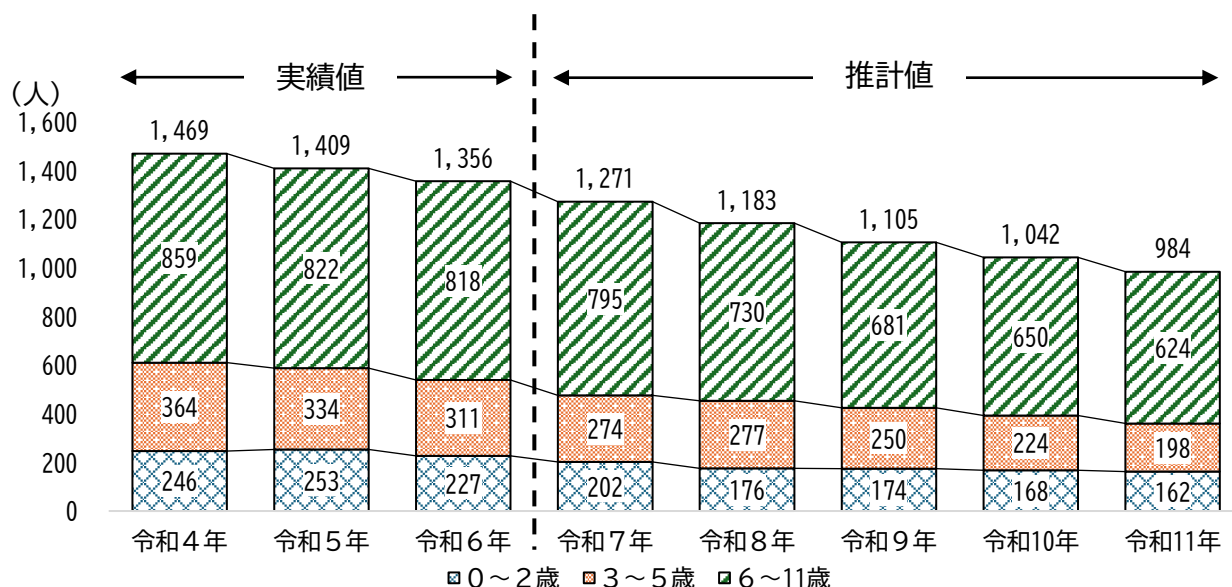
(3) 推計児童人口

本町のこどもの推計人口（0～11歳）について、令和7年以降も減少していくと予想され、計画最終年である令和11年では984人になると見込まれます（図表5－4）。

【図表5－4 こどもの推計人口：町全域】

単位：人

町全体	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0～11歳	1,469	1,409	1,356	1,271	1,183	1,105	1,042	984
0歳	80	76	54	56	54	52	50	48
1歳	83	88	84	59	61	59	57	55
2歳	83	89	89	87	61	63	61	59
3歳	130	86	91	92	90	64	66	64
4歳	114	133	89	93	94	92	66	68
5歳	120	115	131	89	93	94	92	66
0～5歳	610	587	538	476	453	424	392	360
6歳	127	118	118	131	89	93	94	92
7歳	144	128	120	120	133	91	95	96
8歳	155	143	127	120	120	133	91	95
9歳	159	151	143	126	119	119	132	90
10歳	125	157	155	143	126	119	119	132
11歳	149	125	155	155	143	126	119	119
6～11歳	859	822	818	795	730	681	650	624



実績値：住民基本台帳（各年4月1日現在）
推計値：コーホート変化率法¹⁶による推計

16 コーホート変化率法：各コーホート（同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

(4) 幼児期の教育・保育量の見込みと提供体制の確保

① 教育ニーズ：1号認定（幼稚園等）、2号認定（教育ニーズ）

教育を必要とする1号認定の量の見込み及び確保の方策は、アンケート調査結果及び過去の需要等も踏まえると、おおむね以下のように推移すると予想されます。

令和6年度時点で、町では幼稚園は3園体制となっています。施設定員数の合計は325人となっていますが、確保方策としては240人となっています。

量の見込みに対し、現在の供給体制で確保ができると予想されますが、引き続き保護者のニーズに応えることができる体制を維持します。

◆町全域

単位：人

区分		第3期計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の 見込み	1号認定	105	98	85	72	58
	2号認定	-	-	-	-	-
	小計	105	98	85	72	58
②確保 の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園、認定こども園)	240	240	240	240	240
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	小計	240	240	240	240	240
差(②-①)		135	142	155	168	182

② 保育ニーズ：2号認定（保育所、認定こども園等）

保育を必要とする2号認定の量の見込み及び確保の方策は、アンケート調査結果及び過去の需要等も踏まえると、おおむね以下のように推移すると予想されます。

令和6年度時点で、町では私立保育所が3か所あり、3～5歳児の定員数の合計は186人となっています。

幼稚園を含む、既存の全ての教育・保育施設の保育枠定員の見直し・拡充、認定こども園化の促進、地域型保育事業（事業所内保育事業等）の促進を通じて、保育の提供確保に努めます。

◆町全域

単位：人

区分		第3期計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		169	179	165	152	140
②確保 の内容	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	186	186	186	186	186
	特定地域型保育事業 (事業所内保育事業等)	0	0	0	0	0
	小計	186	186	186	186	186
差(②-①)		17	7	21	34	46

③ 保育ニーズ：3号認定（0歳児）

3号認定のうち、0歳児の量の見込み及び確保の方策は、アンケート調査結果及び過去の需要等も踏まえると、おおむね以下のように推移すると予想されます。

令和6年度時点で、町では私立保育所が3か所、小規模保育所が2か所あり、0歳児定員数の合計は33人となっています。

幼稚園を含む、既存の全ての教育・保育施設の保育枠定員の見直し・拡充、認定こども園化の促進、地域型保育事業（小規模保育事業等）の促進を通じて、保育の提供確保に努めます。

◆町全域

単位：人

区分		第3期計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		27	26	24	21	20
②確保の内容	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	27	27	27	27	21
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	6	6	6	6	6
	小計	33	33	33	33	27
差(②-①)		6	7	9	12	6

④ 保育ニーズ：3号認定（1歳児、2歳児）

3号認定のうち、1・2歳児の量の見込み及び確保の方策は、アンケート調査結果及び過去の需要等も踏まえると、おおむね以下のように推移すると予想されます。

令和6年度時点で、町では私立保育所が3か所、小規模保育所が2か所あり、1～2歳児定員数の合計は135人となっています。

幼稚園を含む、既存の全ての教育・保育施設の保育枠定員の見直し・拡充、認定こども園化の促進、地域型保育事業（小規模保育事業等）の促進を通じて、保育の提供確保に努めます。

◆町全域

単位：人

区分		第3期計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1歳児	67	48	47	46	45
	2歳児	67	48	51	49	48
	小計	134	96	98	95	93
②確保の内容	特定教育・保育施設 (保育所、認定こども園)	103	103	103	103	103
	特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	32	32	32	32	32
	小計	135	135	135	135	135
差(②-①)		1	39	37	40	42

⑤ 保育利用率：3号認定（0歳児～2歳児）

国が示す基本指針において、小学校就学前こどもに該当する満3歳未満のこどもの利用定員数の割合である「保育利用率¹⁷」について、計画期間内における目標値を設定することとされています。

本計画期間中における0～2歳児の保育利用率の見込みは、以下のとおりです。

◆町全域

単位：人

区分		第3期計画				
		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①利用 定員数	0歳児	33	33	33	33	27
	1歳児	62	62	62	62	62
	2歳児	73	73	73	73	73
	合計	168	168	168	168	162
②推計 児童数	0歳児	56	54	52	50	48
	1歳児	59	61	59	57	55
	2歳児	87	61	63	61	59
	合計	202	176	174	168	162
保育 利用率 (①／②)	合計	83%	95%	96%	100%	100%

17 保育利用率：3号認定の利用定員数／0～2歳の人口推計

(5) 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

① 延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けたこどもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

令和6年度時点で、町では私立保育所3か所で延長保育事業を行っていますが、今後も保護者のニーズに応えることができるように、弾力的な運営を継続します。

◆町全域

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	39	42	35	31	28
②確保の内容	39	42	35	31	28
差（②－①）	0	0	0	0	0
（施設数）	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

②子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）

ショートステイは、保護者が、疾病・疲労等、身体上・精神上・環境上の理由によりこどもの養育が困難となった場合等に、児童養護施設等、保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行う事業です。

トワイライトステイは、保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日不在となりこどもの養育が困難となった場合等の緊急の場合に、児童養護施設等、保護を適切に行うことができる施設においてこどもを預かる事業です。

令和6年度時点で、町では未実施の事業のため、ニーズに適切に対応できるよう準備を進め令和7年度からの事業開始を目指します。

◆町全域

単位：人／日

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	14	14	12	12	10
②確保の内容	14	14	12	12	10
差（②－①）	0	0	0	0	0
（施設数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

③ 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本町では、森町子育て支援センターで当該事業を実施しています。

近年では、子育て相談等のニーズが高まり続けているため、今後も保護者のニーズに応えることができる体制の確保に努めます。

◆町全域

単位：人／回

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1,230	1,170	1,168	1,156	1,141
②確保の内容	1,230	1,170	1,168	1,156	1,141
差（②－①）	0	0	0	0	0
（施設数）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

④ 一時預かり事業

ア 幼稚園型

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要望に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

令和6年度時点で、町では3園で当該事業を実施しています。

こどもの数は減っている一方で、一時預かりのニーズは高くなっていることから、今後も保護者のニーズに応えることができる体制の確保に努めます。

◆町全域

単位：人／日

区分		第3期計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1号認定	6,834	6,632	6,724	6,081	5,901
	2号認定	0	0	0	0	0
	小計	6,834	6,632	6,724	6,081	5,901
②確保の内容		6,834	6,632	6,724	6,081	5,901
差（②－①）		0	0	0	0	0
（施設数）		3 園	3 園	3 園	3 園	3 園

イ 幼稚園型以外

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となったことについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

令和6年度時点で、町では私立保育所1か所で当該事業を実施しています。

また、町独自の事業として当該事業とは別に「緊急一時預かり事業」も町内私立保育所3か所で実施しています。

今後も保護者のニーズに応えることができる体制の確保に努めます。

◆町全域

単位：人／日

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	80	86	82	77	69
②確保の内容	80	86	82	77	69
差（②－①）	0	0	0	0	0
（施設数）	1園	1園	1園	1園	1園

⑤ 病児・病後児保育事業

保護者の子育てと就労の両立を支援するため、ケガや病気の回復期にあるこどもを、一時的に看護師、保育士がいる専門施設において預かる事業です。

袋井市の実施する病児・病後児保育事業の広域利用により、森町にお住まいの児童も事業が利用できるようになりました。

引き続きニーズに適切に対応できるよう、受け入れ体制を維持しながら事業を実施します。

◆町全域

単位：人／日

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	21	25	18	13	20
②確保の内容	21	25	18	13	20
差（②－①）	0	0	0	0	0
（施設数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

⑥ 利用者支援事業（「こども家庭センター型」、「特定型」）

利用者支援事業は、こども及びその保護者等、又は妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるように、相談支援等を行う事業です。「基本型」、「こども家庭センター型」、「特定型」の3種類があります。

本町では、「こども家庭センター型」、「特定型」を実施しており、引き続き既存の実施体制により、こどもとその保護者等を支援します。

◆こども家庭センター型

単位：か所

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
差（②－①）	0	0	0	0	0

◆特定型

単位：か所

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1
差（②－①）	0	0	0	0	0

⑦ 妊婦健康診査事業

妊婦健診は、母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

静岡県と静岡県医師会及び助産師会が委託契約を締結して実施しています。基本健診16回、超音波検査4回、血液検査1回、血算検査1回、GBS検査1回分の費用を公費負担しています。

引き続き利用希望者が事業を利用できるよう、事業の周知を図り、支援の充実に努めます。

◆町全域

単位：回

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	663	628	594	560	526
②確保の内容	663	628	594	560	526
差（②－①）	0	0	0	0	0

⑧ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況並びに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

引き続き全ての対象者への訪問に努めます。

◆町全域

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	56	54	52	50	48
②確保の内容	56	54	52	50	48
差（②－①）	0	0	0	0	0

⑨ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための相談支援を行う事業です。

引き続き、本事業の利用が必要な家庭のニーズに適切に対応できるよう事業を実施します。

◆町全域

単位：件

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	3	3	3	3	3
②確保の内容	3	3	3	3	3
差（②－①）	0	0	0	0	0

⑩ 子育て世帯訪問支援事業（森っ子お助け隊事業）

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供等を行います。本町では、「森っ子お助け隊事業」として実施しています。

今後の利用状況を注視しながら、ニーズに適切に対応できるよう事業を実施し、子育てに不安を抱える母親の支援に努めます。

◆町全域

単位：延べ件数

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	60	60	60	60	60
②確保の内容	60	60	60	60	60
差（②－①）	0	0	0	0	0

⑪ 支援拠点事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。

本町においては、本計画策定時において期間中の実施は予定していませんが、ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。

⑫ 親子関係形成支援事業

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身に付けるためのペアレント・トレーニング等の実施や、参加者同士によるピアサポートを通じ、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

本町においては、本計画策定時において期間中の実施は予定していませんが、ニーズの把握に努め、事業の実施について検討していきます。

⑬ ファミリー・サポート・センター事業（就学児のみ）

育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と協力したい人（提供会員）が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅等で預かる相互援助活動組織で、依頼会員は 18 歳未満の子どもを持つ保護者とした事業です。

本町では、袋井市と広域実施しています。

情報提供等により利用を促進していくとともに、提供会員の確保に努めます。

◆町全域

単位：人／日

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	40	39	38	37	36
②確保の内容	40	39	38	37	36
差（②－①）	0	0	0	0	0

※小学生の児童分のみ

⑭-1 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就業等により昼間家庭にいない保護者の児童を対象に、学校が終わった後の遊びや生活の場を提供し、支援員の活動支援の下、児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等小学校の長期休業中にも実施します。

令和6年度時点で、町では公立小学校3校に併設型で当該事業を実施しており、1クラブの定員数はおよそ40人で、定員数の合計は270人となっています。

待機児童が発生しないよう、需給状況を把握しながら利用定員の確保に努めます。

◆町全域

単位：人

区分		第3期計画				
		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	1年生	94	64	67	67	66
	2年生	71	79	54	57	57
	3年生	60	60	67	46	48
	4年生	36	34	34	37	26
	5年生	13	12	11	11	12
	6年生	4	3	3	3	3
	小計	278	252	236	221	212
②確保の内容		270	270	270	270	270
差（②－①）		▲8	18	34	49	58
（施設数）		7クラブ	7クラブ	7クラブ	7クラブ	7クラブ

⑭-2 地域学教協働活動推進事業（放課後子供教室）

町内の小学校において、放課後等に小学校の体育館や空き教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、学習や体験や交流といった多様な活動を行います。

令和6年度時点で、町では公立小学校1校2箇所当該事業を実施しています。

◆町全域

単位：か所

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	4	4	3	3	3
②確保の内容	4	4	3	3	3
差（②－①）	0	0	0	0	0

⑮ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教育・保育施設などの利用者負担額については、町の条例や規則により設定することとされていますが、施設によっては、実費徴収などの上乗せ徴収を行う場合が想定されており、日用品・文房具など必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用などの実費負担の部分について低所得者に対して、公費による補助を行う事業です。

事業の導入については、国、県及び近隣市町の動向を踏まえるとともに、町民ニーズなどを把握しながら検討します。

⑯ 多様な事業者の参入を促進するための事業

特定教育・保育施設への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進するための事業です。

町では教育・保育の提供量がニーズ量を上回っていますが、ニーズの内容把握に努め、求められる多様なサービス提供に応えられる方策の検討を進めます。

⑰ 妊婦等包括相談支援事業

令和6年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、妊婦に対し、面談等を通じて、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

本事業の利用が必要な家庭のニーズに適切に対応できるよう事業を実施し、伴走型の支援に努めます。

◆町全域

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	174	165	156	147	138
②確保の内容	174	165	156	147	138
差(②-①)	0	0	0	0	0

⑱ 産後ケア事業

令和6年の子ども・子育て支援法改正に伴い産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

森町に住民票がある産後1年未満の親子を対象に、体調不良や育児不安等がある方、出産後、家族などから家事や育児等の支援が受けられない方等に対し、母体やこどものケア、授乳・育児相談等を行う事業で、母子が病院や助産所に宿泊し、サービスを受ける「短期入所型」、母子が病院や助産所に通院(所)し、サービスを受ける「通所型」、自宅に助産師等が訪問し、サービスを受ける「訪問型」の3種類を実施しています。

産後ケア事業所の受け入れ体制の整備を図りながら、体調や子育てに不安を抱えている等、本事業の利用が必要な母親に適切な支援が提供できるよう事業を実施します。

◆町全域

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	7	7	7	7	7
②確保の内容	7	7	7	7	7
差(②-①)	0	0	0	0	0

(6) 子育てのための施設等利用給付

令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て新制度に移行していない幼稚園の授業料、幼稚園や認定子ども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象とした「子育てのための施設等利用給付」については、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、年4回の支給を目安とし、公正かつ適正な給付方法について適宜検討します。

子育てのための施設等利用給付の対象施設である「特定子ども・子育て支援施設等」の確認や公示、指導監督等については、認可権限や指導監督権限を持つ県に対し運営状況等の情報提供を求める等により、連携しながら保育の質の向上を図るよう努めます。

(7) こども誰でも通園制度について

こども誰でも通園制度とは、こどものための教育・保育給付を受けていない（保育所、幼稚園、認定こども園、企業主導型保育事業所に通っていない）0歳6か月から満3歳未満の未就園児に、適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こども及び保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談並びに保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う制度です。

こどもを中心に、こどもの成長の観点から、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備することを目的としているため、保護者の保育を必要とする事由（就労要件等）を問わず、月一定時間までの利用可能枠の中で利用が可能となっています。

本制度は、令和7年度は子ども・子育て支援法の地域子ども・子育て支援事業の一つである乳児等通園支援事業として実施され、令和8年度からは子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されます。

本町においては、令和8年度からの実施に向けて準備を進めます。

◆町全域

単位：人

区分	第3期計画				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み		5	5	5	5
②確保の内容		5	5	5	5
差（②－①）		0	0	0	0

（８）教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供

教育・保育の提供については、施設の認定こども園化を含め公立幼稚園と私立保育所の適切な役割分担により、教育要領に基づき基本を大切にする幼稚園教育と、保育指針に基づく生活に根ざした教育・保育により、確実な提供を目指し、森町のこどもの育ちと子育てへの支援充実を推進します。さらに、認定こども園化をはじめとする多様な保育事業に積極的に取り組みます。

また、放課後児童クラブの安定した運営を図るため、施設の計画的な整備を推進するなど、地域全体で家庭の子育てを支援する体制を拡充します。

いずれも、より良い支援サービスの提供に努め、提供量とニーズ量との大きな開きがないか検証しつつ推進します。

（９）地域における教育・保育施設及び地域型保育事業との連携

幼稚園を含む、既存の全ての教育・保育施設の保育枠定員の見直しや拡充、認定こども園化の促進、地域型保育事業（小規模保育所等）の促進を通じて、保育の提供確保に努めます。

また、全てのこどもに必要な教育・保育の提供が実現するよう、地域型保育事業と教育・保育施設の連携を確実にし、情報共有を基盤に育ちの環境を保障します。

こどものより良い育ちのため、最善の利益が求められるよう推進し、必要に応じ見直しを図ります。

（10）小学校等との連携

保・幼・小・中一貫教育を更に推進し、就学時における情報交換等、小中学校、幼稚園、保育所が連携し、各種事業を推進します。

常に、こどもを中心とした連携を図ります。

第5節 計画の推進に向けて

(1) 計画の周知

計画の推進に当たっては、町民の皆さんの参加、協力が不可欠なことから、こども施策や子育て支援サービス等について、広く町民の皆さんにお知らせし、理解と協力を得ながら推進していくことが必要です。

広報誌をはじめとして、町ホームページ、町からの配布資料等で本計画の周知を図ります。

(2) 計画推進体制及び計画の進行管理

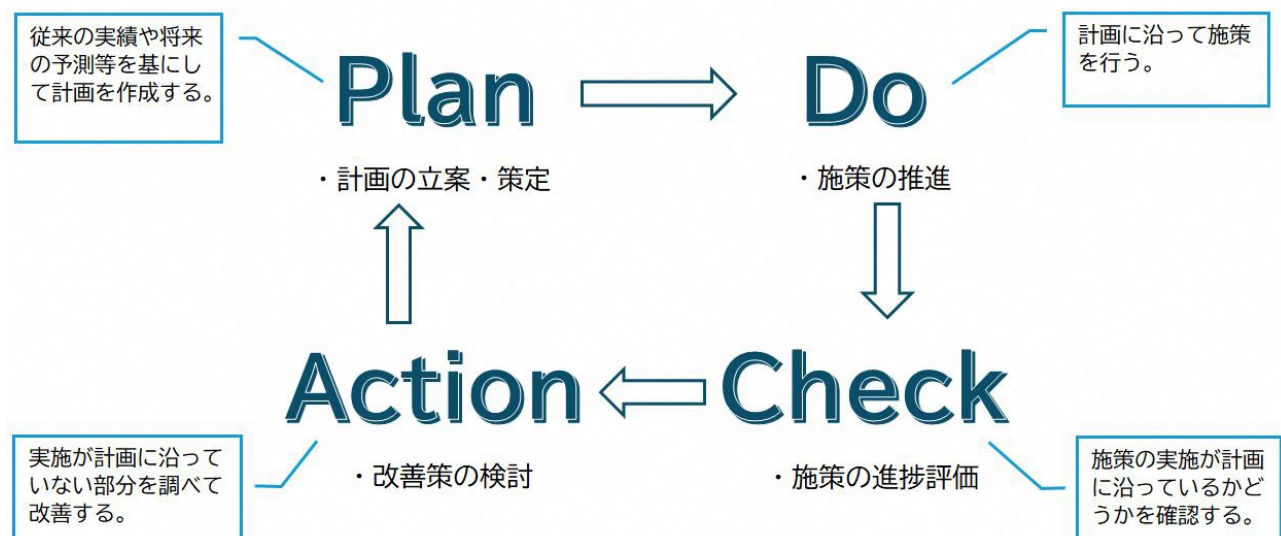
計画の推進に当たっては、健康こども課が事務局となり、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて状況の把握・点検を行い、森町子ども・子育て会議において評価を実施します。

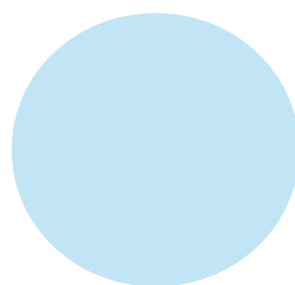
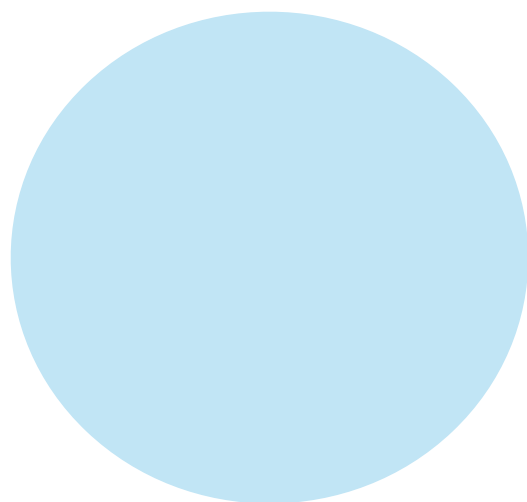
計画の点検・評価については、PDCAサイクルの考えに基づき行います。

なお、本計画に定めた量の見込みが実績と大きくかい離した場合には、必要に応じて見直しを行います。

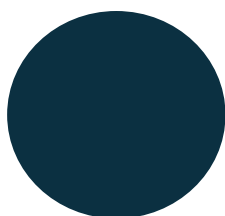
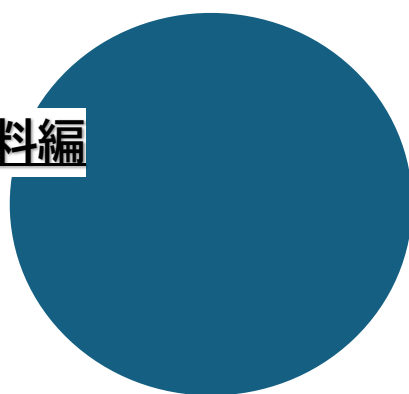
また、森町子ども・子育て会議での審議により、必要に応じ本計画の施策等の見直しを図ります。

【図表5-5 PDCAサイクル】





資料編



資料編

1. 森町子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略)

	所 属	氏 名	団 体	役職
1 会長	児童福祉団体関係者	山下 浩子	森町子育て支援センター	所長
2	森町町内会長連絡協議会代表	浦上 幸路	森町町内会長連絡協議会	理事
3	主任児童委員	赤坂 幸彦	森町民生委員・児童委員協議会	主任児童委員
4	保育園及び幼稚園の従事者	萩野 洋子	ときわ保育園	園長
5	保育園及び幼稚園の従事者	幸田 暁子	摩耶保育園	主任
6	保育園及び幼稚園の従事者	濱田 香苗	プティ森町園	園長
7	保育園及び幼稚園の従事者	平松 悦夫	森町公立幼稚園園長会 (森幼稚園)	代表
8	児童福祉団体関係者	鈴木 絵梨	ときわ保育園父母の会	代表
9	児童福祉団体関係者	飯田 隆士	森幼稚園PTA	会長
10	児童福祉団体関係者	味岡 幸博	森町PTA連絡会 (森中学校PTA会長)	副会長
11	学識経験者	高柳 美里	森町校長会(宮園小学校)	代表
12	学識経験者	嵐 智恵美	放課後子供教室 コーディネーター	代表
13	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	一木 洋子	森町放課後児童クラブ 支援員	代表
14	町内事業者を代表する者	野口 正美	豊田合成(株)森町工場	代表
15	町内事業者を代表する者	山本 良典	松井梱包(株)	代表

2. 森町子ども・子育て会議設置要綱

平成 26 年 3 月 28 日告示第 27 号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づき、森町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 法第 31 条第 2 項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 法第 43 条第 2 項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 法第 61 条第 7 項に規定する森町子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関する事。
- (4) 森町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関する事。

(組織)

第3条 会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 町内会長連絡協議会を代表する者
- (2) 主任児童委員
- (3) 保育園及び幼稚園の従事者
- (4) 児童福祉団体関係者
- (5) 学識経験者
- (6) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (7) 町内事業所を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会議に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者への協力依頼)

第7条 会議は、必要があると認めるときは、委員でない者に協力を依頼することができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康こども課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行後最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則（平成26年12月24日告示第88号）

この告示は、森町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年森町条例第24号）及び森町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年森町条例第26号）の施行の日から施行する。

附 則（令和2年8月20日告示第83号）

この告示は、令和2年9月10日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第97号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第106号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

3. 策定経過

区分	実施内容
第1回策定委員会	
日時	令和6年8月30日（金）
場所	※台風接近のため書面開催
議題	（1）第2期森町子ども・子育て支援事業計画の進行管理について （2）（仮称）森町こども計画策定の概要について （3）（仮称）森町こども計画策定に係るアンケート調査の結果（速報版）について
第1回実務者会議	
日時	令和6年10月9日（水）
議題	（1）（仮称）森町こども計画策定の概要について （2）（仮称）森町こども計画関連計画の整理について （3）（仮称）森町こども計画策定に係る施策の整理について
第2回策定委員会	
日時	令和6年10月31日（木）
場所	保健福祉センター 機能回復訓練室
議題	（1）（仮称）森町こども計画策定の概要について （2）（仮称）森町こども計画の基本目標と施策体系について （3）（仮称）森町こども計画骨子案について
第2回実務者会議	
日時	令和6年11月20日（水）
議題	（1）（仮称）森町こども計画骨子案について （2）（仮称）森町こども計画基本理念（案）について （3）施策評価シートについて
第3回実務者会議	
日時	令和6年11月27日（水）
議題	（1）（仮称）森町こども計画素案（施策内容）について
第3回策定委員会	
日時	令和6年12月12日（木）
場所	保健福祉センター 機能回復訓練室
議題	（1）森町こども計画素案について （2）こども・若者の意見反映について （3）パブリックコメントの実施について
令和6年12月23日～令和7年1月22日：パブリックコメント実施	

第4回策定委員会	
日時	令和7年2月20日（木）
場所	保健福祉センター 機能回復訓練室
議題	(1) パブリックコメントの結果について (2) 第2期森町子ども・子育て支援事業計画の評価について (3) 森町こども計画最終案について

4. 諮問書

森 健 第 552 号
令和 6 年 12 月 4 日

森町子ども・子育て会議 会長 様

森町長 太田 康雄



「森町子ども・子育て支援事業計画」及び
「森町こども計画」の策定について（諮問）

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第61条の規定に基づき、第3期森町子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、こども基本法（令和4年6月22日法律第77号）第10条の規定に基づき、「森町こども計画」の策定したいので諮問します。

5. 答申書

令和 7 年 2 月 20 日

森町長 太田 康雄 様

森町子ども・子育て会議
会長 山下 浩子

森町こども計画について（答申）

令和6年12月4日付け森健第552号により、諮問のありました森町こども計画について、慎重に審議した結果、適切なものであると認め、下記の意見を付して答申します。

記

- 1 森町こども計画に示されている基本理念に沿って、全ての子育て家庭が、こども・若者を未来の担い手として育てていく責任を持ち、みんながともに成長していけるよう、町・家庭・地域等がそれぞれの役割を担いながら連携・協働し、森町に住む「こども・若者・子育て当事者」が自分らしく幸せに成長できるまちづくりを進めていくことを求めます。
- 2 子育て支援施策・手当の充実や、安心できるこどもの居場所等の整備を進め、だれもが住みやすい、子育てしやすいまちづくりを、全庁的に取り組んでいくことを求めます。
- 3 保育施設や放課後児童クラブ、放課後子供教室等の子育て関連事業における人員の確保、体制の整備に努めることを求めます。
- 4 本計画の趣旨と内容について、多くの町民と関係機関に知っていただき、理解と協力が得られるように、積極的に情報発信をしながら周知することを求めます。

森町こども計画

(発行日) 令和7年3月

(発行) 森町

(編集) 健康こども課

〒437-0215

静岡県周智郡森町森50-1 森町保健福祉センター 内

電話 0538-86-6330

FAX 0538-86-6301

URL <https://www.town.morimachi.shizuoka.jp/index.html>